

熊本県災害時保健活動マニュアル

別冊資料 2 参考資料

(通知、協定書、啓発資料等)

目次

国通知文	… 1
1) 大規模災害時の保健医療福祉活動に係る整備について (令和4年7月22日付大臣官房厚生科学課長他関係部局長連盟通知)	
2) 災害時の保健師等広域応援派遣調整要領について (令和3年12月20日付厚生労働省健康局健康課長通知)	
3) 災害時の保健師等広域応援派遣調整の今後の運用について (令和5年3月31日付厚生労働省健康局健康課保健指導室通知)	
災害協定	…44
1) 熊本県	
①熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定	
②熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定	
2) 九州地方知事会 https://kyushuchijikai.jp/list00008.html	
①九州・山口9県災害時応援協定(令和2年4月)	
②関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月)	
③全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成30年1月)	
④九州知事会と九州市長会との大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書 (平成29年5月)	
災害時に派遣される支援チーム	…73
災害時保健活動に用いる啓発用資料等	…74
引用・参考マニュアル等	…150

<参考>

(1) 関係法令

- ・災害対策基本法
- ・災害救助法 等

(2) お役立ち情報

- ・内閣府
『防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/>』
- ・国立保健医療科学院
『災害に関する保健医療関連情報提供サイト
<http://h-crisis.niph.go.jp/>』

科 発 0722 第 2 号
医 政 発 0722 第 1 号
健 発 0722 第 1 号
薬 生 発 0722 第 1 号
社 援 発 0722 第 1 号
老 発 0722 第 1 号
令 和 4 年 7 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長
医 政 局 長
健 康 局 長
医 薬・生活衛生局長
社 会・援 護 局 長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）及び平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム）により整備がなされてきたところである。

このような中、各都道府県において大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部が設置されているところである。

その中で、令和3年防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）等の整備について追加された。また、令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」としたところである。

については、各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にしてもらおうとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府（防災担当）と調整済みであることを申し添える。

また、本通知の施行に伴い「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成 29 年 7 月 5 日付け科発 0705 第 3 号・医政発 0705 号 4 号・健発 0705 第 6 号・薬生発 0705 第 1 号・障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局長・医薬・生活衛生局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）は廃止する。

記

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動（以下単に「保健医療福祉活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置すること。なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。

被災都道府県における保健衛生活動を行う災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）・保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところであるが、保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

(2) 組織

① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局の長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

② 連絡窓口の設置

保健医療福祉調整本部は、保健所・DHEAT、保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む）、保健師チーム、管理栄養士チー

ム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）、その他の保健医療福祉活動に係る関係機関（以下「関係機関」という。）及び災害福祉支援ネットワーク本部（平成 30 年社会・援護局長通知に基づき都道府県が設置する、DWAT の派遣調整等を行う本部）との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療福祉調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口配置するよう求めることが望ましいこと。

③ 本部機能等の強化

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等に基づき、保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。

また、保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、厚生労働省災害対策本部（厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあっては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。）と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。

2. 保健医療福祉活動の実施について

(1) 保健医療活動チームの派遣調整

① 保健医療福祉調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療活動チームに対し、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。

なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないように、保健所を経由せず、被災病院等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整（以下「指揮等」という。）について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。

- ② 保健所は、①によって派遣された保健医療活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。
 - ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、①及び②の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえることに留意すること。
 - ④ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、当該保健医療活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療福祉調整本部及び保健所に登録し、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。
- (2) 保健医療福祉活動に関する情報連携
- ① 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、適宜、当該保健医療活動チームの活動の内容及び収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 活動中の報告においては、特に、当該保健医療活動チームが対応することができなかった保健医療福祉ニーズについて報告するよう求めること。
 - イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療活動チームの保健医療活動を他の保健医療活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報を報告するよう求めること。
 - ② 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。

この場合において、医療、保健、福祉分野の横断的な情報連携に当たっては、「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて(情報提供)」(令和2年5月7日厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室事務連絡)を踏まえ、各分野の関係者が共通で把握しなければならない事項について、被災者及び避難所に関するアセスメント調査票(別添1及び2)を参考にすることが望ましいこと。また、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録2018報告書」(平成30年11月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会)及びその様式(別添3)を、避難所の状況等に関する記録の様式については「災害時の保健活動推進マニュアル」(令和元年、日本公

衆衛生協会・全国保健師長会)及びその様式(別添4)を参考とすることが望ましいこと。

※別添2について、今後更新する可能性があるところ、厚生労働省ホームページにおいて、常に最新の資料を掲載することから、使用に際しては、同ホームページの確認をお願いする。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html>

- ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。
- ④ 保健所は、市町村に対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。
- ⑤ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。また、必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク本部とも相互に情報連携を行うこと。なお、情報連携の手段としては、
 - ア 平成24年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、救護班(医療チーム)等が定期的に情報交換することを目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議
 - イ 平成30年社会・援護局長通知に基づき、都道府県の災害福祉支援ネットワーク主管部局、保健医療部局、都道府県社会福祉協議会及び社会福祉施設等関係団体等により構成され、平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容の検討及び災害時の情報共有等を行う災害福祉支援ネットワーク会議等が考えられる。

(3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

- ① 保健所は、今後実施すべき災害時の保健医療福祉活動を把握するため、市町村と連携して、(2)により収集した保健医療活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療福祉ニーズ等の整理及び分析を行うこと。
- ② 保健医療福祉調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療福祉活動の総合調整に活用すること。

<参考>

○保健医療活動チーム等の活動要領等

- ・災害時健康危機管理支援チーム活動要領について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197835.html>

- ・災害時の保健師等広域応援派遣調整要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>

○関連通知・ガイドライン等

- ・災害時の福祉支援体制の整備について

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000209712.pdf>

- ・大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン

http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf

健健発 1220 第 2 号
令和 3 年 12 月 20 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（公印省略）

災害時の保健師等広域応援派遣調整要領について

災害時の保健師等広域応援派遣調整について、別紙のとおり「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」を定めたので通知します。

厚生労働省では、防災基本計画第 2 編第 2 章第 8 節の 1 及び厚生労働省防災業務計画第 2 編第 2 章第 6 節第 3 の 3 に基づき、災害時に避難所等において保健活動を行う保健師等を確保できるよう、被災市区町村を管轄する都道府県以外の都道府県から、保健師等を被災市区町村へ応援派遣する調整を行っているところです。

本要領は、この厚生労働省が行う保健師等の応援派遣調整について基本的な事項を定めるとともに、当該応援派遣調整の運用にあたり、関係者（厚生労働省、都道府県、市区町村、関係団体）が実施する事項及びその他必要な事項を定めたものです。

貴職におかれては本要領の内容についてご了知いただくとともに、貴都道府県におかれては管内の市区町村に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

災害時の保健師等広域応援派遣調整要領

1. 災害時の保健師等広域応援派遣調整の概要

(1) 概要

かつては数十年に一度の割合で発生していた豪雨、地震、津波、噴火等によって生ずる大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する「災害」をいう。）（以下「災害」という。）が、近年全国各地で相次いで発生している。

こうした災害に対応するために、平成29年7月に厚生労働省の5部局長等による通知（平成29年7月5日付け科発0705第3号、医政発0705第4号、健発0705第6号、薬生発0705第1号、障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を発出した。この通知では、大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備の推進を目的として、各都道府県の災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置するとともに、保健所において保健医療活動チームの指揮又は連絡等を行うほか、保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析を行うことを求めたところである。

また、災害が発生した場合、被災地の市町村及び特別区（以下「被災市区町村」という。）においては、被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図るため、迅速かつ確かな対応が求められる。

これらを受け、平成30年3月に災害時健康危機管理支援チーム活動要領（平成30年3月20日付け健健発0320第1号）に基づき、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）が派遣され、被災都道府県以外の都道府県等の職員により、保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等を応援することとなっている。

一方で、被災者の健康状況の把握を含め、被災状況に応じた健康管理のためには、被災市区町村の職員だけでは人員が圧倒的に不足することとなり、それらの業務を支援するために、迅速かつ短期集中的に応援職員を確保することが不可欠となる。被災市区町村は、まず当該都道府県内からの応援職員の派遣を受けて、被災者の健康の維持等に係る災害対応業務を実施することになるが、それだけでは十分に対応できない場合がある。そのため、厚生労働省は、防災基本計画第2編第2章第8節の1及び厚生労働省防災業務計画第2編第2章第6節第3の3を根拠として、災害時に、避難所等において保健活動を行う保健師等を確保できるよう、被災市区町村を管轄する都道府県（以下「被災都道府県という。」）以外の都道府県から、保健師等を被災市区町村へ応援派遣する調整を行っているところである。

本要領は、厚生労働省が行う都道府県を越えた自治体間の保健師等を応援派遣する調整の仕組みについて基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり、実施事項及びその他必要な事項を定めるものである。

(2) 本要領における用語の定義

ア 応援要請

被災都道府県が、厚生労働省に対して、大規模災害が発生している被災市区町村において被災者の健康の維持等に係る災害対応活動に必要な保健師等の派遣調整を要請することをいう。

イ 応援派遣

被災都道府県以外の、都道府県及び当該都道府県内に所在する保健所設置市、特別区及びその他市町村が、応援職員を被災都道府県へ派遣することをいう。

ウ 応援職員

各都道府県の職員及び当該都道府県内に所在する保健所設置市、特別区及びその他市町村から応援派遣される、保健師、その他の専門職及び業務調整員（以下「保健師等」という。）とする。

2. 応援派遣の枠組

(1) 応援派遣による保健師等の活動の基本

ア 避難所等における被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図ることを目的とし、被災市区町村長又は被災都道府県の保健所長等の指揮命令のもとに活動を行う。活動内容は、被災者の健康相談、健康管理及び避難所等の衛生対策等を想定している。

イ 活動期間は1週間程度を標準とするが、必要に応じ、応援派遣元となる都道府県（以下「応援派遣元都道府県という。」）と被災都道府県との間で協議の上、設定できるものとする。なお、活動期間には、現地での活動の他、応援派遣元都道府県と被災市区町村間の往復に必要な期間を含む。

ウ 被災市区町村における交通・通信手段や宿泊等については、応援派遣元都道府県において確保すること。

(参考)

下記は「災害時の保健活動に係る関連資料等」として、厚生労働省ホームページに掲載しているため、参考にされたい。

- ・災害時の保健活動推進マニュアル

（「災害時の保健活動推進マニュアルの周知」報告書（令和元年度地域保健総合推進事業 日本公衆衛生協会／保健師長会））

- ・避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン

（「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について（平成23年6月3日付け厚生労働省健康局総務課地域保健室事務連絡））

- ・保健師の災害時の応援派遣及び受援のためのオリエンテーションガイド
（「災害対策における地域保健活動推進のための実務担当保健師の能力向上に係
わる研修ガイドラインの作成と検証」（平成30年～令和元年度厚労科研））
- ・統括保健師のための災害に対する管理実践マニュアル・研修ガイドライン
（「災害対策における地域保健活動推進のための管理体制運用マニュアル実用化
研究」（平成28～29年度厚労科研））

（2）国及び都道府県等の役割

ア 厚生労働省の役割

（ア）平時

- ・ 応援職員となる保健師等の養成、資質の維持及び向上を図るため、マニュアル等
を策定するとともに必要に応じて改定する。
- ・ 応援職員となる保健師等の養成、資質の維持及び向上を図るため、都道府県等と
連携した取組を行う。
- ・ 応援派遣に係る活動の円滑な実施のための研究及び研修を推進する。
- ・ 応援派遣に係る調整を行う体制を整備する。
- ・ 都道府県、保健所設置市及び特別区における、保健師等の災害時応援派遣調整に
係る情報（調整担当窓口、応援派遣体制、災害時相互応援協定の有無、災害時の
保健師等の応援・受援の実績、都道府県内の市区町村との合同による応援派遣体
制の有無）を把握する。

（イ）災害発生時（有事）

- ・ 被災都道府県に対し、応援派遣に係る必要な助言及びその他の支援を行う。
- ・ 被災都道府県からの応援要請に基づき、速やかに応援派遣に係る調整を行う。

イ 都道府県の役割

（ア）平時

- ・ 応援職員となる保健師等の養成、資質の維持及び向上を図るため、厚生労働省と
連携した取組を行う。
- ・ 応援職員となる保健師等の人材育成を図るとともに、資質の維持及び向上を図る
ため、継続的な研修・訓練を計画的に実施する。
- ・ 災害発生時に優先して行う活動内容の選定等、事業継続計画（BCP）を策定する。
また、都道府県内の組織体制づくり、職員の参集体制の整備、情報伝達体制の整
備、避難勧告発令時の活動の検討、長期化に備えた活動体制整備、関係機関等の
把握と役割の明確化等を行う。
- ・ 災害時に、他の都道府県からの応援派遣を想定した受援業務計画を策定する。ま
た災害応急対応に必要な人員の算定、応援派遣による活動内容の選定を行う。
- ・ 平時から有事を想定し、管内市区町村に対して、保健師等の応援派遣の受入に際

し、受援が円滑に機能するよう、執務スペースの確保、活動に必要な資機材等の準備、受援に係る庁内調整会議の開催等、受入体制の整備を推進する。

- ・ 他の都道府県との応援派遣及び受援調整を担う本庁の部署と担当者を調整窓口として定め、これを厚生労働省健康局健康課に登録する。また調整窓口担当者の休日・夜間の連絡先を準備しておく。

(イ) 災害発生時（有事）

- ・ 応援派遣元都道府県は、厚生労働省からの照会及び調整に基づき、被災都道府県に対して保健師等を応援派遣する。

3. 災害発生時（有事）における対応

(1) 応援派遣に係る調整

ア 被災市区町村の対応

- (ア) 被災市区町村のみでは対応が困難な場合は、当該都道府県に対して、保健師等の派遣を要請する。
- (イ) (ア) の要請に対し、被災都道府県のみでは対応が困難な場合は、災害時相互応援協定締結自治体へ応援派遣を要請する。
- (ウ) (イ) により災害時相互応援協定締結自治体へ応援派遣を要請し、その受入を行った場合は、(ア) の要請を行った被災都道府県に対してその旨を報告する。
- (エ) (ア)、(イ) の応援派遣の受入を行っても対応が困難な場合は、被災都道府県を通じて厚生労働省に応援要請を行う。

イ 被災都道府県の対応

- (ア) 被災市区町村の支援について、被災市区町村以外の市区町村へ保健師等の派遣を要請する。
- (イ) 都道府県内の応援のみでは対応が困難な場合は、隣接都道府県または当該都道府県の災害時相互応援協定締結自治体へ派遣を要請する。
- (ウ) (ア)、(イ) の結果及び災害の規模により、全国規模の応援要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に応援要請を行う。
- (エ) (ウ) の際は、全国の都道府県からの保健師等の応援派遣に係る調整を要請する事由、必要な保健師等の人数、応援派遣期間、応援派遣先、具体的な活動内容等を明記し（様式A）、厚生労働省健康局健康課に応援派遣に係る調整を要請する。

ウ 厚生労働省の対応

- (ア) 被災都道府県からの応援要請を受け、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要な保健師等の人数、応援派遣先及び具体的な活動内容等を確認する。
- (イ) (ア) の内容を確認後、速やかに被災都道府県以外の都道府県（保健師統括部

署及び健康危機管理担当部署) に対して保健師等の応援派遣可否に係る照会を行う(様式B)。

(ウ) 全国知事会に対して、応援派遣に係る調整について情報共有を図るとともに、関係する構成団体に厚生労働省の照会に協力するよう依頼する。

(エ) 全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会に対して、応援派遣に係る調整について情報提供を行う。

エ 全国知事会の対応

全国知事会は、厚生労働省からの依頼を受け、厚生労働省において保健師等の応援派遣に係る照会を実施していることについて、関係する構成団体に協力するよう要請する。

オ 被災都道府県以外の都道府県の対応

(ア) 厚生労働省からの照会を受け、応援派遣の可否を決定する。

(イ) 都道府県内の保健所設置市、特別区及び市町村に対し被災市区町村への応援派遣の可否を照会する。

(ウ) (ア)、(イ)により応援派遣が可能と決定した場合、被災都道府県以外の都道府県の担当部局は、保健師等応援派遣計画票を厚生労働省健康局健康課に提出する(様式B別紙)。

(2) 応援派遣先の決定

ア 厚生労働省の対応

(ア) 上記3.(1)オ(ウ)により、応援派遣が可能と回答した都道府県が応援派遣する保健師等の人数、応援派遣期間等についての情報を集約し、被災都道府県と応援派遣先等を調整する。

(イ) (ア)の調整結果を、保健師等応援派遣計画票に基づき、応援派遣元都道府県及び被災都道府県に連絡する(様式C、様式D)。

(ウ) (ア)の調整結果を、全国知事会及び応援派遣元都道府県以外の上記3.ウ(イ)にて保健師等の応援派遣可否に係る照会を行った都道府県に情報提供する。

イ 応援派遣元都道府県及び被災都道府県の対応

ア(イ)の調整結果を受けた後、応援派遣元都道府県及び被災都道府県において、応援派遣及び受援に係る調整(費用負担に係る調整を含む。)を行う。

(3) 応援派遣中の対応

ア 応援派遣元都道府県の対応

(ア) 応援派遣先決定後、被災都道府県と連絡をとりながら活動内容等の調整を行い、支援を行う。

(イ) 応援派遣中の保健師等の健康状態等を把握するため、毎日、安全管理の遵守、心身の健康状態等、健康管理に係る報告を受けるとともに、必要時は被災都道府県と調整し、適宜対応する。また、応援派遣後も継続的な健康管理に留意する。

イ 被災都道府県の対応

(ア) 応援派遣による保健師等が保健活動を効果的・効率的に行うために必要な、被害状況、保健ニーズ、専門職チームの介入状況等の情報を把握し、随時提供を行う。

(イ) 応援派遣による保健師等に対し、災害の発生状況、活動の概要及び担当する役割を説明する等、活動開始に当たって必要なオリエンテーションを行う。

(ウ) 応援派遣による保健師等に対し、適宜、当該保健師等の活動内容及び収集した被害状況及び保健ニーズ等を報告するように求める。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。

①活動中においては、特に、当該保健師等が対応することが出来なかった保健ニーズ等の情報について報告するよう求めること。

②活動後においては、特に、当該保健師等の保健活動を他の保健師等が引き継ぐに当たって必要となる情報を報告するよう求めること。

(4) 応援派遣による保健師等から応援派遣元都道府県への報告等

ア 応援派遣元都道府県に対し、保健師等に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を毎日報告する。応援派遣による保健師等が保健所設置市・特別区、その他市町村の職員の場合、応援派遣元都道府県はその保健師等に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を保健所設置市・特別区、その他市町村に毎日報告する。

イ 活動に必要な資機材の確保及びその他のロジスティクスに関する後方支援が必要となった場合は、応援派遣元都道府県に対して、随時その旨を要請する。

(5) 応援要請等の見直し

ア 被災都道府県は、被災市区町村における応援派遣による保健師等の活動の状況を勘案し、人員体制の縮小又は応援派遣期間の短縮等が可能と判断した場合、応援要請の見直しを検討する。

イ 応援派遣中の保健師等は、活動等を通じて、人員体制の縮小など保健師等の応援派遣計画の見直しが必要と判断した場合、応援派遣元都道府県にその旨を報告する。

ウ 被災都道府県及び応援派遣元都道府県は、応援要請及び保健師等の応援派遣計画の見直しについて協議の上、応援派遣計画を変更する場合は、応援派遣元都道府県は上記3.(1)オ(ウ)により連絡した保健師等応援派遣計画票を変更し、被災都道府県及び厚生労働省健康局健康課に提出する。

エ 被災都道府県は、人員体制の増員又は応援派遣期間の延長等が必要と判断した場

合、応援派遣元都道府県と調整する。

オ 被災都道府県は、エによる調整が整わなかった場合、厚生労働省に追加の応援要請を行う。

カ 厚生労働省は、被災都道府県から保健師等の追加の応援要請を受けた場合、被災都道府県以外の都道府県に対して保健師等の追加応援派遣の可否に係る照会を行う（様式E）。（以降の手続きは上記3.（1）ウ（ウ）以降に同じ。）

（6）活動の終結等

ア 被災都道府県は、応援要請後、本庁や保健所等の職員のみで対応できる体制が確保されると見込まれる場合、厚生労働省及び応援派遣元都道府県にその旨を連絡する。

イ 厚生労働省は、アによる応援派遣活動の終結を全国知事会に情報提供する。

（7）活動の中止

ア 応援派遣元都道府県は、応援派遣期間完了前に災害等の発生により、応援派遣による保健師等の帰還が必要となった場合は、被災都道府県に、保健師等応援派遣計画の一部又は全部について中止を求めることができる。

イ 厚生労働省は、アによる応援派遣活動の中止を全国知事会に情報提供する。

（8）個人情報の取り扱い

応援派遣による保健師等の活動記録作成において必要となる個人情報は、被災都道府県等における個人情報保護に係る例規を遵守して取り扱う。

4. 費用と補償

（1）費用

ア 防災業務計画に基づく保健師等支援の応援派遣に係る調整を要請した場合の費用負担は、被災状況等により、自治体間の災害時相互応援協定や災害対策基本法等のいずれを根拠とするか、被災自治体と応援派遣元自治体との協議等で判断する。

イ 応援派遣を行った自治体は費用負担に係る協議等のため、自ら行った応援派遣全体の経費積算とその根拠資料を基本とする。

（2）公務災害補償の取り扱い

常勤職員である保健師等の公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき実施することとされている。

○ ○ ○ ○
令和○年○月○日

厚生労働省健康局健康課長 殿

○○都道府県知事
(公印省略)

○○災害に係る保健師等の応援要請について

令和○年○月○日に発生した○○災害について、防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に基づき、下記のとおり保健師等の応援派遣に係る調整を要請いたしますので、御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 保健師等の応援派遣に係る調整を要請する事由
例) 都道府県下○か所に避難所が開設され、避難者の健康支援活動にあたる保健師等の人員が大幅に不足しています。また、協定を締結している自治体への協力を要請しているものの、協定内での対応だけでは不十分であると判断したため、要請を行うこととしました。
なお、本要請について、当都道府県知事との協議の上、判断したものです。
- 2 必要となる応援職員数
例) 保健師等 ○名 (保健師○名、その他専門職○名、事務○名)
(1チームあたり○名、保健師等○名、事務○名、○か所への配置を想定)
- 3 応援派遣の開始時期、必要な期間
令和○年○月○日 (○) ～○月○日 (○) まで
- 4 応援派遣先と具体的な活動内容等
例) ○箇所の避難所へ配置を想定。
避難所における住民の健康管理、在宅における要支援者の健康管理
- 5 災害相互応援協定の活用について
例) 現在活用している (○○県○チーム、令和○年○月○日～○月○日)
例) 活用していない

6 応援派遣元都道府県との調整窓口

例) 自治体名

部署名

役職

調整担当者氏名

電話番号 (平日)

電話番号 (夜間・休日)

FAX

E-mail

(連絡可能な日時)

7 その他

<問い合わせ先>

〇〇県〇〇〇局〇〇課 〇〇、〇〇

T E L : xx-xxxx-xxxx (内〇〇、〇〇)

xx-xxxx-xxxx

F A X : xx-xxxx-xxxx

E-mail : xxxx@xx.jp

様式 B

事務連絡
令和〇年〇月〇日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局健康課長

〇〇災害に係る保健師等の応援派遣可否について（照会）

令和〇年〇月〇日（〇）に発生した〇〇災害におきましては、被災都道府県からの要請に基づき、各自治体からの保健師等の応援派遣について、厚生労働省にて調整することといたしました。本災害に係る保健師等の応援派遣の詳細は、下記のとおりです。

つきましては、現時点で保健師等の応援派遣に応じることへの可否、その場合の体制等について、令和〇年〇月〇日（〇）までに、様式B別紙「保健師等応援派遣計画票」に必要事項を記載の上、メールにより当課まで御回答いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、必要に応じて管内保健所設置市・特別区及び市町村に協力をお求めいただき、管内保健所設置市・特別区及び市区町村保健師等も含めた編成とする等の対応について、御検討ください。

なお、本照会は、現時点における保健師等の応援派遣可能数を把握するものであり、本照会により応援派遣をお願いするものではありません。

記

1 活動内容

- ・被災者の健康相談、健康チェック
- ・避難所の衛生対策 等

2 活動場所

〇〇〇〇〇

3 応援派遣期間

令和〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）までの予定

※ 具体的な応援派遣期間は、被災自治体と調整いただくこととなります。

※ 人員が途切れることなく応援派遣していただきますようお願いいたします。

4 必要となる応援職員数

保健師等 〇名（1チームあたり保健師〇名、事務〇名を想定）

5 移動手段及び宿泊先

各応援派遣元自治体において手配してください。

6 被災自治体の状況

例) ○○内において複数の避難所が開設されており、避難者等の健康状態について今後把握が必要になります。しかし、保健師等が不足しており、避難所における住民の健康管理を十分に行うことが困難な状況です。

7 その他

- ・災害発生時における保健師等応援派遣の根拠としては、地方自治法第 252 条の 17、災害対策基本法第 67 条・第 68 条・第 74 条、自治体間の災害時相互応援協定、支援自治体の独自の判断による応援派遣などが想定されますが、いずれを根拠とするかについては、基本的に、応援派遣時までに、応援派遣元自治体と被災自治体間で調整していただくことになります。
- ・保健師等の応援派遣に係る費用負担については、応援派遣時までに、危機管理担当部局等と御調整いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

厚生労働省健康局健康課

地域保健室・保健指導室 ○○、○○

T E L : 03-3595-1111 (内○○、○○)

03-3595-2190

F A X : 03-3502-3099

E-mail : 3hoken@mhlw.go.jp

緊急連絡先 : 090-2464-4829

※1チーム1シートへの記入をお願いします。応援派遣チームが複数ある場合は、チーム毎に様式を提出してください

保健師等応援派遣計画票

チーム全体の 応援派遣可能期間	20泊21日	記載日	4月20日
被災都道府県での 交通手段	自家用車	記載日 公用車の場合 現地での終日活用	可

※可・不可を
ドロップダウンで選

担当者窓口

都道府県名	自治体名	部署名	調整担当者 氏名	電話番号 (平日)	電話番号 (夜間・休日)	FAX	E-mail
〇〇県	〇〇市	保健福祉局 健康医療部 健康増進課	〇〇〇〇	00-0000-0000(公用)	00-0000-0000(私用)	00-0000-0000	sa.sasae@pref.lg.jp

＜記入方法＞黄色セル部の記入をお願いします。
①区分・プルダウンより派遣任務、派遣責任者、派遣責任者番号(私用)を記載して下さい。
②電話番号、番号の後に(公用)または(私用)を記載して下さい。
③〇…到着日
△…到着日
◇…到着日
※1チーム内に被災活動がある場合は、下記表を参考に最終活動日まで記入して下さい。
※2班以降は到着日の入力が必要です。
⑤記入例を参考に、毎朝にセルの色づけをお願いします(色は自由です)。

＜記入時の留意事項＞
※応援派遣者数や応援派遣日数に依りて下記表の列・行を追加して下さい。
※先々の班構成が不明の場合は、決定している部分までの記載で可です。
※変更・追加時は、赤字修正し再度候補指図書まで提出して下さい。
(修正時は、班交代の3日前を目安に修正版を提出いただきますようお願いいたします。)

※このセルの日付を変更すれば、
他の日付が全て変更されます

氏名	区分	職種	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/01	5/02	5/03	5/04	5/05	5/06	5/07	5/08	5/09	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15
〇〇〇〇	班責任者	保健師	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
□□□□	班責任者	保健師	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
△△△△	班責任者	事務職	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
◇◇◇◇	班責任者	保健師	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
××××	班責任者	保健師	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
◎◎◎◎	班責任者	保健師	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
■ ■ ■ ■	班責任者	保健師	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
▽▽▽▽	班責任者	事務職	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
1日当たり人数																												

様式 C

事務連絡
令和〇年〇月〇日

(応援派遣元都道府県)
〇〇都道府県〇〇部〇〇課 御中

厚生労働省健康局健康課

〇〇災害に係る保健師等の応援派遣調整結果について

〇〇災害に係る保健師等の応援派遣可否について、御回答いただきありがとうございました。

下記のとおり、応援派遣を調整した結果をお知らせいたします。以後の詳細な調整につきましては、被災自治体の担当者と直接行っていただきますようお願いいたします。

また、ご提出いただいた様式B別紙「保健師等応援派遣計画票」に追記・変更・修正が生じた場合には、速やかに当課へ再提出していただくようお願いいたします。

記

- 1 応援派遣先自治体 〇〇都道府県
- 2 活動開始日 令和〇〇年〇月〇日 (〇)
- 3 担当者連絡先
 - ・担当者 : 〇〇県庁〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇氏、〇〇氏
 - ・TEL/FAX : 000-0000-0000 / 000-0000-0000
 - ・E-mail : 〇〇〇〇〇〇@〇〇.jp
- 4 その他 (先方の希望に応じて) 応援派遣先自治体への電話連絡につきましては、令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時以降にお願いいたします。

※なお、以後は応援派遣の延長や応援派遣先の変更等がある場合にも、改めて同様の文書発出は行いませんので御承知おきください。

<問い合わせ先>

厚生労働省健康局健康課

地域保健室・保健指導室 〇〇、〇〇

T E L : 03-3595-1111 (内〇〇、〇〇)

03-3595-2190

F A X : 03-3502-3099

E-mail : 3hoken@mhlw.go.jp

緊急連絡先 : 090-2464-4829

様式D

事務連絡
令和〇年〇月〇日

(被災都道府県)
〇〇都道府県〇〇部〇〇課 御中

厚生労働省健康局健康課

〇〇災害に係る保健師等の応援派遣調整結果について

〇〇災害に係る保健師等の応援派遣につきまして、当課において、下記のとおり応援派遣の調整を行いましたので、御連絡いたします。

詳細につきましては、様式D別紙「保健師等応援派遣計画票一覧」を御確認いただくとともに、今後の詳細な調整につきましては、応援派遣元都道府県と直接行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 応援派遣調整結果 様式D別紙「保健師等応援派遣計画票一覧」 参照
- 2 その他
 - ・（応援派遣元自治体から貴自治体へ電話連絡をするよう伝えておりますので）今後の詳細な調整は、自治体間で行っていただきますようお願いいたします。
 - ・被災者に対する健康調査や避難所の調査票（アセスメントシート）等、貴自治体で定められた記録様式がある場合は、活動開始当初から応援派遣元自治体及び保健師等へ提示いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

厚生労働省健康局健康課

地域保健室・保健指導室 〇〇、〇〇

T E L : 03-3595-1111 (内〇〇、〇〇)

03-3595-2190

F A X : 03-3502-3099

E-mail : 3hoken@mhlw.go.jp

緊急連絡先 : 090-2464-4829

様式 E

事務連絡
令和〇年〇月〇日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局健康課長

〇〇災害に係る保健師等の追加応援派遣について（照会）

〇〇災害につきましては、保健師等の応援派遣に御支援・御協力いただき、深く感謝申し上げます。

当課で被災自治体への保健師等の応援派遣に係る調整を行っているところですが、時間の経過とともに被害状況も明らかとなり、被災自治体からは更に多くの保健師等の長期的な応援派遣の要請が来ている状況です。

そこで、各都道府県におかれましては、更なる保健師等の応援派遣について御検討いただくとともに、管内保健所設置市・特別区及び市町村からの応援派遣協力についてとりまとめていただくなど、少しでも多くの保健師等を応援派遣できるよう御協力をお願いいたします。

つきましては、すでに応援派遣予定として当課に御連絡いただいている保健師等以外で、追加の応援派遣に応じることの可否、その場合の体制について、令和〇年〇月〇日（〇）までに、様式E別紙「保健師等追加応援計画票」に必要事項を記載の上、メールにて当課まで御回答いただきますようお願いいたします。

なお、自治体間の協定により保健師等の応援派遣をしている、または予定している自治体につきましては、回答が不要であることを申し添えます。

<問い合わせ先>

厚生労働省健康局健康課

地域保健室・保健指導室 〇〇、〇〇

T E L : 03-3595-1111 (内〇〇、〇〇)

03-3595-2190

F A X : 03-3502-3099

E-mail : 3hoken@mhlw.go.jp

緊急連絡先 : 090-2464-4829

事務連絡
令和5年3月31日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課保健指導室

災害時の保健師等広域応援派遣調整の今後の運用について

地域保健活動の推進につきましては、平素より御協力、御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

災害時の保健師等広域応援派遣調整については、「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領について」（令和3年12月20日付け健健発1220第2号厚生労働省健康局健康課長通知）において、被災市区町村を管轄する都道府県以外の都道府県から、保健師等を被災市区町村へ応援派遣する調整を行っているところです。

今般、派遣調整及びそれに係る情報共有を迅速かつ効率的に行えるよう、本要領に基づく派遣調整に係るシステムとして「保健師等派遣調整システム」を活用して運用することとしました。（詳細は別添運用マニュアル参照。）

つきましては、各様式等によって行っていた派遣調整の一部をシステムに入力・送信する等、下記のとおり運用していきますので、御協力をお願いいたします。

貴職におかれては本運用マニュアルの内容について御了知いただくとともに、貴都道府県におかれては管内の市区町村に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

記

1 派遣調整におけるシステム活用について

「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」に基づく派遣調整について、以下の手順においてシステムを活用して対応します。

手順	要領上の対応	システムでの対応
応援要請	被災都道府県が厚生労働省へ【様式A】を送付。	被災都道府県が厚生労働省へ【様式A】を送付し、要請内容の詳細をシステムへ登録。
派遣可否の照会	厚生労働省が被災都道府県以外の都道府県へ【様式B】を送付。	厚生労働省が被災都道府県以外の都道府県へ【様式B】を送付し、システム上で当該都道府県に対し照会。
派遣可能の場合の提出	被災都道府県以外の都道府県が厚生労働省へ【様式B別紙】を送付。	被災都道府県以外の都道府県がシステムへ派遣チームを登録。
調整結果の通知	厚生労働省が応援派遣元都道府県へ【様式C】、被災都道府県へ【様式D、様式D別紙】を送付。	厚生労働省が応援派遣元都道府県へ【様式C】、被災都道府県へ【様式D、様式D別紙】を送付し、システム上で応援派遣元都道府県及び被災都道府県へ調整結果を通知。

2 システムの運用開始及び段階的な機能拡張について

システムを活用した派遣調整の本運用マニュアルに基づく運用は、令和5年4月1日から開始します。

なお、今後もシステムの利便性向上のため、段階的にシステム更新を行う予定としておりますので、随時、改訂版運用マニュアルを周知いたします。

3 システム運用元について

派遣調整に係るシステムの運用は、DHEAT事務局（委託先：一般財団法人日本公衆衛生協会）にて行います。

派遣調整にあたっては、厚生労働省とDHEAT事務局はシステム上で派遣調整の状況を随時共有し、連携して実施します。

4 システムが使用できない時の対応について

インターネット接続が遮断される等、被災状況等によりシステムの活用が困難な場合は、「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」に記載の様式を用い、現行どおりの運用を行うこととします。

なお、その場合は厚生労働省健康局健康課保健指導室のメールアドレス（3hoken@mhlw.go.jp）より、各都道府県保健師等応援派遣調整担当者様のメールアドレスに御連絡します。

担当者

厚生労働省健康局健康課保健指導室

担当：木全・天野

電話番号：03-5253-1111（内線 8937/2974）

メールアドレス：hokenshidoushitu@mhlw.go.jp

災害時の保健師等広域応援派遣調整に係る システム運用マニュアル

厚生労働省健康局健康課保健指導室
DHEAT 事務局（一般財団法人 日本公衆衛生協会）

2023年3月31日 第1版

目次

1. はじめに
 - 1-1 保健師等派遣調整システムの活用について
 - 1-2 DHEAT・保健師等派遣調整システムの一体的運用について
 - 1-3 本書の目的
 - 1-4 本書の活用方法
 - 1-5 システム利用にあたって
 - 1-6 定義
2. 本システム利用環境等について
 - 2-1 本システム利用環境の準備
 - 2-2 本システム利用の訓練
3. 平時における名簿管理機能について
 - 3-1 事前登録について
 - 3-2 名簿登録者への連絡について
4. 保健師等派遣調整システムと DHEAT 派遣調整システムの相違点
 - 4-1 アカウントの権限について
5. 本システムの権限の整理
 - 5-1 厚生労働省派遣の派遣調整工程に係る、各組織の権限について
 - 5-2 アカウント別の被災都道府県及び派遣チームの個人情報の表示について
6. システムを使用する派遣調整の手順
 - 6-1 応援派遣に係る調整(被災市区町村の対応)
 - 6-2 応援派遣に係る調整(被災都道府県の対応)
 - 6-3 派遣元都道府県への応援派遣可否に係る照会(厚生労働省の対応)
 - 6-4 応援派遣の可否の決定・市区町村への照会(被災都道府県以外の都道府県の対応)
 - 6-5 保健師等応援派遣計画票の提出(派遣元都道府県の対応)
 - 6-6 応援派遣先の調整・決定(事務局の対応)
 - 6-7 調整結果の情報提供(事務局の対応)
7. 複合要請について
8. 派遣調整に係る報告書等
9. システム障害時の対応について
10. システムを活用した派遣調整に関する問い合わせについて

1 はじめに

1-1 保健師等派遣調整システムの活用について

厚生労働省健康局健康課保健指導室が行う災害時の保健師等広域応援派遣調整については、「災害時の保健師等広域派遣調整要領について（令和3年12月20日付け健健発1220第2号厚生労働省健康局健康課長通知）」に基づき実施しているが、派遣調整及びそれに係る情報共有を迅速かつ効率的に行えるよう、本要領に基づく派遣調整を、令和5年4月1日より原則「保健師等派遣調整システム」を活用して運用することとする。

なお、何らかの障害により「保健師等派遣調整システム」の活用が困難な場合は、厚生労働省健康局健康課保健指導室の判断に基づき、「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」に記載の様式を用い、現行どおりの運用を行う。

1-2 DHEAT・保健師等派遣調整システムの一体的運用について

厚生労働省が行う災害時健康危機管理支援チーム(以下、DHEAT という。)の派遣調整及び保健師等広域応援派遣に係るシステムを活用した調整を一体的に行うために、DHEAT 事務局(委託先：一般財団法人 日本公衆衛生協会)は、厚生労働省の依頼のもと、「DHEAT・保健師等派遣調整システム」を活用し、被災都道府県と派遣元都道府県等の応援派遣に関する調整の補助を行う。

また、「保健師等派遣調整システム」、「DHEAT 派遣調整システム」及び「保健所現状報告システム」は、「災害保健情報システム」として一体的に保守・運営される。

なお、派遣要請・派遣調整は、システム内での完結ではなく必要時は適宜電話等も活用して行い、被災都道府県がシステムに要請を登録できない状況にある場合は、厚生労働省にてシステムに要請代理登録を行う。

1-3 本書の目的

本書は、自治体が、災害時の保健師等広域応援派遣調整に係る業務について、「保健師等派遣調整システム」を活用し、円滑に実施できることを目的とする。

1-4 本書の活用方法

本書は、「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」に基づく派遣調整について、システムを用いた運用方法を示したものである。なお、本書は、「保健師等派遣調整システム」の操作マニュアルである「保健師等派遣調整システム操作マニュアル(以下、操作マニュアルという。）」、「保健師等派遣調整システム簡易操作マニュアル」、及び「災害保健情報システムユーザー利用規約(以下、利用規約という。）」に基づくものである。

1-5 システム利用にあたって

システムの利用にあたっては、本システムの管理・運用委託先の、一般財団法人 日本公衆衛生協会が定めた利用規約に同意をする必要がある。

1-6 定義

- (1) 「本システム」とは、一般財団法人 日本公衆衛生協会が提供する「保健師等派遣調整システム」及び、「DHEAT 派遣調整システム」、「保健所現状報告システム」ならびにこれらに付随するシステム（理由の如何を問わずシステムの名称若しくは内容が追加若しくは変更された場合は、当該変更後のシステムを含みます。）を意味します。
- (2) 「厚生労働省」とは、厚生労働省健康局健康課保健指導室を意味します。
- (3) 「事務局」とは、DHEAT事務局（一般財団法人日本公衆衛生協会）を意味します。DHEAT事務局にて、DHEATの派遣調整及び保健師等の派遣調整に係るシステム運用を担います。
- (4) 「本ウェブサイト」とは、事務局が本システムの提供に関して運営するウェブサイト（理由の如何を問わず、本ウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
- (5) 「派遣先」とは、災害発生時において、本システム上で派遣要請を行う「被災都道府県」と同意語とします。
- (6) 「派遣元」とは、上述の派遣要請に基づき、派遣先に対して職員の応援派遣を行う、被災都道府県以外の都道府県等とし、「派遣元都道府県」と同意語とします。

2 本システム利用環境等について

2-1 本システム利用環境の準備

- ・貴自治体での通信環境が、本システムの利用に支障がないことを事前に確認する必要がある。なお、本システムの活用を想定している保健師等や DHEAT 構成員においても、本ウェブサイトの利用(本システムからのメール受信等)が可能か、事前に確認する必要がある。
- ・本システムのアカウントは、都道府県及び指定都市に付与している保健所現状報告システム閲覧用 ID と共通であり、保健師等派遣、DHEAT 派遣を所管する担当者が共有して使用する。

2-2 本システム利用の訓練

- ・各都道府県の保健師等派遣、DHEAT 派遣を所管する担当者は、平時から有事を想定し、派遣要請・受援が円滑に行えるよう、継続的な研修・訓練を行うこと。
- ・本システムの派遣チーム作成の調整機能を活用する場合は、派遣予定の保健師等も含めた送受信訓練等を実施することが望ましい。

3 平時における名簿管理機能について

3-1 事前登録について

- ・各都道府県において、派遣予定者を事前に登録することで、円滑な派遣調整が期待される。
- ・本システムの名簿管理機能にて、事前に派遣予定者の名簿を保管しておくこと(連絡先等含む)が可能である。

3-2 名簿登録者への連絡について

- ・事前に派遣予定者の連絡先を登録しておくこと、派遣チーム作成にあたっての各都道府県内調整等に活用することが可能である。そのため、各都道府県において本機能を活用するか否か事前に決めておき、活用する場合は派遣予定の保健師等も含めた送受信訓練等を事前に実施することが望ましい。

4 保健師等派遣調整システムと DHEAT 派遣調整システムの相違点

4-1 アカウントの権限について

- ・保健師等派遣調整システムと DHEAT 派遣調整システムは、共に都道府県がユーザーアカウントとなる。
 - 保健師等に関して
 - ・派遣要請は被災都道府県が行い、派遣調整も派遣元都道府県が自都道府県内をとりまとめ、本システムを活用しチーム登録を行う。
 - DHEAT に関して
 - ・指定都市に子アカウントの権限として、名簿登録と派遣チーム作成が可能である。(DHEAT 活動要領、利用規約参照)。
 - ・都道府県においては、指定都市のチーム情報の確認と閲覧ができる。

表 1. DHEAT・保健師等派遣調整システムに係る違い

	派遣の要請	派遣元としてのチーム作成	派遣チームの個人情報の閲覧 ※7頁 表3参照	報告書
保健師等派遣	都道府県	都道府県	派遣決定の確定後に派遣先のみ閲覧可能。	派遣元自治体活動報告用紙
DHEAT 派遣	都道府県	都道府県 指定都市	リーダー情報のみ、事務局と派遣先が、派遣確定前より閲覧可能。 派遣決定の確定後に、派遣先で他構成員情報閲覧可能。	DHEAT 活動記録用紙

5. 本システムの権限の整理

5-1 災害時の保健師等広域応援派遣調整におけるシステム上の工程に係る、各組織の権限について

表2. アカウント別の派遣調整工程に係る権限と閲覧可能範囲

派遣調整のフロー※	厚生労働省	事務局	被災都道府県	派遣元都道府県
1 要請確定・依頼	○ 要請代行作成	○ 要請代行作成	○	-
2 派遣元自治体設定	○	○	-	-
3 派遣可能日調査	-	-	-	○
4 派遣チーム作成	-	-	-	○
5 派遣チーム仮決定	-	-	-	○
6 派遣チーム確定	-	-	-	○
7 派遣チーム割当	○	○	-	-
8 派遣チーム割当 仮決定	○	○	-	-
9 派遣チーム割当 被災都道府県通知	○	○	○ メール受信 ログインして確認可	
10 派遣チーム割当 派遣元通知	○	○	○ メール受信 ログインして確認可	○ メール受信 ログインして確認可

※派遣調整の工程は、「6. システムを使用する派遣調整の手順」を参照

5-2 アカウント別の被災都道府県及び派遣チームの個人情報の表示について

各アカウントによって、被災都道府県及び派遣チームの個人情報の閲覧範囲が異なる。

表3. アカウント別の被災都道府県及び派遣チームの個人情報の表示

	厚生労働省	事務局	被災都道府県	派遣元都道府県
要請に記載の自治体担当者情報	○	○	—	△マッチング後のみ閲覧可
要請に対して確定した班員情報(割当画面)	×班員の職種のみ閲覧可	×班員の職種のみ閲覧可	割当画面は閲覧不可	割当画面は閲覧不可
要請に対して確定した班員情報(仮決定時)	×班員の職種のみ閲覧可	×班員の職種のみ閲覧可	×班員の職種のみ閲覧可	—
派遣が確定したチームの班員情報	×班員の職種のみ閲覧可	×班員の職種のみ閲覧可	○	—
派遣元の担当者連絡先	○	○	割当被災都道府県通知時	—

※○:氏名、職種両方閲覧可、-:情報登録する側

6 システムを使用する派遣調整の手順

- ・「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」に基づく一連の派遣調整において、原則「保健師等派遣調整システム（以下、システムという。）」を活用して運用を行う過程について説明する。
- ・なお、「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」及び「システム全体の操作フロー」のどの過程に該当する手順であるか、下記の例示のとおり記載する。

(例) 被災都道府県が厚生労働省に応援派遣に係る調整を要請する過程の場合

「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」の該当箇所 ⇒ 【要領3.(1)イ(エ)】

図1「保健師等の広域応援派遣調整におけるシステム全体の操作フロー」における手順番号の該当箇所 ⇒ 【システム1】

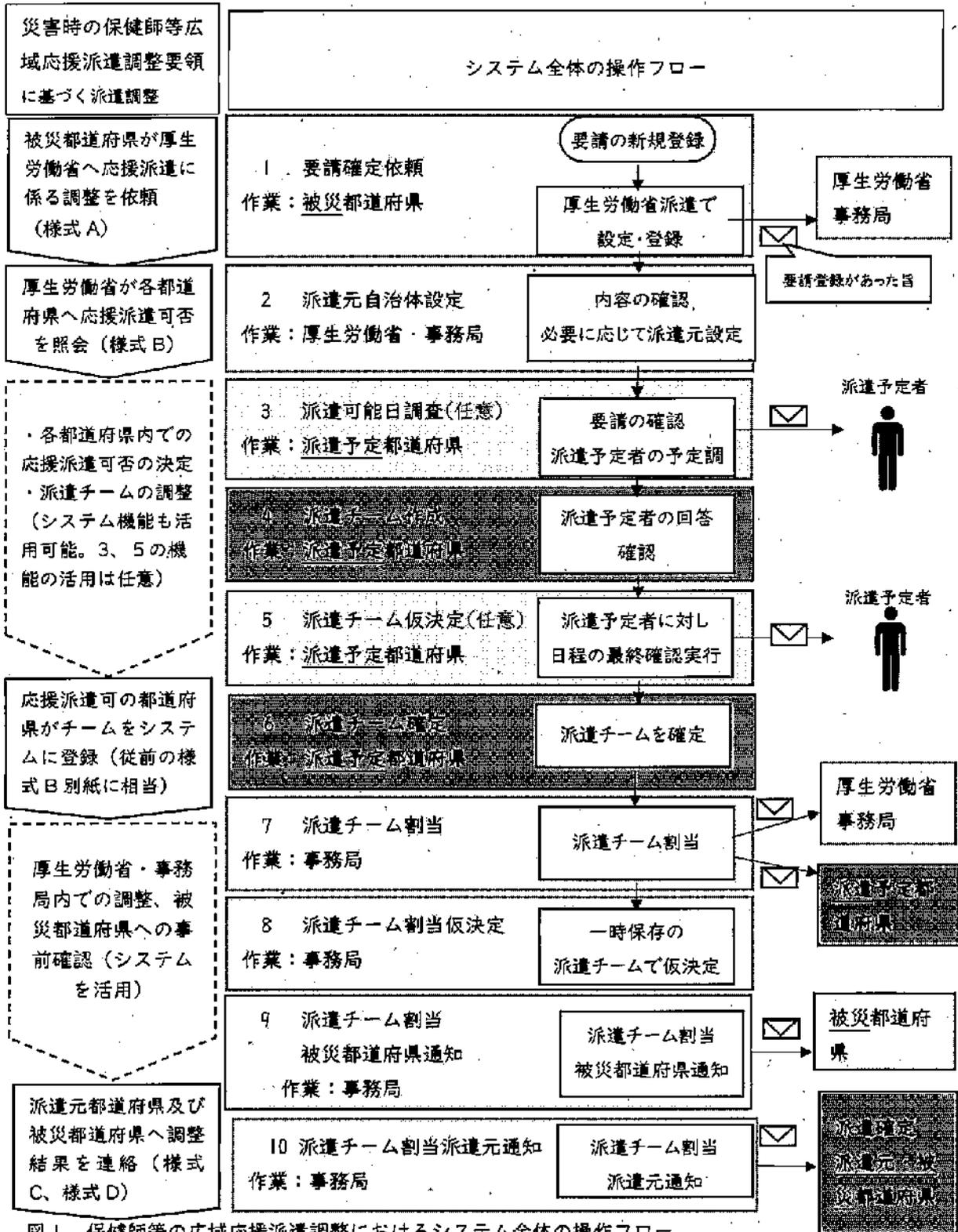


図1. 保健師等の広域応援派遣調整におけるシステム全体の操作フロー

※派遣調整の進捗過程は、システム「要請詳細」のページで確認することができます。

6-1 応援派遣に係る調整(被災市区町村の対応) 【要領3.(1)ア】

被災都道府県において「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」の通りを行う。

6-2 応援派遣に係る調整(被災都道府県の対応) 【要領3.(1)イ】【システム1】

- (1) 被災市区町村の支援について、都道府県内の応援のみでは対応が困難であり、隣接都道府県または当該都道府県の災害時相互応援協定締結自治体へ派遣を要請した結果等により、全国規模の応援要請が必要な場合、厚生労働省に応援要請を行う。
- (2) 被災都道府県は、当該都道府県内の被災市区町村から必要な応援内容を確認し、様式Aにより厚生労働省に応援派遣に係る調整を依頼するとともに、システムに要請を新規登録する。
- (3) 応援要請の内容に微細な変更がある場合、システムで要請を編集し、再度登録する。システムが使用できない場合は、厚生労働省又は事務局へ連絡し、代理編集を行う。
ただし、以下の場合は要請内容の変更(編集)ではなく、新規の要請として再度システムに要請の新規登録を行うこととする。

表4 応援要請の見直し内容による対応方針

	変更する事項		
	派遣期間	人数・チーム数	活動場所
システムで要請を編集	初回要請登録から1日後まで	○	○
新規の要請登録	・再度全都道府県に通知し、「派遣可能なチーム」を募る必要がある場合 ・再度の追加要請機関の始期が、最初の要請期間の最終日から1日以上あく場合		

※○は、期限を設けない

留意事項

- 応援要請を行うかどうか判断に迷う場合は、厚生労働省へ相談を行っても良い。
- 被災状況等により、システムに要請を登録できない場合は、可能な手段により厚生労働省へ要請内容を伝達する。その際には、厚生労働省にて、システムに要請代理登録を行う。代理入力した内容に誤りがないか、被災都道府県に確認を行うこととする。
- 応援要請の内容に変更が見込まれる場合は、要請チーム数を多めに見積もって登録すること。
- 各チームの構成人数・職種についての希望や、活動にあたる留意事項がある場合は「備考」欄に必ず記入すること。
- 厚生労働省・事務局による調整後、仮決定の段階で事前に確認連絡が必要な場合は、「仮決定時に事前電話調整が必要」を選択すること。
- 派遣調整が次の段階(被災都道府県以外の都道府県に対する応援派遣可否に係る照会)に進んでいる場合、応援要請の内容を変更した旨を厚生労働省及び事務局へ電話にて連絡すること。

6-3 派遣元都道府県への応援派遣可否に係る照会（厚生労働省の対応）【要領3.（1）ウ】

【システム2】

- (1) 厚生労働省は被災都道府県からの応援要請を受け、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要な保健師等の人数、応援派遣先及び具体的な活動内容等を確認する。
- (2) 必要に応じ、被災都道府県に対し、電話等で詳細の要請内容を確認する。
- (3) 厚生労働省は、様式Bにより被災都道府県以外の都道府県に保健師等の応援派遣可否に係る照会を行うとともに、システムの「派遣元自治体設定」の手順より、照会をかける都道府県をシステム上で設定する。
- (4) 当該要請に対する派遣調整を行う旨を事務局に伝達し、派遣調整の依頼を行う。

留意事項

○被災の規模等によっては、全国一斉ではなく、段階的に照会先を拡大する場合がある。

6-4 応援派遣の可否の決定・市区町村への照会（被災都道府県以外の都道府県の対応）

【要領3.（1）オ】

- (1) 被災都道府県以外の都道府県は、厚生労働省から応援派遣可否の照会を受け、システムにログインし、要請内容を確認する。
- (2) 「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」のとおり、応援派遣の可否を決定し、都道府県内の市区町村への応援派遣の可否を照会する。

留意事項

○応援派遣否の場合は、厚生労働省からの照会メールに対し、メールの件名の冒頭に【都道府県名：否】を明記の上、その旨を返信すること。

○厚生労働省が派遣元自治体として設定していない都道府県においては、システム上で要請詳細を閲覧できない。（今後改修予定）

6-5 保健師等応援派遣計画票の提出（派遣元都道府県の対応）【要領3.（1）オ】【システム3～6】

- (1) 派遣元都道府県は、応援派遣が可能と決定した場合、システムの「派遣チーム作成」から、自都道府県内で調整・決定した派遣チーム員の情報を入力し、チームを作成する。
 - システム外で調整を行い、確定したチーム情報を入力する場合
各都道府県において、派遣予定者を事前に登録し、派遣予定者への日程調整の照会を行わない場合、当面の間は「自由枠追加」により1名ずつ入力する必要がある。（今後改修予定）
 - システムを活用し、派遣予定者に日程調整やチーム確定を行う場合
事前にシステムに登録している派遣予定者に対し、システムを活用して、日程調整の照会を行うこともできるので、活用の有無は各都道府県において事前に決めておき、活用する場合は、事前に訓練等をしておくことが望ましい。
- (2) 「派遣チーム確定」から通知を行うことで、厚生労働省・事務局へチームの登録があった旨が通知され、保健師等応援派遣計画票が提出されたこととなる。派遣元都道府県へは、チームを受け

付けた旨メール通知がされる。

留意事項

- システムの要請詳細画面には各アカウントの操作が必要な手順のみ表示されるため、派遣元都道府県が閲覧できる要請詳細画面での番号と「図1. 保健師等の広域応援派遣調整におけるシステム全体の操作フロー」における手順番号と一致しませんのでご注意ください（図2参照）。
- 派遣調整後の被災都道府県、派遣元都道府県の連絡を円滑に行うため、各チームのリーダー情報（氏名、連絡先）を「リーダー情報」欄に必ず記載すること。
- 派遣チーム員が決定していない場合も、職種や人数が確定している場合は、「自由枠追加」を活用し、仮名で登録する等、可能な限り早めのチーム登録確定にご協力ください。
- 被災都道府県から要請内容の微修正等があった場合、事務局がシステムの登録内容を更新・クローロジにて周知するので、適宜システムを確認すること。登録された派遣チームに影響がある場合は、事務局から派遣元都道府県へ電話又はメールにて連絡する場合がある。
- 「派遣チーム確定」後に、チーム員に欠員が出た場合は、可能な限り派遣元都道府県内で他メンバーの調整をお願いします。

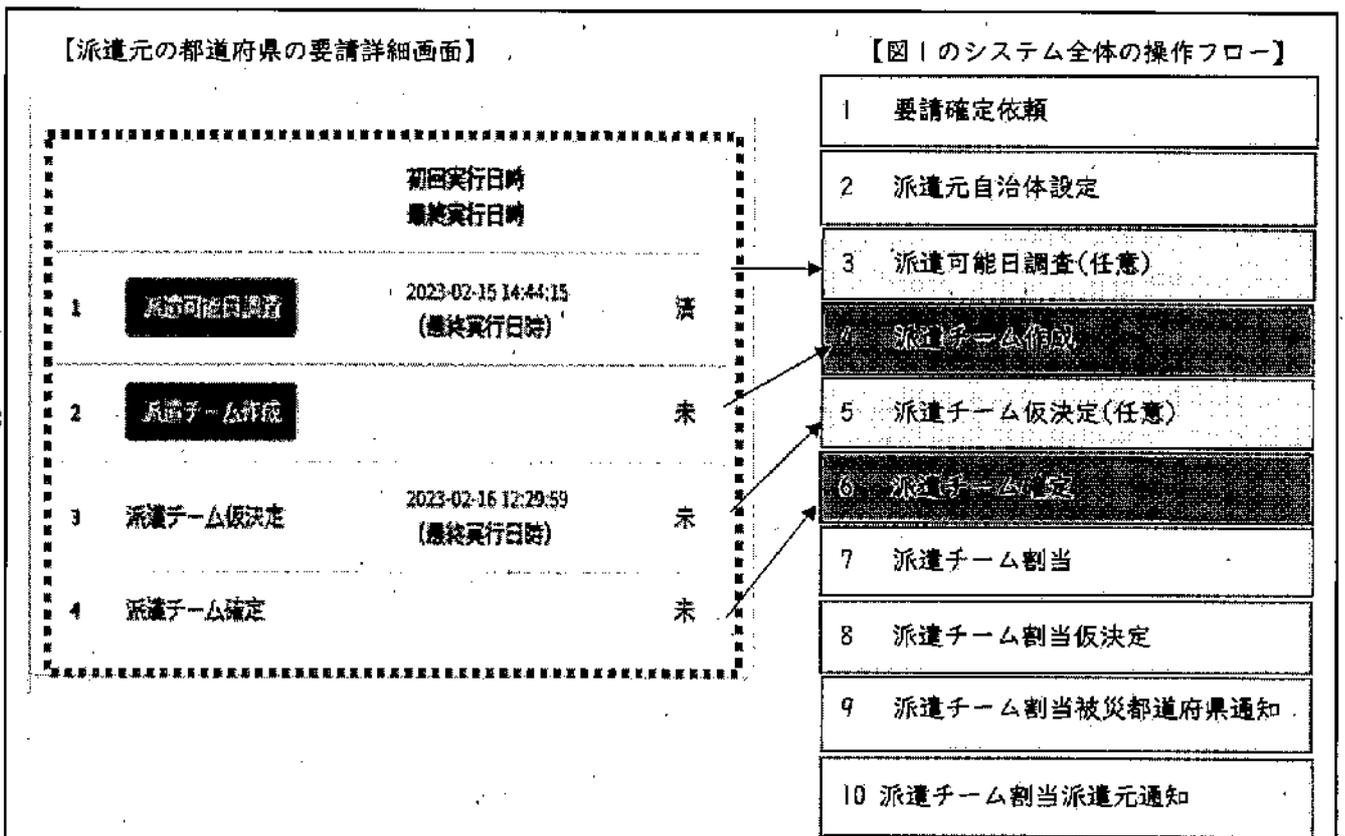


図2 派遣元都道府県の要請詳細画面での工程と、図1のシステム全体の操作フローの対比

6-6 応援派遣先の調整・決定（事務局の対応）【要領3.（2）ア（ア）】【システム7～9】

- (1) 派遣元都道府県のチーム確定後、事務局は派遣チーム割当作業を行い、一時保存状態で「派遣チーム割当仮決定」を行う。
- (2) 「派遣チーム割当被災都道府県通知」を行うことで、被災都道府県に通知メールが届くので、システムにログインし、「割当決定済み派遣チーム全詳細 EXCEL エクスポート」よりチーム詳細を確認する。被災都道府県が要請登録時に「仮決定時に事前電話調整が必要」を選択していた場合、事務局より被災都道府県の担当者へ電話連絡をするので、調整結果に問題がないか確認を行う。
- (3) 修正が必要な場合、再度「派遣チーム割当仮確定」と「派遣チーム割当被災都道府県通知」を行う。

留意事項

- 被災都道府県の要請チーム数に満たない場合であっても、一定程度のチーム割当ができた時点で「派遣チーム割当仮確定」と「派遣チーム割当被災都道府県通知」を行う。
- 厚生労働省・事務局は派遣チーム員の個人名や連絡先を閲覧することができない。そのため、派遣チーム員について、厚生労働省・事務局に連絡する際は、管理番号を伝えること。
- 「派遣チーム割当被災都道府県通知」の段階で、被災都道府県は、チーム構成、チーム（班）の活動期間、チーム構成員の職種、チームリーダー情報（氏名、連絡先）を閲覧することができる。

6-7 調整結果の情報提供（事務局の対応）【要領3.（2）ア（イ）】【システム9～10】

- (1) 被災都道府県が仮決定のチームを確認し、問題がなかった場合、または仮決定時の確認が不要な場合は、事務局が「派遣チーム割当派遣元通知」を行い、派遣元都道府県に通知が届く。同時に、被災都道府県にも、確定通知が届く。
- (2) 併せて、厚生労働省は様式C及び様式Dにより、派遣元都道府県及び被災都道府県に調整結果を連絡する。
- (3) 被災都道府県及び派遣元都道府県がシステムにログインすると、以下の情報が閲覧できる。
 - ・被災都道府県、派遣元都道府県相互の担当者情報
 - ・チームリーダー情報（氏名、連絡先）、派遣チーム員の個人名等を含めた派遣チームの詳細情報を Excel でダウンロードできる
- (4) 活動開始に係るロジスティック等（参集場所や経路、時間等）の詳細な連絡調整は、システム外で直接調整を行う。

留意事項

- 調整結果が確定した段階でも派遣元による派遣メンバーの編集は可能だが、編集した旨を派遣先に伝えること。
- 派遣開始後に派遣期間や派遣メンバー数等、当初登録した内容と変更があった場合は、実際の派遣実績を把握・集計するため、最終的な結果をシステム上に入力をお願いします。
- 割り当て外となった派遣元へは、割り当ての確定が終了後、できるだけ速やかに事務局から連

絡すること。

表5 システムでの要請内容変更に係る対応表

内容	被災都道府県	派遣元都道府県	事務局への連絡
要請期間変更（要請全体）	○	-	必須
要請期間変更（チーム別）	○	-	必須
派遣班期間の変更	-	○	不要
派遣メンバーの変更	-	○	不要
リーダーの変更	-	○	不要
割り当て確定後 期間延長による追加班の派遣(派遣先・派遣元での調整)	○ 期間の延長対応を行う	○ 追加の班を作成	派遣元必須

7. 複合要請について

大規模・広範囲な災害が発生する等、複数の被災都道府県から厚生労働省へ派遣要請があった場合に、厚生労働省が複数の要請をシステム上でとりまとめ（統合）、複合要請として調整する場合がある。

留意事項

○複数の被災都道府県の要請に対して、一括して派遣チームを照会するため、原則、派遣元は派遣先となる被災都道府県を選択することができない。

派遣可能な都道府県に要件がある場合は、チーム登録の際にメモ欄に必ず記載ください。

例：同一災害で、A県、B県、C県が被災し、派遣期間、日数が近い場合。

厚生労働省により、A県・B県・C県からの要請をとりまとめ（統合）、派遣元となる都道府県へ一括して応援派遣可否の照会を行う。派遣元となるチームは、どの被災都道府県への派遣になるかは選択ができず、事務局が割り当てを決定後、確定後に派遣先となる被災都道府県を知ることができる。必要時、事務局より電話連絡等を行う。

○派遣元は、被災都道府県の個々の詳細な要請内容は確認できない。

○被災都道府県は、複合要請は確認できず、自自治体で登録した要請のみ確認・編集・閲覧できる。

○被災都道府県が実施するシステム操作の変更点はありません。

8. 派遣調整に係る報告書等

(1) 派遣調整に係る活動報告様式等を、URLによりダウンロードすることができるため、URLは各活動チーム・班にも共有し、把握できる状況にしておくこと。

- (2)被災自治体での活動状況について把握するため、応援派遣保健師等の保健情報・保健活動情報「避難所日報(避難所情報・被災者情報)」「派遣元自治体活動報告書」について、厚生労働省健康局健康課保健指導室(3hoken@mhlw.go.jp)にもメールにて情報共有をお願いします。(今後システム上での提出・集計を検討予定)

9. システム障害時の対応について

- (1)都道府県がシステム障害の発生を確認した場合は、10.の連絡先に至急連絡する。
- (2)事務局は、システムの障害に対して改修対応に時間を要し派遣調整に弊害をもたらす場合は、厚生労働省へ報告する。厚生労働省がシステムを使用しないと判断した場合は、「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」に記載の様式を用い、現行どおりの運用を行う旨を、厚生労働省から各都道府県保健師等応援派遣調整担当者へメールにて周知する。

10. システムを活用した派遣調整に関する問い合わせについて

ODHEAT 事務局 (一般財団法人 日本公衆衛生協会)
平日・日中対応 (9時~17時30分) : (03)3352-4283
夜間・休日対応 : 090-1614-6912 (災害発生時)
メール : dheat@jphakenkoukiki.mhlw.go.jp

熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定

熊本県市長会（以下「甲」という。）と熊本県町村会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における甲、乙に所属する市町村相互間の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙に所属する市町村（以下「協定市町村」という。）は、その区域において地震等の災害に被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災市町村が応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし、第7条に規定する連絡担当部局を通して、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4条に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 応援を要請した被災市町村は、後日、必要事項を記載した文書を速やかに要請先市町村（以下「応援市町村」という。）に対し送付しなければならない。

（応援の実施）

第4条 応援市町村は、前条の要請に応じて応援要請に努めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。
- 3 自主応援した市町村は、応援内容等を被災市町村に連絡するものとする。
- 4 自主応援した市町村は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災市町村に提供するものとする。

（応援活動の指揮）

第5条 被災市町村における各種応援活動の実施については、被災市町村の長が指揮するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 熊本県市長会
会長 幸山 政史

乙 熊本県町村会
会長 富永 清次

市町村第1366号
令和3年（2021年）3月4日

熊本県市長会事務局長 様
熊本県町村会事務局長 様

熊本県総務部市町村・税務局市町村課長

県内大規模災害時における県内市町村間応援職員派遣の調整に関する取扱いについて（通知）

平素より、県内の大規模災害時における被災市町村への応援職員の派遣調整に関し、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今後起こりうる大規模災害に備えるため、被災市町村からの応援職員の派遣要請に対し、より迅速かつ確実に対応することができるよう、貴会との協議を踏まえ、県内市町村間における応援職員の派遣調整について、別添のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

つきましては、本取扱いの運用に御理解と御協力を賜りますとともに、県内市町村に対してこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

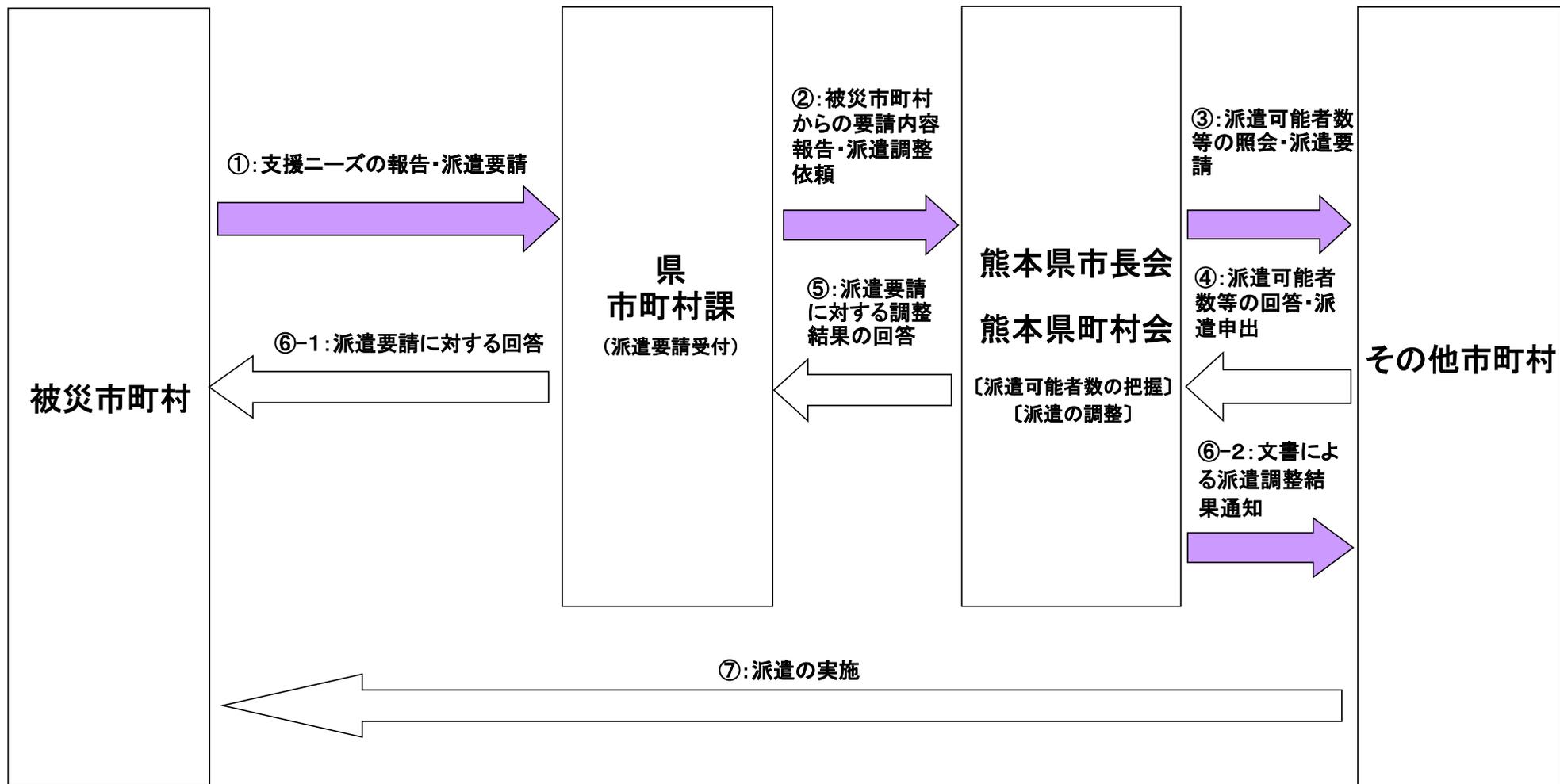
創生復興連携班 担当：前川

TEL：096-333-2106（内線：3404）

Email：maekawa-k-db@pref.kumamoto.lg.jp

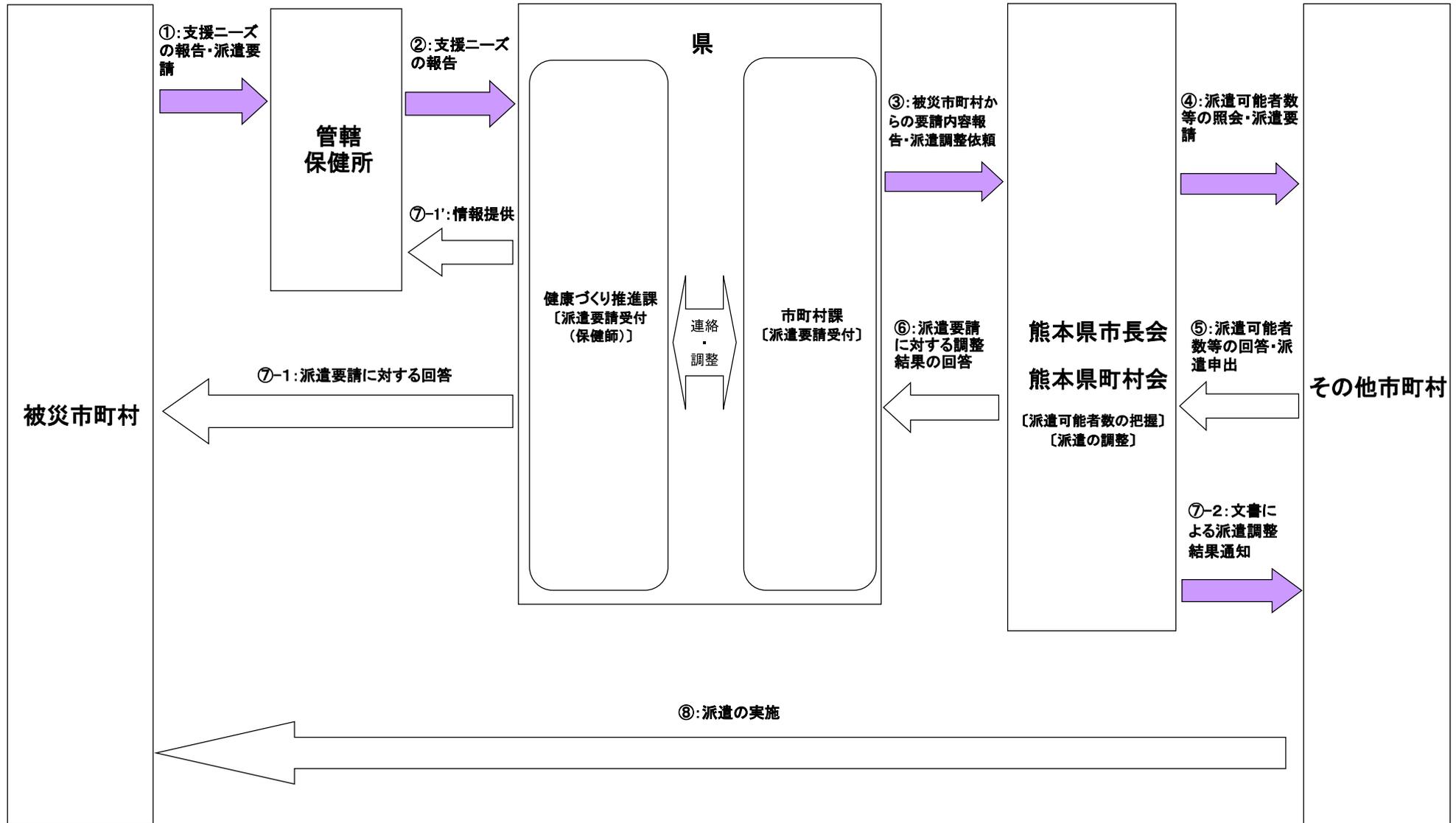
県内大規模災害時における県内市町村応援職員派遣の調整に係るスキーム（保健師以外）

別添1



県内大規模災害時における県内市町村応援職員派遣の調整に係るスキーム(保健師)

別添2



県内大規模災害発生時における県内市町村間応援職員派遣の調整に関する取扱い

令和3年（2021年）3月4日制定
令和5年（2023年）4月26日一部改正

熊本県総務部市町村・税務局市町村課
熊本県市長会
熊本県町村会

1. 趣旨・目的

この取扱いは、熊本県業務継続及び受援・応援計画第5章の4の（2）②「県内市町村の派遣調整」に関し、熊本県内で大規模災害が発生した際の被災市町村と被災市町村以外の市町村（以下「その他市町村」という。）間における応援職員の派遣調整について、必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

（1）大規模災害

熊本県災害対策本部が設置される（注）規模の災害であり、かつ、県内の複数市町村が甚大な被害をうける規模の災害。

（注）熊本県災害対策本部の設置基準

- ・ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
- ・ 県内で大津波警報が発表された場合（自動設置）
- ・ 県内に特別警報（ただし、地震動に関する特別警報を除く。）が発表された場合（自動設置）
- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合

（2）通常災害

（1）以外のもの。

（3）応援職員の派遣

応援職員の派遣は、短期派遣とする。

3. 応援職員派遣の調整に係るスキーム

（1）大規模災害（保健師以外を要請）の場合

(参照：別添1「県内大規模災害時における県内市町村応援職員派遣の調整に係るスキーム（保健師以外）」)

- ① 被災市町村は、応援職員のニーズ（派遣期間、職種、業務内容、派遣人数等）について、別紙様式の（1）により、熊本県総務部市町村・税務局市町村課（以下「県市町村課」という。）へ報告し、応援職員の派遣を要請する。
 - ② 県市町村課は、被災市町村からの要請を取りまとめ、熊本県市長会（以下「県市長会」という。）及び熊本県町村会（以下「県町村会」という。）へ報告し、被災市町村とその他の市町村間の応援職員の派遣調整について依頼する。
 - ③ 県市長会及び県町村会は、その他の市町村に対し、応援職員の派遣可能者数等を照会する。併せて、応援職員の派遣を要請する。
 - ④ その他の市町村は、県市長会及び県町村会に対し、応援職員の派遣可能者数等を回答する。併せて、職員派遣が可能な市町村は、派遣の申出を行う。
 - ⑤ 県市長会及び県町村会は、被災市町村からの派遣要請内容を踏まえ、派遣を申し出たその他の市町村の中から、応援職員を派遣する市町村を決定し、別紙様式の（2）により、県市町村課へ回答する。
 - ⑥ 県市町村課は、派遣の調整結果について被災市町村へ回答する。また、県市長会及び県町村会は、派遣決定したその他の市町村に対し、派遣の調整結果を文書により通知する。
 - ⑦ 文書による派遣の通知を受けたその他の市町村は、応援職員の派遣を実施する。
- ※上記スキームに係る報告手段は、原則メール又はファックスによるものとする。ただし、災害の被害等により、当該手段による報告が困難な場合は、電話により報告する。

（2）大規模災害（保健師を要請）の場合

(参照：別添2「県内大規模災害時における県内市町村応援職員派遣の調整に係るスキーム（保健師）」)

- ① 被災市町村は、応援職員のニーズ（派遣期間、職種、業務内容、派遣人数等）について、別紙様式（保健師用）の（1）により、管轄保健所へ報告し、応援職員の派遣を要請する。
- ② 管轄保健所は、被災市町村からの要請を取りまとめ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（以下「県健康づくり推進課」という。）へ報告する。
- ③ 県健康づくり推進課は、管轄保健所からの報告を取りまとめ、県市町村課を通じて、県市長会及び県町村会へ報告し、被災市町村とその他の市町村間の応援職員の派遣調整について依頼する。
- ④ 県市長会及び県町村会は、その他の市町村に対し、応援職員の派遣可能者数等を照会する。併せて、応援職員の派遣を要請する。
- ⑤ その他の市町村は、県市長会及び県町村会に対し、応援職員の派遣可能者数等を回答する。併せて、職員派遣が可能な市町村は、派遣の申出を行う。
- ⑥ 県市長会及び県町村会は、被災市町村からの派遣要請内容を踏まえ、派遣を申し出

たその他の市町村の中から、応援職員を派遣する市町村を決定し、別紙様式（保健師用）の（２）により、県市町村課へ回答する。

⑦ 県市町村課は、派遣の調整結果について、県健康づくり推進課を通じて被災市町村へ回答する。県健康づくり推進課は併せて管轄保健所に情報提供を行う。また、県市長会及び県町村会は、派遣決定したその他の市町村に対し、派遣の調整結果を文書により通知する。

⑧ 文書による派遣の通知を受けたその他の市町村は、応援職員の派遣を実施する。

※上記スキームに係る報告手段は、原則メール又はファックスによるものとする。ただし、災害の被害等により、当該手段による報告が困難な場合は、電話により報告する。

（３）通常災害の場合

被災市町村において、近隣市町村または災害協定締結団体等との連携により対応する。

４．各団体連絡先

団体	電話	ファックス	メールアドレス	担当所属
熊本県市町村課	096-333-2106	096-384-6561	shichouson@pref.kumamoto.lg.jp	創生復興連携班
熊本県健康づくり推進課	096-333-2210	096-383-0498	kenkousuisin@pref.kumamoto.lg.jp	—
有明保健所	0968-72-2184	0968-74-1721	tamahohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	保健予防課
山鹿保健所	0968-44-4121	0968-44-4123	kahohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	保健予防課
菊池保健所	0968-25-4138	0968-25-4126	kikuhohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	保健予防課
阿蘇保健所	0967-24-9036	0967-24-9031	asohohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	保健予防課
御船保健所	096-282-0016	096-282-3117	kamihohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	保健予防課
宇城保健所	0964-32-1207	0964-32-2426	uhohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	保健予防課
八代保健所	0965-33-3229	0965-33-6321	yatsuhohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	保健予防課
水俣保健所	0966-63-4104	0966-63-3289	ashihohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	保健予防課
人吉保健所	0966-22-3107	0966-22-3129	kuhohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	保健予防課
天草保健所	0969-23-0172	0969-22-0455	amahohoken25@pref.kumamoto.lg.jp	保健予防課
熊本県市長会	096-331-0008	096-365-0707	mayors@kumapmps.jp	—
熊本県町村会	096-368-0011	096-368-0004	choson@c-kumamoto.gr.jp	総務課

【様式】

(1) 要請内容 ※被災市町村→県市町村課

令和●年●月●日 現在

被災市町村	番号	業務内容 ※具体的に記載	従事場所 従事時間		職種	人数(人/日)	集合・従事場所		受入れ側担当者		特記事項
			月日	～			集合	従事	所属 職氏名	連絡先	
●●市 (町村)	1		月日	～		人/日	集合		所属 職氏名		
			時間	～			従事		連絡先		
	2		月日	～		人/日	集合		所属 職氏名		
			時間	～			従事		連絡先		
	3		月日	～		人/日	集合		所属 職氏名		
			時間	～			従事		連絡先		
	4		月日	～		人/日	集合		所属 職氏名		
			時間	～			従事		連絡先		

(2) 派遣決定 ※県市町村課→被災市町村

令和●年●月●日 現在

応援市町村	従事期間 従事時間		人数(人/日)	代表者		特記事項
	月日	～		所属 職氏名	連絡先	
	月日	～	人/日	所属 職氏名		
	時間	～		連絡先		
	月日	～	人/日	所属 職氏名		
	時間	～		連絡先		
	月日	～	人/日	所属 職氏名		
	時間	～		連絡先		
	月日	～	人/日	所属 職氏名		
	時間	～		連絡先		

※特記事項には、当日の集合時間や持参物、派遣職員に求める経験等を分かりやすく記載すること。

【様式(保健師用)】

(1) 要請内容 ※被災市町村→県健康づくり推進課(管轄保健所経由)

令和●●年●●月●●日 現在

被災市町村	番号	業務内容 ※具体的に記載	従事場所 従事時間		職種	人数(人/日)	集合・従事場所		受入れ側担当者		特記事項
			月日	時間			集合	従事	所属 職氏名	連絡先	
●●市 (町村)	1	<input type="checkbox"/> 避難所等における被災者の健康管理 <input type="checkbox"/> 在宅避難者の健康調査、健康管理 <input type="checkbox"/> 被災地公衆衛生活動の統計・資料作成 <input type="checkbox"/> 被災地市町村保健活動業務(ロードマップ作成支援、通常業務) <input type="checkbox"/> 被災地保健活動の企画調整業務 <input type="checkbox"/> その他()	月日	~	保健師	人/日	集合		所属 職氏名		(活動体制) <input type="checkbox"/> 24時間もしくは長時間 <input type="checkbox"/> 日中活動が中心 <input type="checkbox"/> 夜間活動が中心 <input type="checkbox"/> その他()
			時間	~			従事		連絡先		
	2	<input type="checkbox"/> 避難所等における被災者の健康管理 <input type="checkbox"/> 在宅避難者の健康調査、健康管理 <input type="checkbox"/> 被災地公衆衛生活動の統計・資料作成 <input type="checkbox"/> 被災地市町村保健活動業務(ロードマップ作成支援、通常業務) <input type="checkbox"/> 被災地保健活動の企画調整業務 <input type="checkbox"/> その他()	月日	~	保健師	人/日	集合		所属 職氏名		(活動体制) <input type="checkbox"/> 24時間もしくは長時間 <input type="checkbox"/> 日中活動が中心 <input type="checkbox"/> 夜間活動が中心 <input type="checkbox"/> その他()
			時間	~			従事		連絡先		
3	<input type="checkbox"/> 避難所等における被災者の健康管理 <input type="checkbox"/> 在宅避難者の健康調査、健康管理 <input type="checkbox"/> 被災地公衆衛生活動の統計・資料作成 <input type="checkbox"/> 被災地市町村保健活動業務(ロードマップ作成支援、通常業務) <input type="checkbox"/> 被災地保健活動の企画調整業務 <input type="checkbox"/> その他()	月日	~	保健師	人/日	集合		所属 職氏名		(活動体制) <input type="checkbox"/> 24時間もしくは長時間 <input type="checkbox"/> 日中活動が中心 <input type="checkbox"/> 夜間活動が中心 <input type="checkbox"/> その他()	
		時間	~			従事		連絡先			
4	<input type="checkbox"/> 避難所等における被災者の健康管理 <input type="checkbox"/> 在宅避難者の健康調査、健康管理 <input type="checkbox"/> 被災地公衆衛生活動の統計・資料作成 <input type="checkbox"/> 被災地市町村保健活動業務(ロードマップ作成支援、通常業務) <input type="checkbox"/> 被災地保健活動の企画調整業務 <input type="checkbox"/> その他()	月日	~	保健師	人/日	集合		所属 職氏名		(活動体制) <input type="checkbox"/> 24時間もしくは長時間 <input type="checkbox"/> 日中活動が中心 <input type="checkbox"/> 夜間活動が中心 <input type="checkbox"/> その他()	
		時間	~			従事		連絡先			

(2) 派遣決定 ※県健康づくり推進課→被災市町村

令和●●年●●月●●日 現在

応援市町村	従事期間 従事時間		人数(人/日)	代表者		特記事項
	月日	時間		所属 職氏名	連絡先	
→	月日	~	人/日	所属 職氏名		
	時間	~		連絡先		
→	月日	~	人/日	所属 職氏名		
	時間	~		連絡先		
→	月日	~	人/日	所属 職氏名		
	時間	~		連絡先		
→	月日	~	人/日	所属 職氏名		
	時間	~		連絡先		

※特記事項には、当日の集合時間や持参物、派遣職員に求める経験等を分かりやすく記載すること。

【記載例】

(1) 要請内容 ※被災市町村→県市町村課(保健師:県健康づくり推進課(管轄保健所経由))

令和●●年●●月●●日 現在

被災市町村	番号	業務内容 ※具体的に記載	従事期間 従事時間		職種	人数(人/日)	集合・従事場所		受入れ側担当者		特記事項	
			月日	時間			集合	従事	所属 職氏名	連絡先		
●●市 (町村)	1	罹災証明書関係業務 【詳細】 ●●市(町村)職員とペアになり、被災家屋の調査業務に従事。応援職員は、主に補助業務に従事。	5月1日	~ 5月15日	事務	3人/日	●●市役所(役場) 1階税務課執務室	●●市役所(役場) 1階税務課執務室	所属 税務課 職氏名 係長 ■■■■■	▲▲▲▲- ▲▲-▲▲▲▲	・事前説明のため8:00集合 ・家屋調査業務のため経験者又は税務経験職員を希望(不可の場合、経験なしでも可) ・同職員が最低でも3日継続して派遣希望 ・長靴、昼食、カメラ持参	
			時間	8:30	~	17:15						
	2	避難所運営業務(昼間) 【詳細】 ●●市(町村)職員とペアになり、避難所運営に従事。	5月1日	~ 5月31日	事務	2人/日	●●市役所(役場) 正面入口	●●市役所(役場) 正面入口	所属 総務課 職氏名 補佐 ■■■■■	▲▲▲▲- ▲▲-▲▲▲▲	・業務引継ぎのため8:00集合 ・上履き、昼食持参 ・集合場所から従事場所への移動は●●市(町村)公用車で移動	
			時間	8:30	~	17:15		●●市役所(役場) 正面入口	●●市役所(役場) 正面入口	補佐 ■■■■■	▲▲▲▲- ▲▲-▲▲▲▲	
	3	避難所運営業務(夜間) 【詳細】 ●●市(町村)職員とペアになり、避難所運営に従事。	5月1日	~ 5月31日	事務	2人/日	●●市役所(役場) 正面入口	●●市役所(役場) 正面入口	所属 総務課 職氏名 補佐 ■■■■■	▲▲▲▲- ▲▲-▲▲▲▲	・業務引継ぎのため16:45集合 ・上履き、夜食持参 ・集合場所から従事場所へは●●市(町村)公用車で移動	
			時間	17:15	~	8:30		●●市役所(役場) 正面入口	●●市役所(役場) 正面入口	補佐 ■■■■■	▲▲▲▲- ▲▲-▲▲▲▲	
	4	災害ゴミ処理関係業務 【詳細】 自衛隊のゴミ搬出作業に係るサポート業務(車両誘導、小型ゴミの荷下ろし等)に従事。	5月1日	~ 5月15日	事務	2人/日	●●市役所(役場) 正面入口	●●センター(災害 ゴミ仮置場)	所属 総務課 職氏名 補佐 ■■■■■	▲▲▲▲- ▲▲-▲▲▲▲	・事前説明のため8:00集合 ・長靴、ヘルメット、軍手持参 ・集合場所から従事場所へは各団体公用車で移動	
			時間	8:30	~	17:15		●●市役所(役場) 正面入口	●●センター(災害 ゴミ仮置場)	補佐 ■■■■■	▲▲▲▲- ▲▲-▲▲▲▲	

※特記事項には、当日の集合時間や持参物、派遣職員に求める経験等を分かりやすく記載すること。

(2) 派遣決定 ※県市町村課(保健師:県健康づくり推進課)→被災市町村

令和●●年●●月●●日 現在

応援市町村	従事期間 従事時間		人数(人/日)	代表者		特記事項
	月日	時間		所属 職氏名	連絡先	
●●市 (町村)	5月1日	~ 5月15日	3人/日	所属 総務課 職氏名 係長 ■■■■■	▲▲▲▲- ▲▲-▲▲▲▲	・派遣職員については、3日で交代予定
	時間	8:30		~		
●●市 (町村)	5月1日	~ 5月31日	2人/日	所属 総務課 職氏名 係長 ■■■■■	▲▲▲▲- ▲▲-▲▲▲▲	・派遣職員については、1日で交代予定
	時間	8:30		~		
●●市 (町村)	5月1日	~ 5月31日	2人/日	所属 総務課 職氏名 係長 ■■■■■	▲▲▲▲- ▲▲-▲▲▲▲	・派遣職員については、1週間で交代予定
	時間	17:15		~		
●●市 (町村)	5月1日	~ 5月15日	2人/日	所属 総務課 職氏名 係長 ■■■■■	▲▲▲▲- ▲▲-▲▲▲▲	・派遣職員については、2日で交代予定
	時間	8:30		~		

熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書

熊本県と静岡県とは、いずれかの県の県内において地震、津波、風水害、家畜の感染症（口蹄疫、鳥インフルエンザ等）等の災害が発生し、被災した県（以下「被災県」という。）が単独では十分な対応ができないときに、被災していない県（以下「相手県」という。）の応援を受けることにより迅速かつ効率的な災害応急対策や災害復旧を実施するとともに、平常時における防災及び危機管理の体制の充実強化を図るため、相互応援及び平常時の協力等に関し次のとおり協定する。

（応援等に関する連絡窓口及び情報交換）

第1条 熊本県及び静岡県（以下「両県」という。）は、あらかじめ災害時の応援及び平常時の協力に関する連絡窓口を定めるものとする。

2 両県は、平常時においても、連絡体制の維持強化を目的として前項の連絡窓口を通じた情報交換を行うものとする。

（平常時の協力）

第2条 両県は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 庁内防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 両県の地理的条件、防災や応援活動に必要な情報の交換
- (3) 総合防災訓練等への職員派遣及び受入による研修の実施
- (4) 防災・危機管理に関する調査研究成果等の情報の共有
- (5) 災害時の応援の迅速かつ効率的な実施に係る協議
- (6) その他防災・危機管理に関する業務

（災害発生時の応援）

第3条 災害が発生した場合で単独では十分な災害応急対策ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害応急対策のために、次に掲げる措置を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害応急対策を行う職員の派遣
- (2) 避難所や災害対策本部等で必要となる物資、資機材の調達及び配送
- (3) その他被災県が要請した措置

（災害復旧時の応援）

第4条 単独では十分な災害復旧ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害復旧のために、職員の派遣等に努めるものとする。

（応援要請の手続）

第5条 被災県は、第3条第1項又は前条第1項の規定により応援を要請しようとするときは、電話、

電子メール、ファックスなどの情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、入手できていない事項がある場合には、当該事項を除くことができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

2 被災県は、前項の規定による応援要請を行った場合は、後日、速やかにその旨を相手県に文書にて提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 被災県から前条に規定する応援要請があったときは、応援に要した費用は、被災県の負担とする。ただし、これにより難いと両県が判断したときは、この限りでない。

2 被災県が前項前段の規定により費用を負担する場合で、被災県が当該費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災県から相手県に要請があったときは、相手県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(要請によらない応援)

第7条 大規模な災害が発生した場合で、被災県との連絡が取れないときは、相手県は、当該職員を被災県に派遣し、情報収集を行うことができる。

2 前項の規定による情報収集の結果、被災県を応援する必要があると判断したときは、相手県は、第3条第1項の規定による要請がない場合であっても、必要な応援を行うことができる。

3 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両県協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県知事署名のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年 7月25日

熊本県知事

浦島郁夫

静岡県知事

川勝平太

九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前2項の規定により本部長の職務を代行する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、支援対策本部及び事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第2条第一号に規定する事象に係るもの
 - イ 職員の派遣
 - ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ハ 避難施設及び住宅の提供
 - ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ホ 医療支援
 - ヘ 物資集積拠点の確保
 - ト 災害廃棄物の処理支援
 - チ その他応援のため必要な事項

二 第2条第二号に規定する事象に係るもの

- イ 検体検査
- ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
- ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

- 2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援要請」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域（以下「応援地域」という）の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。

- 2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第二号に係る応援については、この限りではない。
- 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
- 4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- 5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害等への対応)

第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

- 第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。
- 2 この協定は、各県が個別に締結する災害及び感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月24日から適用する。

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会（以下「両者」という。）を構成するいずれかの府県（以下「構成府県」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「災害等」 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。

(3) 「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。

(4) 「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災府県が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口答で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域（以下「応援対象地域」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県（以下「応援府県」という。）は、当該地域を応援するものとする。

4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。

5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の負担とする。

2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受

けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

- 2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。
- 3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

関西広域連合
広域連合長 井戸敏三

九州地方知事会
会長 広瀬勝貞



全国都道府県における災害時等の
広域応援に関する協定書

平成30年11月9日

全国知事会

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

- 第4条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上が観測された地震又は大雨特別警報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。
- 2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
 - 3 連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。
 - 4 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（災害対策都道府県現地連絡本部の設置等）

- 第5条 前条の連絡本部が設置された場合にあつて、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。
- 2 複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあつては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
 - 3 情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。

- 4 現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

(緊急広域災害対策本部の設置)

- 第6条 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- 2 対策本部は、第4条第1項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。
 - 3 本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。
 - 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定める。

(広域応援の実施)

- 第7条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。
- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
 - 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっては、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

- 第8条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

- 第9条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

- 2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長並びに各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成30年11月9日

全国知事会会長

埼玉県知事

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長

三重県知事

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長

静岡県知事

北海道東北地方知事会会長

北海道知事

関東地方知事会会長

埼玉県知事

中部圏知事会会長

愛知県知事

近畿ブロック知事会会長

滋賀県知事

中国地方知事会会長

広島県知事

四国知事会常任世話人

愛媛県知事

九州地方知事会会長

大分県知事

上田清司
鈴木英敬
川勝平太
高橋のりみ
上田清司
丸村秀章
三日月大造
湯崎英彦
中村将広
広瀬務貞

大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書

九州地方知事会（以下「甲」という。）と九州市長会（以下「乙」という。）は、平成28年熊本地震の教訓を活かし、今後起こりうる大規模災害に備えるため、防災先進地域「九州」を築くことを目指して、相互に連携した広域応援活動と受援体制整備の実施について、次のとおり覚書を締結する。

1. 緊密な連携による迅速かつ切れ目のない被災地支援

- (1) 甲及び乙は、大規模災害が発生した際は、双方の強みを活かしながら緊密に連携し、迅速かつ切れ目のない被災地支援を行う。
- (2) 乙の構成市は、甲の構成県が九州・山口9県災害時応援協定第7条に基づき、カウンターパート方式を基本として被災県に対する応援を行う際に、九州各県から要請があった場合には、応援職員を被災市町村へ派遣する。
- (3) 乙は、大規模災害時に被災県庁にリエゾンを派遣して情報収集を行うとともに、構成市からなる即応支援班を被災地へ派遣し、物的支援などのプッシュ型支援を行う。

2. 的確な受援体制の確立

- (1) 甲の構成県は、市町村が受援計画を策定するために必要な支援を行う。
- (2) 乙は、構成市に対し、受援計画の策定を働きかける。

3. 防災対応能力の強化に向けた人材の育成

- (1) 甲の構成県は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等をより積極的に実施する。
- (2) 乙は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等を実施するとともに、構成市に対して、九州各県主催の研修等への積極的な参加を働きかける。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、甲・乙各1通を保有する。

平成29年5月15日

九州地方知事会

会 長 広 瀬 勝 貞

九州市長会

会 長 森 博 幸

災害時に派遣される支援チーム（主なもの）

※災害時の保健活動推進マニュアル（日本公衆衛生協会／全国保健師長会）P154～156 参照

チームの種類	主な活動
DMA T（災害派遣医療チーム）	・被災現場での救急治療、がれきの下での医療 ・被災現場から医療機関への患者搬送時の診療など
DPA T（災害派遣精神医療チーム）	・被災者のこころのケアに関する支援など
JMA T（日本医師会災害医療チーム）	・地域住民の医療、健康管理、公衆衛生対策など
DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）	・保健所の保健衛生活動の支援など
災害支援ナース	・被災者の健康管理や健康相談、感染症予防活動など
JDA T（災害時歯科医療チーム）	・被災者の歯科診療や口腔ケアに関する相談指導など
JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）	・被災者の栄養に関する相談や指導など
JRA T（大規模災害リハ支援関連団体協議会）等リハビリチーム	・被災者の生活不活発病による機能低下の防止に関する活動など
DCAT（災害派遣福祉チーム）	・避難所等における高齢者・障害者のケアに関する支援など
<p>その他（上記以外で、熊本地震で活動された主な医療チーム等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DMA Tロジスティックチーム ・日赤救護班 ・独立行政法人国立病院機構医療班 ・TMA T（徳洲会災害医療チーム） ・AMDA（認定特定非営利活動法人アムダ） ・AMAT（全日本病院協会災害時医療支援活動班） ・JCHO（独立行政法人地域医療機能推進機構） ・日本集団災害医学会 ・知事会救護班 ・HuMA（災害人道医療支援会） ・国境なき医師団 	

災害時保健活動に用いる啓発用資料等

★専門職用の資料

◇住民、関係者等への普及啓発用

(1) 避難所の衛生管理(トイレ、炊き出し等)

◇衛生-1	みんなのトイレ みんなできれいに気持ちよく(ポスター)	76
◇衛生-2	多くの方が使用するトイレの清掃 5つのポイント(チラシ)	77
◇衛生-3	トイレ掃除チェックリスト	78
◇衛生-4	炊き出しチェック表	79
◇衛生-5	炊き出しをする皆様へ(チラシ)	82
◇衛生-6	避難所へ食料を提供される方へ(チラシ)	83
◇衛生-7	避難所食中毒対策住民向け(チラシ)	84

(2) 健康

★健康-1	熱中症予防と対策についての指針(2016.5.26 Ver.1)	85
◇健康-2	熱中症予防に関するお願い(周知依頼)	87
◇健康-3	避難所等における熱中症対策チェックリスト	88
◇健康-4	災害時の熱中症予防(チラシ)	89
◇健康-5	避難所での集団生活での注意事項(チラシ)	93
◇健康-6	エコノミークラス症候群予防(チラシ)	94
◇健康-7	食事バランス・食中毒について(チラシ)	97
◇健康-8	普通の食事が食べられない方にご連絡ください(チラシ)	99
◇健康-9	口腔ケア・口の体操(チラシ)	100
◇健康-10	注意！避難生活での体調を崩さないために(チラシ)	103
◇健康-11	仮設住宅でのカビ注意喚起(リーフレット)	104

(3) 感染症

◇感染症-1	避難所管理者用感染症予防(チラシ)	105
◇感染症-2	避難されている皆様へ～感染予防のための9か条(チラシ)	107
◇感染症-3	マメに 正しい手の洗い方(チラシ)	108
◇感染症-4	がれき撤去における感染予防(チラシ)	109
★◇感染症-5	避難所における体調不良者への対応マニュアル	110
★感染症-6	避難所における感染症発生時の対応原則スキーム	111
★感染症-7	避難所生活における感染予防チェックリスト	116

(4) ころのケア

◇ころ-1	くまモンと、前へ～震災後のころのケアについて～	118
◇ころ-2	被災された方へ	130
◇ころ-3	被災した子どもに接する周囲の方へ	131
◇ころ-4	被災されたお子さんをお持ちのご家族の方へ	132
◇ころ-5	今も頑張っているあなたに	133

(5) 高齢者

★高齢-2	避難所での認知症の人と家族支援ガイド(リーフレット)	135
◇高齢-3	避難所での認知症の人や高齢者の健康管理(チラシ)	139
◇高齢-4	生活機能低下を防ごう！みんなで「生活不活発病」の予防(チラシ)	141

(6) 共通

★共通-1	避難所を訪問される保健師等専門職の方へ(依頼文・注意事項)	145
-------	-------------------------------	-----

トイレをきれいに使っていただき、ありがとうございます!

みんなのトイレ みんなできれいに 気持ちよく



トイレ前には、速乾性アルコール手指消毒薬を設置して、手指衛生を行いましょう。

用意する物 使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

- 1 マスクと使い捨て手袋(ゴム手袋^{*1})を着用する
- 2 トイレのドアを開け、風通しを良くする
- 3 ほうきで床をはく
- 4 汚物の入ったゴミ袋を交換する
- 5 バケツの水で消毒薬(ハイター等)を希釈する。[ハイターの場合はバケツの水1杯(約5ℓ)にキャップ4杯位(約20cc)]
- 6 ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしぼってからふく^{*2}
- 7 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- 8 便器の内側は、消毒薬^{*3}(トイレハイター、ドメスト、サンポールなど原液)をかけ、2~3分後にこすらずに水で流す(汚れには、トイレタワシ等を用いる)
- 9 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する
- 10 清掃が終わったら、手洗い^{*4}をする



*1 消毒薬の原液やタワシ、ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。

*2 清掃時に使う布や紙は、便器と、その他の清潔部位は分けて使うこと。

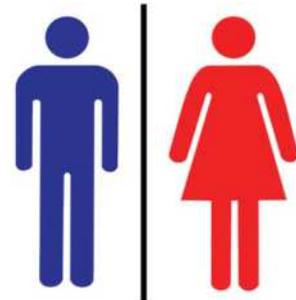
*3 塩素系消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、塩酸系消毒薬(サンポール)などがある。

*4 水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。

消毒薬を使う際の注意

1. 有毒ガスが発生するため、酸と塩素系は決して混ぜて使用しないこと。
2. 消毒薬を希釈するペットボトルは専用と明記し、誤って飲むことがないように注意する。

多くの方が使用する トイレの清掃 5つのポイント



1 そろじをする方の身支度と準備

使い捨ての手袋・マスク・
(あれば) エプロンをつけましょう

窓を開けて換気しましょう！

2 消毒液の準備

避難所にある消毒液を使う、またはハイターなどを薄めて作ります (バケツの水5リッターに5%ハイター約20cc)

3 まず、みんなが触れる場所の清掃

ぼろきれやペーパーに消毒液をひたし、ドアノブ・取っ手・電気のスイッチ・手すり・水洗レバー・水道の蛇口をふき取ります。

*トイレが複数ある場合はまとめて先に行います。

4 次に、便器周りの清掃

汚れはブラシで落とし、フタ⇒便座⇒便器の順でふき取ります。便器に使用したぼろきれ・ペーパーはそのまま捨てましょう。

5 手袋をはずして手を洗いましょう！

その他、掃き掃除やごみ袋の交換、トイレトペーパーの補充などを行います。

避難所名: _____

トイレ掃除チェックリスト



トイレは1日1回清掃しましょう!

	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
ドアノブ(出入口)												
ドアノブ(個室)												
手すり												
ペーパーホルダー												
フタ												
便器												
手指消毒剤												
悪臭対策												
詰まり												
トイレトペーパー 補充												
換気												
ゴミ箱												
清掃者												
点検者												

…ジアクリン泡1000でのふき取りをお願いします。金属部分は最後に水拭きしましょう。

炊き出しされる方へ

避難所で炊き出しをする場合の炊き出しチェック Q&A

平成 28 年 5 月 27 日作成

炊き出し全体

Q. どんな食品だったら炊き出しで提供できますか。

A. 提供直前に加熱したものを提供してください。

(前日調理したものは提供できません。)

避難所には、乳幼児や高齢者、持病のある方など様々な方がおられるため、衛生管理には特に注意が必要です。

また、避難所での生活が長くなると抵抗力が落ちる方も増えてきます。

食中毒予防の徹底を図るために、生ものの提供は行わないでください。

○提供できるもの

・加熱した食品 (中心部まで十分に火を通してください。)

(例) 味噌汁 (薬味のネギも加熱してください。)

ゆで卵、卵焼き、オムレツ、親子丼、かつ丼、丼物 (半熟のものは提供しない。)

焼肉 (中心部まで十分に火を通してください。)

・皮付きの果物

(例) バナナ、みかん

・市販されている加工食品 (要冷蔵品は、必ず冷蔵保存してください。)

(例) 缶詰、レトルト食品、氷菓・アイスクリーム

○提供できないもの

・加熱していない食品

(例) 刺身、ローストビーフ

生卵 (かまたまうどん等の加熱が不十分なものを含む。)

生野菜サラダ

ミニトマトやレタスなどの生野菜

カットした果物

フルーツポンチ

氷菓・アイスクリーム

・加熱調理後に和えたりトッピングするもの (最終工程が加熱でないもの)

(例) 冷やし中華、冷やしうどん・そば、冷やしそうめん

生のトッピング (めん類の刻みネギ、おろしショウガ等)

和え物 (マカロニサラダ、胡麻和え、おひたし等)

Q. 家庭で調理したものを提供してもいいですか。

A. 家庭で事前に調理したものは提供できません。
当日、その場で調理して提供してください。

Q. 調理終了後概ね何時間で食べ終わらなければいけないのですか。

A. 食中毒予防のため、概ね2時間以内で食べさせてください。
2時間以上たったものは廃棄してください。
なお、残ったものを次の食事で再加熱して提供することはしないでください。

ごはん

Q. 炊いたご飯を発砲スチロール容器に入れて持参してもいいですか。

A. できません。発砲スチロール容器に炊きたてのご飯を入れて長時間保管すると、水滴が発生するなど食中毒の危険性が高まります。

Q. おにぎりの提供はできますか。

A. 素手でにぎらず、使い捨て手袋やラップを使ってにぎってください。
また、おにぎりを配る際にも、素手で直接触らないようにしてください。
保管箱などに一時的に保管する場合は、よく冷ましてから保管してください。

大鍋の加熱

Q. カレーや汁ものなどの大鍋の加熱はどのようにしたらいいですか。

A. しっかりと火が通るように、全体をよくかき混ぜながら加熱してください。
特に、肉類は中心部まで火を通してください。
また、必ず提供当日に調理してください。

うどん・ラーメン等のトッピング

Q. うどんやラーメンのねぎやショウガは少量なので、使ってもいいですか？

A. 少量でも生ものは提供出来ません。
提供する場合は、その場で湯通しするなどの処理をしてください。

相談先

Q. 衛生面や献立・栄養のバランスなど、困った時はどこに相談したらよいですか。

A. 衛生面については御船保健所へ、献立や栄養のバランス等については、益城町保健福祉センター「はびねす」まで、お気軽にご相談ください。

相談及び問い合わせ先

(衛生管理) ○○保健所 衛生環境課

☎

(献立や栄養) ○○町保健福祉センター

☎

炊き出しをする皆様へ

気温が高くなってきているので、食中毒予防のため、以下のことを必ず守ってください。

◆調理前

加熱していない食品は、出さないこと。

* 生野菜（きゅうり、トマト、レタスなど）、刺身、生肉、カットフルーツ、かき氷、アイスクリーム等は出さないこと。

下痢、発熱、手指に傷のある方は調理、

配膳を行わないこと。

* 調理、配膳の前に、下痢、発熱、手指に傷がないか健康チェックをすること。

◆調理中

調理の前には、よく手を洗うこと。

* もし、水が十分確保できない場合は、ウェットティッシュでよく拭いた後、アルコール消毒をすること。使い捨て手袋を着用すること。

調理中も、こまめに消毒すること。

* 調理台にアルコール消毒薬をおくこと。

材料は、クーラーボックス（保冷剤入り）に保管すること。

* クーラーボックスに入れられない場合は、直射日光の当たらないところに保管すること。

調理後、概ね 2 時間を超えたものは、提供せずに廃棄すること。

* 早めに食べるように伝えること。

〇〇保健所衛生環境課（TEL 〇〇〇〇〇〇）・〇〇町保健福祉センター（TEL 〇〇〇〇〇〇）

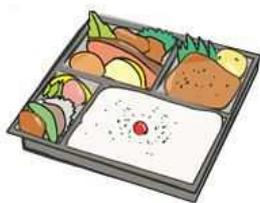
避難所へ食料を提供される方々（ボランティア、協力業者等）へ

〇〇保健所からのお知らせ

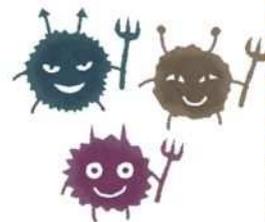
避難者の方々への食事提供、ありがとうございます。炊き出しや救援物資の支給などを行う場合は、食中毒を予防するため、以下の内容を守るようにお願いします。

- ◎こまめに手を洗いましょう。水がない場合はこまめに手指の消毒をしましょう。
- ◎おにぎりを握る時は、素手ではなくラップを用いて握りましょう。
- ◎調理品はしっかり加熱しましょう。水は飲用できる水を使用しましょう。
- ◎調理器具は清潔なものを使用し、使用後は洗浄しましょう。水がない場合は使用後に汚れを取り、きちんと消毒しましょう。
- ◎調理場には消毒薬を備えて、すぐに使えるようにしましょう。
- ◎要冷蔵、冷凍品については、適正に保存するとともに、野菜・果物等は冷暗所に置くなど温度管理に注意しましょう。
- ◎配った食品は早めに食べてもらうようにしましょう。
- ◎食物アレルギーをお持ちの方もいるので、原材料等の情報提供をしましょう。

お問い合わせ先 〇〇保健所衛生環境課
TEL : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇



避難されている皆様へ



気温が徐々に上昇し、食中毒が発生しやすくなっています。
食中毒を予防するために、以下の取扱いに注意しましょう。

1 消費期限内に食べる

- (1) **消費期限は**、お弁当や洋生菓子など、傷みが早い食品に表示してありますので、必ず**消費期限内**に食べましょう。
- (2) **一度開封したら**、表示されている期限より**早めに食べる**ようにしましょう。
- (3) **消費期限切れ**のおにぎり、パンなどはもったいないですが、**食べないように**しましょう。

2 食品の温度管理

- (1) 食品の劣化や腐敗等を予防するため、**冷蔵庫や清潔で日の当たらない涼しいところ**に保管しましょう。
- (2) 加熱が必要な食品は、**中心部までしっかり加熱**して食べましょう。

3 その他

- (1) **具合が悪くなった場合は**、**早めに医師等に相談**しましょう。

連絡先:熊本県健康危機管理課 096-333-2247

もしくはお近くの保健所へ

避難所管理者の方へ

いつ熱中症注意のアナウンスを行うか？

- ・ 暑さ指数（WBGT）警戒レベル以上の各段階を超えた時点で、注意喚起のアナウンスをお願いします。また、警戒レベル以上が長時間継続している場合は、定期的にアナウンスをお願いします。それ以外でも湿度が高い、部屋の一部だけ温度が高いなど、必要と考えられる際には注意を促してください。
- ・ スポーツドリンクと経口補水液は、通常の物資と同様に注文することができますので、十分な数の確保をお願いします。
- ・ 保健師の巡回は限られます。避難所管理者の方におかれましても、以下の内容をご確認ください。

避難所巡回をされる保健師の方へ

熱中症の有症状者にはどのように対応すべきか？

- ・ チェック表（別添）を使用し、有症状者を拾い上げてください。
（チェック表は必要に応じて、管理者の方やご家族の方にも配布してください。）
- ・ 症状の強い方がいらっしゃった場合は、まず医療機関受診の手続きをとってください。
- ・ 熱中症の症状で対応した場合は、日報でご報告ください。

熱中症の予防・治療には何を飲むよう指導すれば良いか？

- ・ 予防の観点からはスポーツドリンクの頻回の摂取でも問題ありません。ただし、スポーツドリンクは塩分が少なく、糖分が多いことを認識しておいてください。
- ・ 梅昆布茶やみそ汁などもミネラル・塩分が含まれており、予防に有効です。
- ・ 高齢者は脱水に自分で気づきにくく、塩分が少ない嗜好があり、自分では水分を摂っているつもりでも結果的に電解質が不足する場合があります。経口補水液などを定時にのむ習慣も予防につながります。
- ・ 症状が出ている時や、単に予防したい時は、経口補水液（OS-1 など）のみの摂取ではなく、スポーツドリンクの併用が望ましいです。

※「日本救急医学会 熱中症診療ガイドライン 2015」一部参照

熱中症 チェック表

～どなたでも熱中症チェックができます！～

該当する項目はありませんか？あったら早めに保健師、医療機関へ相談してください。

熱中症は温度だけではなく、湿度とも大きく関係しています。日中に限ったものではなく、夜間でも十分起こりえます。

- 意識がおかしい
- 痙攣
- 倦怠感・虚脱感
- 判断力が低下している
- 頭痛
- 嘔吐
- めまい
- 立ちくらみ
- 生あくび
- 汗が止まらない
- 筋肉痛がある
- こむら返りしやすい
- 尿の回数や量が低下している

市町村災害対策本部 御中

熱中症予防に関するお願い

この度の〇〇により避難生活が長期化してきておりますが、これから夏にかけて、気温が上昇していくと熱中症の発生が増えていきます。暑さが本格化する前から熱中症予防に御留意ください。

特に、今回の〇〇の影響で車やテントに避難されている方や被災地でボランティアや被災者支援に従事される方などは、十分にご注意ください。

熱中症を予防するためには、まず、こまめに水分を摂ることが大切です。喉が渇いていなくても1時間毎に水分補給をするなどして、一日1.5リットルを目標に、水分をとるように心がけてください。

屋外作業時には、暑さを避けるために帽子を着用し、日陰を確保して、一定時間毎に休憩を取ることも有効です。

また、熱中症は室内でも多く発生します。エアコンや扇風機、うちわを使用するなどして、体内に熱がこもらないようにしてください。

<被災者支援に従事される方へのお願い>

・「経口補水液」の確保

活動拠点における十分な飲料（水やお茶など）の確保と併せて、脱水症状等がある場合に摂取できる「経口補水液」の確保をお願いします（通常の物資と同様に注文できます）。なお、〇〇保健所、〇〇保健所、〇〇保健所、〇〇保健所、〇〇保健所には、別途、経口補水液を配備しておりますので、急を要する場合は、ご相談ください。

・「経口補水液」の保管場所の確認

確保した「経口補水液」は、脱水症状等がある方にすぐに使用できるよう、保健師等を中心に、避難所の関係者全員で保管場所等をご確認ください。

・「経口補水液」の使用上の留意点

別添「経口補水液（OS-1）の摂取に関して」の内容を、従事者間で共有すると共に、「熱中症チェック表」は、保健師等が行う健康管理にご活用ください。

（問い合わせ先）

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 〇〇、〇〇
〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1

TEL : 096-333-2208 内線 7074 FAX : 096-383-0498

避難所等における 熱中症対策チェックリスト

～必ずご確認ください！～

- 熱中症予防のポスターの掲示をしている。
- 熱中症予防に関する啓発アナウンスを実施している。
- うちわの配布などを実施している。
- 室温や湿度、暑さ指数などをこまめに確認している。

＜熱中症が疑われる人を見かけたときのために＞

- 扇風機やエアコンなど涼しい場所を確保している。
- 保冷剤、氷、冷たいタオルなど、体を冷やすものを確保している。
- 避難所に、水分・塩分、経口補水液が十分に確保されている。
- 避難所支援従事者全員に以下の知識がある。
 - 熱中症の症状を知っている。
 - 高齢者や子ども、障害者・障害児は特に注意が必要である。
 - 経口補水液の適切な使い方を知っている。
 - 経口補水液の保管場所を知っている。
 - 自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼ぶ。

すべてチェックを付けることができましたか。熱中症は、場合によっては死亡するケースもあります。皆さんで熱中症予防・対策に努めましょう！

災害時の熱中症予防

～避難生活・片付け作業時の注意点～

内閣府
消防庁
厚生労働省
環境省

熱中症は、死に至る可能性のある重篤な病気ですが、適切な予防・対処を行えば、防ぐことができます。災害時には、慣れない環境や作業で熱中症のリスクは高くなりますので、お互いに声をかけながら、十分に注意しましょう。

1. 熱中症を予防するためには…

① 暑さを避けましょう

涼しい服装、日傘や帽子、また、在宅避難等の場合はクーラーの積極的な活用を。停電が長引く可能性がある場合、特に高齢者、子ども、障害者の方々は、冷房設備が稼働している避難所への避難も検討しましょう。



② のどが渇いていなくてもこまめに水分・塩分をとりましょう

③ 暑さに関する情報を確認しましょう

身の回りの気温・湿度・暑さ指数 (WBGT) (※) の確認を。「熱中症警戒アラート」(令和3年度から全国展開) も活用を。



避難生活における注意点

- ◆被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等により熱中症のリスクが高くなる可能性があります。避難生活では**普段以上に体調管理**を心掛けましょう。
- ◆**高齢者、子ども、障害者**の方々は特に注意しましょう。

※やむを得ず車中泊をする場合、車両は**日陰や風通しの良い場所**に駐車しましょう。車用の**断熱シート**等も活用しましょう。また、**乳幼児**等を車の中で一人にさせないようにしましょう。夜間等寝るときはエンジン等をつけたままにすることは避けましょう。

片付け等の作業時の注意点

- ◆作業開始前には**必ず体調を確認**し、体調が悪い場合は作業を行わないようにしましょう。
- ◆できるだけ**2人以上で作業**を行い、作業中は**お互いの体調を確認**するようにしましょう。
- ◆休憩・水分・塩分の補給は、**一定時間毎**にとるようにしましょう。また、休憩時には、日陰等の**涼しい場所**を確保しましょう。
- ◆**暑い時間帯**の作業は避けましょう。
- ◆汗をかいた時は**水分・塩分の補給**も。

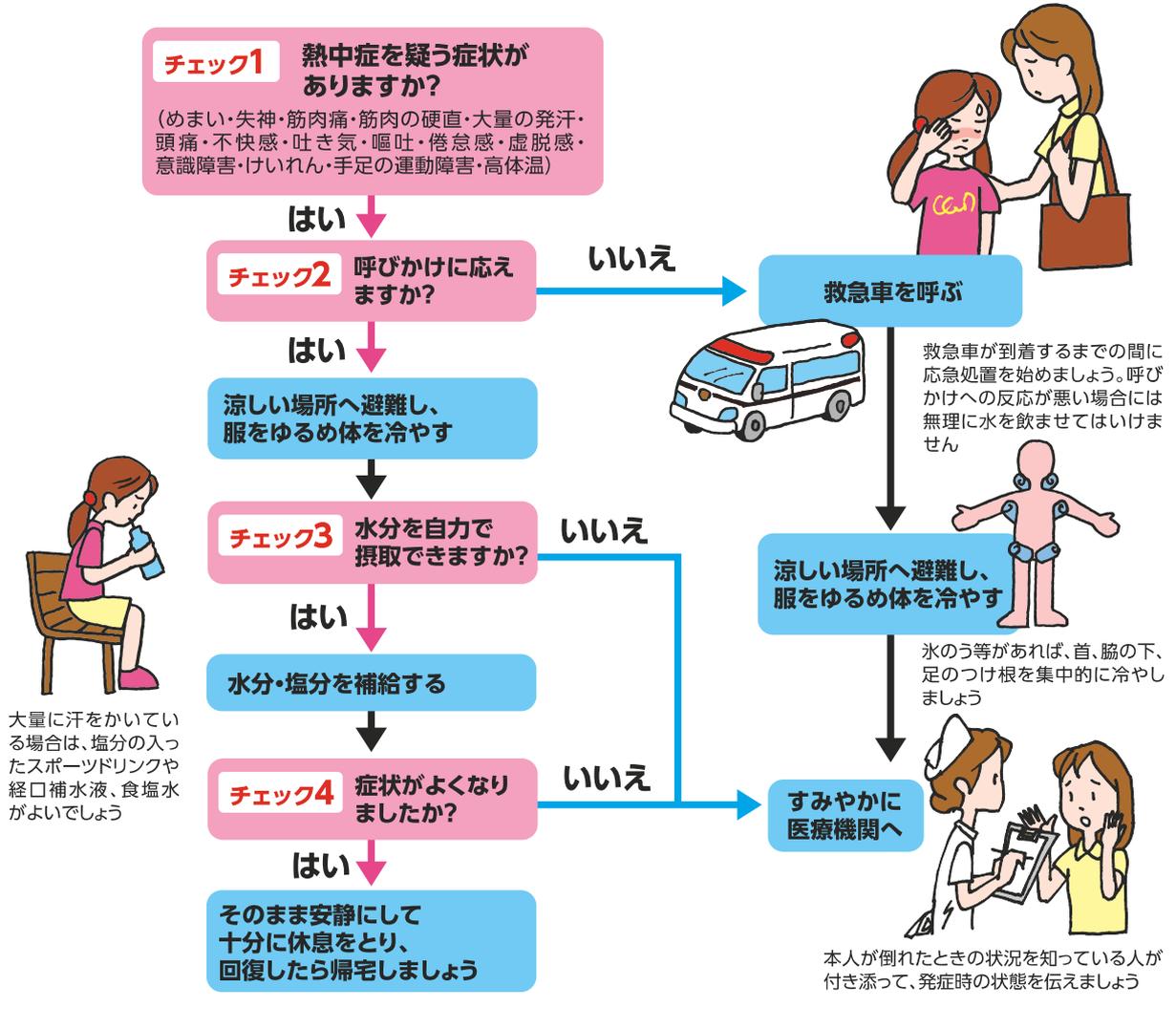
※「暑さ指数 (WBGT)」 気温・湿度・輻射 (ふくしゃ) 熱からなる熱中症の危険性を示す指標。



2. 熱中症が疑われるときには…

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認して対処しましょう。最初の措置が肝心です。



体温を効果的に下げるための方法の例

- ・上着を脱がせ、服をゆるめて風通しを良くする。
- ・皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機であおぐ。
- ・服の上から少しずつ冷やした水をかける。
- ・氷のうや冷えたペットボトルなどを、首、脇の下、足のつけ根にあてて冷やす。

「熱中症警戒アラート^(※)」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

※熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される日に発表する情報。令和3年度から全国展開。

QRコード →



熱中症警戒アラート 全国運用中!

熱中症警戒アラートは、**熱中症の危険性が極めて高い**暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごとに発表されます。
発表された情報はテレビ、防災無線、SNSを通じて発信されます。

報道機関
(テレビ・ラジオ)



〇〇県で熱中症警戒アラートが発表されました。
明日は熱中症予防行動を徹底しましょう。



防災無線



SNS



熱中症とは

暑い環境で体温の調整ができなくなった状態で、めまいや吐き気、頭痛、失神等様々な症状をきたし、最悪の場合は死に至る疾患ですが、下記のような**予防行動**を行えば防ぐことができます。

熱中症警戒アラート発表時は**徹底した予防行動**を!



エアコンを適切に使用しましょう

- 昼夜問わずエアコン等を使用して温度調節をしましょう。



外出はできるだけ控え、暑さを避けましょう

- 熱中症を予防するためには暑さを避けることが最も重要です。
- 不要不急の外出はできるだけ避けましょう。



熱中症のリスクが高い方に声かけをしましょう

- 高齢者、子ども、持病のある方、肥満の方、障害者等は熱中症になりやすい方々です。これらの熱中症のリスクが高い方には、身近な方から、夜間を含むエアコンの使用やこまめな水分・塩分補給等を行うよう、声をかけましょう。



外での運動は、原則、中止／延期をしましょう

- 身の回りの暑さ指数 (WBGT) に応じて屋外やエアコン等が設置されていない屋内での運動は、原則、中止や延期をしましょう。



普段以上に「熱中症予防行動」を実践しましょう

- のどが渇く前にこまめに水分・塩分を補給しましょう。(1日あたり1.2Lが目安)
- 涼しい服装にしましょう。



暑さ指数 (WBGT) を確認しましょう

- 熱中症を予防するためには暑さを避けることが最も重要です。
- 不要不急の外出はできるだけ避けましょう。



※環境省熱中症予防情報サイト: <https://www.wbgt.env.go.jp/>

学校やイベントの管理者等においては現場に応じた対応策をあらかじめ定め、熱中症警戒アラート発表時には速やかに実行してください。

政府の熱中症対策

熱中症予防情報サイト：熱中症警戒アラート・暑さ指数・熱中症予防に関する情報



高齢者等の屋内における熱中症対策の強化

- 高齢者のための熱中症対策



〈リーフレット〉

管理者がいる場等における熱中症対策の促進

- 学校関係の熱中症情報



- 農作業中の熱中症対策



- スポーツの熱中症対策



- 防災における熱中症対策



〈リーフレット〉

- 学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報



- 災害時情報提供アプリ「Safety tips」



For Android



For iPhone

地域における連携強化

- 熱中症に関連する気象情報



- 夏季における熱中症による救急搬送状況



- 健康・医療関係の熱中症情報



その他

- エアコンの早期の試運転について



- ヒートアイランド対策



- 無理のない省エネ生活



マイボトルで
熱中症予防を!



内閣府



こども家庭庁



消防庁



文部科学省



スポーツ庁



厚生労働省



農林水産省



経済産業省



国土交通省



観光庁



気象庁



環境省

避難されている皆様へ



2023 版

注意!

避難生活では、感染症（ノロウイルスなど）、食中毒、エコノミークラス症候群が発生する可能性が高くなります。以下の点に注意しましょう。

1 感染症対策

- (1) 食事の前やトイレの後には、**手洗い**をしっかりと行いましょう。
水が出ない場合はアルコール等で手をきれいにしてください。
- (2) 換気を行いましょ。マスクの着用も効果的です。
- (3) 人と人との距離をできるだけとりましょ。
- (4) はだして砂や土の上を歩かないようにしましょ。



手を洗うモン
#WashHands

2 食中毒対策

- (1) 食品は、消費（賞味）期限内に早めに食べましょ。
- (2) 生ものは避けて、**加熱したものを食べる**ようにしましょ。
- (3) 要冷蔵・要冷凍の食品は保存温度を守り、その他の食品は、**温度が上がらない冷暗所に保管**しましょ。
- (4) 食べ物が置いてある場所にペットなどの動物を近づけないようにしましょ。
- (5) 調理時は清潔に努め、手洗いもしっかり行いましょ。
流水がない場合は、ウェットティッシュなどで代用しましょ。

3 エコノミークラス症候群対策

長時間足を動かさずに同じ姿勢でいると、**エコノミークラス症候群**を起こす可能性があります。

予
防
方
法

- (1) 長時間同じ（特に車中等での窮屈な）姿勢でいないようにする。
- (2) 足の指をこまめに動かす、または歩く。
- (3) 適度な水分を取る。
- (4) 時々深呼吸をする。

トイレに行く回数を減らすために我慢しないで!!
室内でも、のどの渇きを感じなくてもこまめに水分を補給しましょ!
熱中症対策にもなります。

4 お口のケア

歯磨きや口腔ケアができない状況が続いたり、抵抗力が弱まると、むし歯や歯周病、口内炎が起こりやすくなります。特に高齢の方は、口の中の汚れが原因で**誤嚥性肺炎**にかかりやすくなりますので、**口の中を清潔に保つため、食後や夜、寝る前には歯磨き**をしましょ。

5 その他

食物アレルギーのある方は、食事に**アレルギー**が含まれていないか確認しましょ。

★**具合が悪くなった場合は、早めに医師等に相談**しましょ。

連絡先:有明保健所 0968-72-2184

山鹿保健所 0968-44-4121

菊池保健所 0968-25-4138

阿蘇保健所 0967-24-9030

御船保健所 096-282-0016

宇城保健所 0964-32-1207

八代保健所 0965-33-3229

水俣保健所 0966-63-4104

人吉保健所 0966-22-3107

天草保健所 0969-23-0172

連絡先:熊本県健康危機管理課 096-333-2247 熊本県健康づくり推進課 096-333-2208

エコミークラス症候群の予防のために

○ エコミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
 - ② 十分にこまめに水分を取る
 - ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
 - ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
 - ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
 - ⑥ 眠るときは足をあげる
- などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



(厚生労働省ホームページ)

エコノミークラス症候群を予防するために

1. 水分をしっかりととりましょう

トイレが心配で飲み物を控える方がいますが、水分を補給すると血液のめぐりがよくなります。できるだけ水分をとるようにしましょう。



必要な水分補給量のめやすは、1日に飲み水1.2ℓ

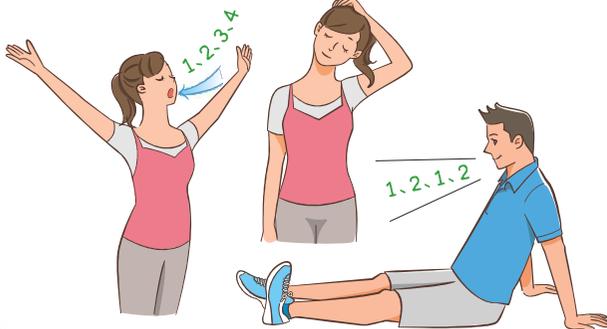
普通に生活しているだけで、1日に約2.5ℓの水分が失われます。通常の量の食事ととれる水分や、体内でつくられる水分をあわせても、約1.3ℓのみ。そのため、1日に1.2ℓほど(500mlペットボトル約3本)の水分補給が必要です。

※1日に3食を確保できる場合のめやすです。
運動量や気温、湿度などにより、調整が必要です。

参考:厚生労働省「健康のために水を飲もう」推奨運動

2. 軽い運動をしましょう

睡眠時をのぞいて、1~3時間に1回をめやすに、ストレッチなどの運動をしましょう。このリーフレットでは、狭いスペースでできる手軽な体操を紹介しています。ぜひ参考にしてください。



3. 弾性ストッキングをはきましょう

医師や看護師からの指示がある場合は、弾性ストッキングをはいてください。

適度な圧力を与えることで、下肢に血液が溜まることを防ぎます。



弾性ストッキングって?

普通のストッキングとは違い、足を圧迫するための特殊な編み方の医療用ストッキングです。

下肢静脈の血流をよくする働きがあり、静脈瘤やリンパ浮腫の治療にも使われます。

弾性ストッキングをはいたほうがよい人

- 水分を控えている人
- 車中泊をしている人

油断・軽視は禁物です!

エコノミークラス症候群は、飛行機のエコノミークラス搭乗者に多く発症することが名前の由来となっています。発症すると呼吸困難・窒息状態に陥り、状態が悪ければ突然死につながるため、油断・軽視することはできません。

近年、大規模災害時の避難先において、水分不足や運動不足などを原因とする発症が報告され、広く知られるようになりました。十分な水分補給と適度な運動を心がけ、発症を防ぎましょう。

エコノミークラス症候群を 予防しましょう

二次災害を防ぐために

監修
新潟大学呼吸循環外科
医学博士 橋沢 和彦
NPO法人日本健康運動指導士会
新潟県支部 副支部長 見田 賢一

災害時の避難生活や長い距離の交通移動など、長時間同じ姿勢で座ったまましていると、足の血流が悪くなり、静脈血栓という血のかたまりができてしまうことがあります。これが血管を通して運ばれ、肺の動脈をふさいでしまう症状がエコノミークラス症候群です。

災害時において二次災害ともいえるエコノミークラス症候群。予防のための知識を平時から身につけて、発症を防ぎましょう。



NPO法人 日本健康運動指導士会

たたみ一畳の広さでできる

エコノミークラス症候群予防のための運動

1. 深呼吸

「1、2、3、4」で息を吸い、「5、6、7、8」で吐きます。2回繰り返します。



4. ももの裏側のストレッチ

ひざを曲げずに、上体をゆっくりと前に倒します。

続けるうちに指先と床の距離が少しずつ縮まり、効果を実感しやすい体操です。



7. その場足踏み

「1、2、1、2」と元気よく、その場で足踏みをします。足もとを見ると姿勢が悪くなるので、まっすぐ前を見るようにします。

ひじは軽く曲げる

ひざはできるだけ高く上げる



2. 腕・肩のストレッチ

両手を組み、頭上に引き上げるようにします。腕が耳の横に沿うように意識します。



手を内向きに組むストレッチから始めて、慣れてきたら外向きに変えていってもよいでしょう。



5. そけい部のストレッチ

両足を開いてしゃがみ、ひじでひざを左右に開くようにします。

かかととは床につけたまま

伸びているところ



8. 深呼吸

「1、2、3、4」で息を吸い、「5、6、7、8」で吐きます。2回繰り返します。



3. 首・肩のストレッチ

上体を動かさず、首だけを曲げます。軽く伸びていることを感じ、気持ちいいと思うくらいの力で、左右1回ずつ行います。

伸びているところ

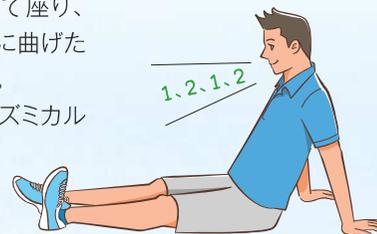
顔は前を向いたまま



6. 足首の曲げ伸ばし

両足を前に伸ばして座り、左右の足首を交互に曲げたり伸ばしたりします。「1、2、1、2」とリズムカルに行いましょう。

1、2、1、2



体操のポイント

- ① 伸びているところを意識する
- ② 各体操は約16秒間行う
- ③ 痛みがある場合は無理をしない
- ④ 呼吸を止めない

※声を出して数えながら行うと、呼吸を止めることなく、リズムカルに体操できます。ただし、周囲の迷惑とならないように、可能な範囲で声を出すようにしましょう。

食事バランス・食中毒について

熊本県〇〇保健所から、お食事についてお願いがあります

そこで
自分で調達
できる方 は

お食事で気をつけると
よりバランスが良
くなります！

長期間の野菜や果物、乳製品などの食べる
量が不足すると**ビタミン及びミネラル**
が不足しがちです。

現在の状況が長く続いたとき、口内炎、疲
労感だるさ、食欲がおちる、眠れないなど
の症状をおこす可能性があります。

野菜は毎食小鉢くらいの大きさを
1品食べましょう

サラダ、和え物、炒め物など



乳製品は毎日1回食べましょう

牛乳200ml、ヨーグルト、チーズ



果物は1日1~2回片手のひら位の
量を食べましょう

カットフルーツ1パック イチゴ
バナナ、デコポンなど



こまめに水分補給をしましょう

水、お茶は毎食(コップ1杯程度)、
コーヒー(お砂糖は控えめに)など



お茶会タイム(14~15時頃)を
設けてみてはいかがでしょうか

ワンポイントアドバイス

○高齢者

- よくかんで食べましょう。
◎かたい食物が食べにくい方は別途ご相談ください
- 水分を忘れずに飲むようにしましょう。



○成長期

- お菓子、スポーツドリンクは食べる量と回数を決めましょう。
- 牛乳・乳製品は1日1～2回は必ずとるようにしましょう。
- 付け合わせの野菜は食べ忘れないように。

○血圧の高い方

- ふりかけや調味料は料理の味をみて使いましょう。
- インスタント麺は、毎日食べないように。できれば汁は残しましょう。
- 野菜料理を食べられないときは、野菜ジュースを飲みましょう。

○体重が気になる方

- まず野菜料理から食べましょう。
- よくかんで食べましょう。
- お菓子、ジュース・ドリンク類は食べる量と回数を決めて。特に夜間は避けましょう。

食中毒にならないために

- お弁当や買ったおかずはなるべく早く食べましょう。
- 食べ残しと飲み残しは思い切って捨ててください。
- 短い時間でも直射日光の当たる場所・温度が上がる場所には放置しないようにしましょう。
- 食事の前は必ず石けんで手を洗いましょう。
- タオルの共用はしないようにしましょう。



普通の食事が
食べられない方は
ご連絡ください

必要な方は個別に対応いたします

- ◆アレルギー対応食、乳児用ミルク・離乳食
- ◆おかゆなど軟らかい物
- ◆塩分制限、たんぱく制限、糖尿病食など

連絡先：

電話番号：

歯みがき、お口のケアは あなたの命を守ります！

肺炎を防ぐために 歯みがきを！

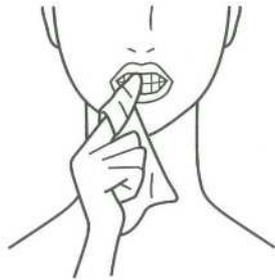
- ・お口が清潔でないと細菌が増殖し、肺炎になりやすく、全身の病気の悪化につながります
- ・高齢者は特に注意が必要です

入れ歯をきれいにして 肺炎を防ぎましょう

- ・お口を清潔に保つには入れ歯のお手入れが大事です
- ・食後に入れ歯をきれいにしましょう
- ・夜寝るときは入れ歯をはずしましょう

ハブラシがないとき

- ・食後に少量の水やお茶でうがいをします
- ・ハンカチやティッシュで歯の汚れをとるのも効果があります



だ液を出す工夫を

- ・だ液はお口の中をきれいに保つはたらきがあります
- ・耳の下、ほお、あごの下を手でもんだり、あたためると、だ液が出やすくなります



水が少ないときの歯みがき

- ・約30mlの水を用意
- ・水でハブラシをぬらして歯みがきします
- ・合い間にハブラシの汚れをティッシュでふきとります
- ・コップの水を少しずつお口に含み、2~3回にわけて、すすぎます



- ・液体ハミガキ、洗口液があれば、水のかわりにお使いください（水でのすすぎは不要）



- ・うがい薬もお口を清潔に保つのに効果的です

公益社団法人 日本歯科医師会

監修：神戸常盤大学短期大学部 口腔保健学科 足立了平先生

提供：一般財団法人 サンスター財団、サンスターグループ



非常時の口腔健康管理

水がない場合

水がない場合でも、ガムやマウスウォッシュを使って口の手入れをしましょう！

シュガーレスガム
キシリトールガム



シュガーレスガムをかむことで、ストレス解消や緊張感の緩和ができます。また唾液をたくさん出す効果があり、その唾液で口をすすぐことができます。

マウスウォッシュ



マウスウォッシュ（口腔用洗口剤）で口をすすぐことで菌が増えることを防ぐことができます。口の中の状態を考えて、刺激の少ないノンアルコール成分のものをおすすめします。

口の体操やマッサージをしましょう！

非常時には、慣れない環境などで強いストレスを受け、唾液が出にくくなることがあります。唾液には口の中をきれいに洗い流してくれる働きがあります。なるべく口を動かし、またマッサージをして唾液の分泌をうながしましょう。

口の体操

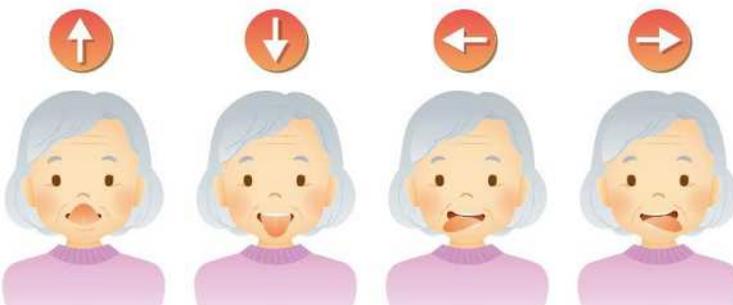


「あ」、「い」、「う」と発音するように、口を大きく動かします。



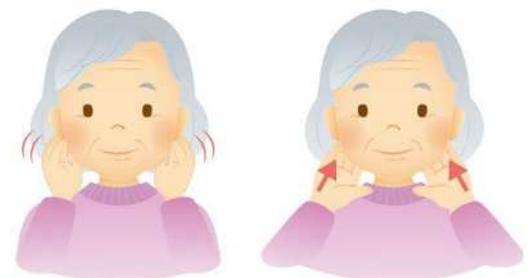
頬を膨らませた後、すぼめるという動きを数回します。

舌の体操



口を開き、舌を出して上下左右に数回動かします。

唾液腺のマッサージ



耳の下、顎の下やほほをさすったり、揉んだり押したりして動かします。



非常時の口腔健康管理

水がある場合

少ないお水でも歯や入れ歯をみがきましょう！

口の中を清潔におかないと、口の中で細菌が増えて、肺炎をおこしやすくなります。特に高齢者の方は誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん）に注意してください。肺炎以外にも、全身の病気に影響を及ぼします。これらを防ぐためにも、口のお手入れや顔を動かす体操をはじめましょう。

歯ブラシがある場合



1 水で濡らしたティッシュペーパーで軽く唇をふきます



2 絵のような水の量のコップを2つ用意し、水量の少ないほうに歯ブラシを入れて濡らします



3 歯を磨きます



4 歯ブラシが汚れたら、ティッシュを濡らし、汚れを取ります



少ない水のコップですすぎ、歯みがきと歯ブラシの汚れ取りをくり返します



最後にもう1つのコップで少なくとも2回口をゆすぎます



ポイント

- 口内炎ができていたり、歯みがきをしていて出血がある場合は、うがい用の薬液（洗口液）を使うと効果があります。
- うがいが可能な量のお水がある場合で、歯みがき剤が手元にある場合は、少しだけ歯みがき剤を使いましょう。

歯ブラシがない場合



1 食後に少量の水やお茶でぶくぶく、がらがらうがいをします



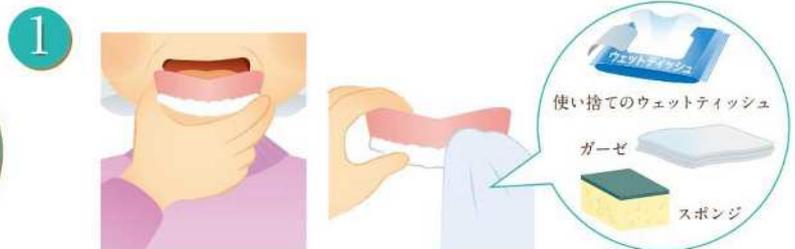
2 タオルやハンカチ、ティッシュペーパーなどで歯の表面を擦って、できる限り汚れを取り除きます



ポイント

- うがいは、一度に多くの水を含んで吐き出して終わるよりも、少量ずつ水を口に含んで吐き出すことを繰り返した方が効果的で、より口の中の汚れを薄める効果が強くなります。

入れ歯のお手入れ



1 できれば毎食後、すくなくとも1日に1度は外して、上のような道具を使って汚れを取ってください。



2 部分入れ歯では、針金の部分などが複雑な構造をしている場合が多いので、義歯用ブラシや歯ブラシ、綿棒などでお手入れをします。



ポイント

- 就寝時は外し、義歯洗浄剤か水中で保管することが望ましいですが、非常時はその限りではありません。
- 洗浄剤を十分に洗い流してから口に入れるようにしてください。
- 食器洗い用の中性洗剤でも代用できます。

被災された皆様へ

注意！避難生活で体調を崩さないために

体調不良の方が
増えて
います！

熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
発災から1か月が経過し、不自由な避難生活の中、体調不良を訴える方が増えています。
健康を守るため、次のことに注意しながら生活しましょう。

暑くなりません。熱中症予防を！

- 家族や周囲の人が声をかけあいながら、喉が渇く前にこまめの水分補給をしましょう。
- 作業の合間など、休息をとりましょう。
- 特に車やテントの中などは暑くなりますので、暑さを避けましょう。



体を動かし、水分をとってエコノミックラズ症候群予防

- 長時間同じ姿勢でいないよう、足の指を動かす、歩くなど、体を動かしましょう。
- 弾性ストッキングを着用しましょう。

肺炎予防のため 口腔ケア

- 口の中の汚れが原因でも「肺炎」が発症します。
- 食後の歯みがき、入れ歯は外して汚れをとる、水が十分でない場合はブクブクうがいなど、口の中を清潔にしましょう。
- 口の中の乾燥を防ぐため、食事のときは「だ液（ツバ）」がでやすいようよく噛みましょう。



持病をお持ちの方、食事に注意

- 避難所での食事はパンやご飯などの炭水化物の割合が多くなりがちです。高血圧や高血糖など持病がある方は、腹八分目につとめ、塩分の取り過ぎやご飯の食べ過ぎ、塩分や糖分の多い飲み物には注意をしましょう。
- 場合によっては、食事を残す（廃棄する）勇気を！

開封したらその場で食べるなど、食中毒予防

- 冷暗所に保管、開封したら、保存せずにその場で食べるなど、食中毒に十分注意しましょう。

早め、早めの 医師等への相談 医療機関受診

避難生活では、不自由な生活の中、無理をされがちです。

「何かおかしい？」日頃と違うちょっとした体調の変化に気づいたら、医師や保健師等への早めの相談や医療機関への受診を行いましょう。



応急仮設住宅では、カビが発生しやすく、注意が必要！

カビ予防のポイントは ①除湿(乾燥)、②掃除です。

①『湿気』・『結露』の発生をおさえる

屋外・屋内での
布団干し



屋内ではカゴ・イス等を利用して、扇風機の風を当てる。

室内の換気

- ・晴天時は窓を開けて換気。
- ・雨天時は窓を閉め、エアコンや扇風機で室内空気を動かす。

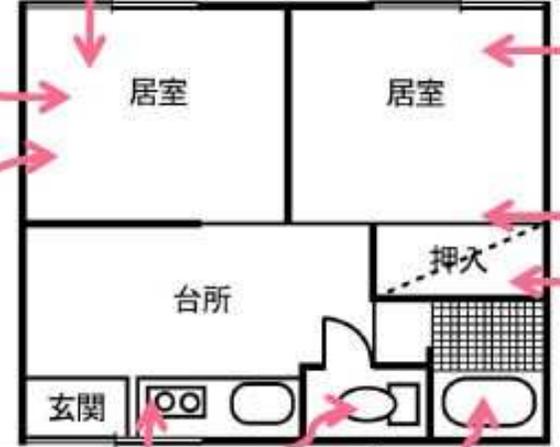


部屋干しはなるべくしない
干す場合はエアコン/扇風機/
換気扇/除湿機をつける。



エアコン・除湿機
の活用

石油は燃焼時に水分が出るので石油ストーブを使用しない。エアコン使用がカビ対策には効果的。



消費電力20Wの場合
常時使用で1カ月料金は約300円程度

台所・風呂・トイレ
換気扇を積極的に使用

風呂のフタ
閉めの徹底



室内の換気

- ・家具を部屋や押入れの壁から離す。
- ・押入れにはなるべく風を入れる。

②『清掃』を頻繁にする

避難所での感染症に注意しましょう

災害時には、衛生状態の悪化等が予想されます。

避難所では、集団生活に加え、避難者の体力の低下も考えられますので、日頃よりも衛生管理に注意して、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症を予防することが大切です。

各避難所において、以下の物品を常備し、トイレ後や食事前の手洗いに努めましょう。また、トイレを清潔に保つため、定期的に清掃をしましょう。感染性胃腸炎（嘔吐下痢症）を心配される場合は、次亜塩素酸ナトリウム液による拭き取りが効果的です。

1 手洗い

液体せっけん（又は泡せっけん）、ペーパータオル、手指消毒用エタノール製剤

2度洗いすることで、ほとんどの病原菌が流れ落ちます！

2 トイレ清掃

トイレ用洗剤、使い捨て手袋（必要時にはビニールエプロン）、サージカルマスク、環境清掃用クロス等（ウエットティッシュ等）、便器内ブラシ、トイレ用ほうき、ちりとり、次亜塩素酸ナトリウム液、ペーパータオルや布等、ゴミ袋

～感染性胃腸炎のまん延防止のため、次亜塩素酸ナトリウム液による拭き取りを定期的に行いましょう！～

目に見える汚れが無い場所

0.02%次亜塩素酸ナトリウム液を浸したペーパータオルなどで、便座、ドアノブ、カラン、蛇口など、人が触るところを拭き取ります。

《0.02%次亜塩素酸ナトリウム液の作り方》

水 1 L



家庭用塩素系漂白剤（塩素濃度5%）を5m l（ペットボトルキャップ1杯）

目に見える汚れがある場所

0.1%次亜塩素酸ナトリウム液で消毒します。

《0.1%次亜塩素酸ナトリウム液の作り方》

水 1 L



家庭用塩素系漂白剤（塩素濃度5%）を20m l（ペットボトルキャップ4杯）

避難所において感染症対策のために 常備しておく物品

以下の物品を常備し、衛生管理に注意して感染症対策に努めましょう。

1 手洗い

- ・液体せっけん（又は泡せっけん）
- ・ペーパータオル
- ・手指消毒用エタノール製剤

2 トイレ清掃

- ・トイレ用洗剤
- ・使い捨て手袋（必要時ビニールエプロン）
- ・サージカルマスク
- ・環境清掃用クロス等（ウエットティッシュ等）
- ・便器内ブラシ
- ・トイレ用ほうき
- ・ちりとり
- ・バケツ
- ・次亜塩素酸ナトリウム液
- ・ペーパータオルや布等
- ・ゴミ袋

避難されている皆様へ

感染予防のための9か条



かぜやインフルエンザ、
嘔吐下痢症や食中毒の発生が
心配されています。



可能な限り守っていただきたいこと

- ①食事は可能な限り加熱したものをとるようにしましょう
- ②安心して飲める水だけを飲用とし、きれいなコップで飲みましょう
- ③ご飯の前、トイレの後には手を洗いましょう
(水やアルコール手指消毒薬で洗ってください)
- ④おむつは所定の場所に捨てて、よく手を洗いましょう
- ⑤居住区内では土足禁止とし、外に出るときは履物を履きましょう



症状があるときは

- ⑥咳が出るときには、周りに飛ばさないように口をおおいましょう
(マスクがあるときはマスクをつけてください)
- ⑦熱っぽい、のどが痛い、咳、けが、嘔吐、下痢などがあるとき、
特に周りに同じような症状が増えているときには、
医師や看護師、代表の方に相談してください
- ⑧熱やせきが出ている人、介護する人はなるべくマスクをしてください
- ⑨次の症状がある場合には、肺炎の可能性もあるかもしれません
早めに医療機関の受診ができるように、
医師や看護師、代表の方に相談してください
 - ・咳がひどいとき、黄色い痰が多くなっている場合
 - ・息苦しい場合、呼吸が荒い場合
 - ・ぐったりしている、顔色が悪い場合



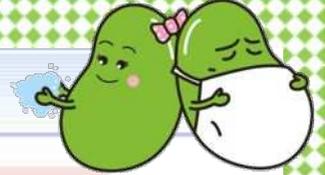
* 特に子供や高齢者では症状があらわれにくいことがありますので、周りの人から見ていつもと様子が違う場合には連絡してください

熊本県 健康危機管理課 Tel:096-333-2240

マメに

正しい手の洗い方

正しいの暮らしをむかへまく
政府広報オンライン

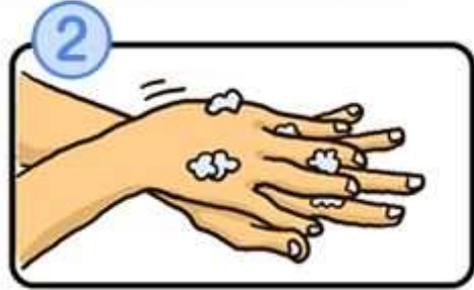


手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



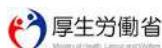
親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

マメに手洗い、マメにマスクでインフルエンザ予防！



●さらに詳しい情報は... [インフル 厚労省](#) [検索](#)

がれき撤去における感染予防のポイント

-傷の化膿や破傷風について-

■ 感染を予防するには？

被災地域で壊された建物を撤去したり、下水などがあふれていた場所で汚泥の撤去作業を行う場合は、次のことに注意しましょう。

- けが防止のため、素肌を露出しない服装（長袖、長ズボン）で行いましょう。
- 丈夫な手袋、長靴、安全靴などを身につけて、水や土、汚染された廃材などを素手でさわったり、釘などを踏み抜いたりしないよう体を保護しましょう。
- ガラスなどのケガや、棘が刺さったりした場合は、一旦作業を中止し、傷ついた場所を清潔な水でよく洗浄し、傷が汚れた環境に直接さらされないように、絆創膏などで保護しましょう。
- 傷が深い場合や棘などが残ってしまった、傷口が化膿した、破傷風を疑う症状(下記)がみられた場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。
- 作業が終了したら、石けんと流水でよく手を洗いましょう。
手洗い用の水が確保できない場合は、ウェットティッシュなどで汚れを落とし、速乾性刷り込み式アルコール性消毒薬を使用してください。

■ 化膿症はどんな感染症なの？

傷の化膿症は、土や皮膚にいるばい菌が傷口で増殖し、痛みや発赤、膿がでたりします。

■ 気をつけることはなんですか？

糖尿病などの方は特に注意が必要です。医療機関で傷口の消毒や処置が必要なことがあります。

■ 破傷風はどんな感染症なの？

破傷風は、土の中にいる**破傷風菌**が傷口から感染・増殖し、毒素によって、発症します。感染してから症状が起こるまで3日から3週間くらいかかるとされています。

■ 気をつけることはなんですか？

特徴的な症状は、「あごのこわばり」で口が開きにくくなります。

加えて、「ものを飲み込みにくい」、「けいれん」などがみられ、進行すると呼吸困難などをきたすことがありますので、医療機関への受診と治療が必要です。

出典：宮城県疾病・感染症対策室 東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク より

【お問い合わせ先】 御船保健所：096-282-0016

避難所における体調不良者への対応マニュアル（感染症が疑われる場合）

【共通事項】

- ① 緊急を要する場合（意識がない、苦しそう、冷や汗が出ている 等）は救急車を呼ぶ。
- ② ①以外の場合は、診療時間内に医療機関を受診していただく。

【報告】（フロー図参照）

嘔吐・下痢 《ノロウイルス感染症に注意》

- ① 受診をすすめる。
- ② 嘔吐物・便の処理を正しく行う。（別資料参照）
検査結果でノロウイルスなどが確定しない場合も、感染性の胃腸炎を念頭に対応する。
- ③ 個室等に移動していただく（少なくとも嘔吐の症状のある期間は別室で過ごすことが望ましい）。
夜間の発症の場合は、翌朝でも良いので受診していただく。
- ④ 症状がある期間はトイレを患者専用にする。
上記のトイレは塩素系消毒剤で消毒する。排泄介助が必要な場合は、介助者は手袋とマスクを着用して介助する。終了後必ず手洗いを行う。
オムツや汚染した物品はビニール袋に入れ、塩素系消毒剤を少量入れて口を縛る。

発熱（37.5度以上） 《インフルエンザに注意》

- ① 38度以上の場合、個室等に移動していただき、原則受診をすすめる。
夜の発熱の場合、救急車を呼ぶような症状でなければ翌朝の受診で良い。
- ② 発熱に加え、発しんがある場合も受診をすすめる。 《水ぼうそうに注意》
- ③ 37.5度以上38度未満の場合 かつ 発しんが無い場合は1日1回の検温、またはその他の症状に応じて受診する。

咳が続く

- ① マスクの着用をうながす。
 - ② 2週間以上続く場合は受診をすすめる。
- ※咳の症状が強い場合は、別室で過ごすことが望ましい。

その他

- 目の充血と目やに。
 - 耳の下の腫れと痛み。 《おたふくかぜに注意》
 - 手や体の強いかゆみ。 《疥癬に注意》
 - 頭のかゆみ。 《頭ジラミに注意》
- 受診をすすめる、または医療関係者の巡回時に相談する。

上記いずれの場合も、周囲に同様の症状がある人がいないか確認する事が大切です。

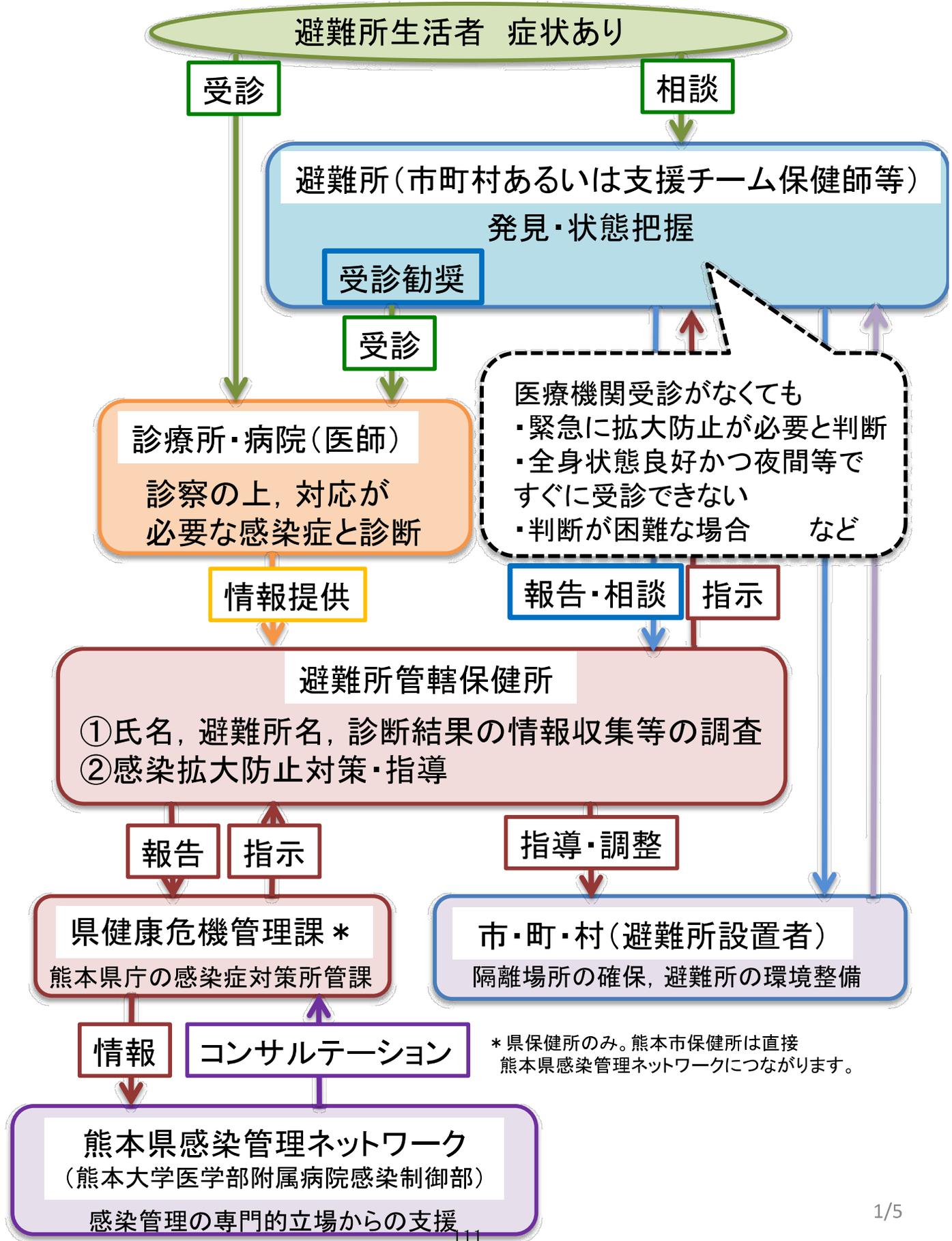
インフルエンザ・水痘（みずぼうそう）など診断が確定した場合、または同症状の方が複数いる場合は、対応について保健所と相談して下さい。

〇〇保健所 TEL :

避難所で生活している人が、「まん延防止対応が必要な感染症」と疑われた場合の対応のスキーム

熊本県保健所長会
平成28年6月1日版

○避難所等で偏見や差別的なことが起こらないように、ご本人やご家族等の人権について配慮し、また個人情報の扱いに十分注意して対応を行ってください。



* 県保健所のみ。熊本市保健所は直接熊本県感染管理ネットワークにつながります。

避難所で生活している人が「まん延防止対応が必要な感染症」と疑われた場合の対応のスキームの説明

熊本県保健所長会
平成28年6月1日版

○避難所等で偏見や差別的なことが起こらないように、ご本人やご家族等の人権について配慮し、また個人情報の扱いに十分注意して対応を行ってください。

・避難所の生活者が、医療機関を受診して「まん延防止対応が必要な感染症」と診断された場合、診察した医師に避難所管轄保健所*への連絡をお願いしています(文書で医師会等へ依頼しています)。連絡を受けた保健所は、診察した医師から氏名、避難所、診断結果等を聞き取り、対策をおこないます。

・避難所で活動している(市町村あるいは支援チーム等の)保健師が、感染症の疑われる人から相談を受けたり発見した場合には、医療機関への受診を勧め、受診につないでください。

ただし、

緊急に拡大防止が必要と判断できる場合、
全身状態良好かつ夜間等ですぐに受診できない場合、
判断が困難な場合

などにおいては、直接、避難所管轄保健所*へ連絡をお願いします。

連絡と合わせて、個室隔離や周りの避難者と距離をとるなどの、避難所において可能な対応を開始してください。連絡を受けた保健所は、当該避難所内での対応が困難(個室隔離が必要な状態だが個室がない等)と判断した場合、対応可能な避難所等への移送などの調整をおこないます。

* 避難所管轄保健所とは、避難所の所在地を管轄する保健所になります。
ただし、大津町の本田技研体育館については、南阿蘇村の住民が避難しておられ、阿蘇保健所が対応します。

・宇城保健所管内、菊池保健所管内については、避難所と通常の医療機関による対応体制がありますので、避難所での活動に入られるときに確認をお願いします。もし、その体制で対応できないときには、上記の流れでご対応ください。

・各避難所の感染症対応可能レベル(個室の有無、個室内のトイレや手洗い場の有無等、5月上旬にICTが訪問調査しています)について、保健所は情報のアップデートを定期的に行ってください。

・各避難所は「熊本県感染管理ネットワーク」の作成したチェックリスト(別紙)を用いて避難所における感染症予防対策の状況のチェックを定期的に(週1回程度)実施し、管轄保健所に報告してください。

○避難所等で偏見や差別的なことが起こらないように、ご本人やご家族等の人権について配慮し、また個人情報の扱いに十分注意して対応を行ってください。

電話・FAX番号（管轄市町村）

・阿蘇保健所 電話 0967-32-0535 FAX 0967-32-0536
（阿蘇市，南小国町，小国町，産山村，高森町，西原村，南阿蘇村）

・御船保健所 電話 096-282-0016 FAX 096-282-3117
（御船町，嘉島町，益城町，甲佐町，山都町）

・宇城保健所 電話 0964-32-1147 FAX 0964-32-2426
（宇土市，宇城市，美里町）

・菊池保健所 電話 0968-25-4155 FAX 0968-25-5457
（菊池市，合志市，大津町，菊陽町）

・熊本市保健所 電話 096-364-3186 FAX 096-371-5172
（熊本市）

○熊本県感染管理ネットワーク事務局 電話/FAX 096-373-5548
（熊本大学医学部附属病院感染制御部）

避難所等で隔離等が必要な期間の目安

避難所等における感染症発生時の対応について

- 避難所等で偏見や差別的なことが起こらないように、ご本人やご家族等の人権について配慮し、また個人情報の扱いに十分注意して対応を行ってください。
- 「避難所で生活している人がまん延防止対応が必要な感染症と疑われた場合の対応の原則」(別紙)に従って対応をおこなってください。

注 意 !

・避難所等において感染症がまん延することを防ぐために、発症者(疑われる者を含む)に対し、保健所の指示で個室等への隔離をお願いすることがあります。

ここに示す「避難所等で隔離等が必要な期間の目安」は、法令等の根拠があるものではなく強制力はありませんのでご注意ください。対象者やご家族等に理解を得るための参考情報として活用いただきたく提示するものです。

実際の事例で隔離の解除時期等を判断するときは、保健所と状況の情報等を共有し保健所の指示に従っていただくことをお願いします。保健所はここに示した目安を基準として使用しますが、事例の状況によって総合的に判断しますので隔離期間が目安と異なることがあります。

感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症など)

- 隔離等期間の目安：下痢や嘔吐の症状が消失するまで。

説明：症状のある間が主な病原体の排泄期間なので、下痢、嘔吐症状が消失した後、隔離等解除するが、症状消失後長期間病原体を排泄することもあるので手洗いを励行する。

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

- 隔離等期間の目安：耳下腺などの腫れ出現から5日を経過するまで。

説明：感染期間は腫脹5日ころまで、とされているが、唾液中には9日後まで検出されるので、手洗い等を励行する。不顕性感染があり発症者隔離のみでは拡大予防できないことがある。

水痘(みずぼうそう)

○隔離等期間の目安：全ての発疹が痂皮化するまであるいは水疱出現6日後まで。

説明：空気感染，飛沫感染。膿や水疱中にはウイルスがいるので接触感染もする。

インフルエンザ

○隔離等期間の目安：発熱した後5日，かつ解熱した後2日を経過するまで。
ただし幼児(未就学年齢児)においては，発症した後5日，かつ解熱した後3日を経過するまで。

説明：低年齢患児では長引く。抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため，発症5日を経過するまで，とする。咳嗽や鼻汁が続き，感染力が残ると考えられる場合は，さらに長期に及ぶ場合もある。

(以上の情報は，日本小児科学会 予防接種・感染対策委員会が示した「学校，幼稚園，保育所において予防すべき感染症の解説」をもとに熊本県保健所長会が整理したものです。)

□ ■ 避難所生活における感染予防チェックリスト ■ □

・実施年月日(年 月 日) ・人数(日中: 名, 夜間: 名)

① 手指衛生について

1	手洗い等に使用する水の種類はどれか。	水道水	蛇口付きタンク
2	避難所の入口、トイレや手洗い場に手指消毒剤が設置してあるか。	している	していない
3	手指消毒剤が使われているかどうか(量が減っているか)確認しているか。	している	していない
4	避難所住民が手指衛生の必要性がわかるよう声掛けや放送、ポスター等で啓発しているか。 ポスター掲示場所()	している	していない
5	ペーパータオルを設置している場合、ぬれないよう立てて設置しているか。	している	していない

② トイレの衛生環境について

1	1日1回以上は掃除を行い、きれいであるか。(1日の掃除回数: 回)	している	していない
2	掃除を行う当番者は、掃除のやり方ポスターを見ながら手袋・マスクをして、ポスターの順番で清掃しているか。	している	していない
3	オムツや汚物入れを毎回掃除のたびに、一杯になったら捨てているか。	している	していない
4	自分で調整した消毒液(次亜塩素酸ナトリウム)は定期的に作り変えているか。 調整した日付は明確に分かるようになっているか。	している	していない
5	トイレ掃除は誰が行っているか()		

③ 食品管理について

1	調理者(配給者)が、毎回手指衛生実施後に配給しているか。	している	していない
2	期限が過ぎた食品を定期的に確認し、廃棄しているか。	している	していない
3	おにぎり、お弁当などは配給された後すぐに食べることが理想だがやむを得ず保管する場合は、冷蔵庫などに保管するなど温度管理しているか。	している	していない
4	食中毒予防を定期的に声掛けや放送、ポスター等で啓発しているか。 ポスター掲示場所()	している	していない
5	共用の冷蔵庫には、氏名、開封日等を記入したものを入れているか。	している	していない

④ 環境衛生について

1	一日3回以上避難所の窓を開けて、換気を行っているか。	している	していない
2	換気扇や空調設備で換気することが可能であるか。	している	していない
3	ゴミが整理されており、悪臭やハエなどがいないか。	されている	されていない
4	生ごみ用のゴミ箱にはふたがされているか。	されている	されていない
5	蚊やハエなどが入ってこないように網戸等で配慮しているか。 (網戸が設置不可の場合は蚊取マット等で対策しているか)	している	していない
6	湿度計を設置しているか。(場所 測定時間 時 分)	している	していない

⑤ 体調不良時の体制について

1	体調不良者(発熱・嘔吐・下痢)が出たときの体制が話し合われているか。	ある	なし
2	体調不良者用に隔離する部屋があるか。	ある	なし
3	隔離する部屋に専用のはきものがあるか。	ある	なし
4	嘔吐時に対応する消毒セットを準備しているか。 (設置場所)	している	していない
5	嘔吐時に対応する消毒セットの使い方を知っているか。	知っている	知らない

⑥ その他 気になったこと

* 毎週〇曜日朝のミーティングで提出してください。

熊本県〇〇保健所 TEL:
FAX:

□■避難所生活における感染予防チェックリストについて■□

※まずはこちらからお読みください！

①目的

避難所では多くの方が生活しているため、一度感染症等が発生すると沢山の人が蔓延してしまう危険性があります。そこで、避難所の中でどのような視点で感染症予防をしていくとよいか、避難所代表者がそのポイントを把握でき、今後の対策がとりやすくなるよう活用するものです。

②チェックリストの活用方法について

- ・避難所の感染予防対策に必要なチェックリストになっていますので、時々このような視点で避難所の様子を確認してみましょう。
- ・気になる点は、〇〇保健所にご相談ください、一緒に対策を検討します。

③チェックリストの配布から提出まで

チェックリスト配布：初回は〇〇保健所から配布します。次回以降はコピー等をして利用してください



チェックリスト記入：避難所の衛生状態を把握するため、管理者が記入します。気になることがあれば、「その他」欄に記入してください。

※対応が適切だった場合は、これからも継続していただけるようお願いいたします。
※改善が必要だった箇所については、現状を踏まえてどのように改善できそうか、対策の検討をお願いします。



〇〇保健所へFAXにて提出してください。(毎週〇曜日)
〇〇保健所 FAX:



チェックリストを基に、週〇回程度、保健所が避難所を巡回します。

◆改善策として対応したことがありましたらご記入ください◆

◆保健所へ相談したいことがありましたらご記入ください◆

くまもと、前へ



FOR
KUMAMOTO
PROJECT

災害後のこころのケアについて

熊本県精神保健福祉センター

はじめに

この「くまモンと、前へ」は災害を経験された皆様へ向けて作成したパンフレットです。

大きな災害によるショックから立ち直るのに必要な時間は人それぞれです。また、同じ経験をしても反応が強く出てくる方もいれば、そうではない方もいます。災害後の生活環境の変化などでイライラしやすくなっていたり、体調不良が続いていたりする方もいらっしゃるかもしれません。

本誌の1ページから6ページまでは、そういったところとからだの調子との関係、そして自分で取り組めるところとからだの回復の助けになるものをご紹介します。7ページから9ページはこのパンフレットを手にとったあなたの周りに、助けが必要な誰かがいたときに開いていただきたいページです。

皆様一人ひとりがお自身のところとからだの健康を守り、元気に日々を送れるようお役に立てていただければ幸いです。

もくじ

- ✿ 災害後のこころの動き…………… 1
- ✿ 災害後に起こるこころとからだの変化… 2
- ✿ こころとからだの回復とストレス………… 3
- ✿ こころの健康を守るために…………… 5
 - 睡眠…………… 5
 - リラックス…………… 6
 - 気づき支えあう…………… 7
声かけ／話を聞く／つなぐ
 - 相談する…………… 10
相談機関一覧



©2010 熊本県くまモン

災害後のこころの動き

災害は突然の出来事であり、日頃からの備えでも対応できない規模の被害をもたらしました。そして誰もがいやおうなく、今までに経験したことのない生活を強いられました。

大きな災害の後、ショックを受けたところは時間とともに変化し、回復へ向かっていきます。変化の過程や程度はさまざまですが、同じようなパターンがみられることが知られています。

災害後のこころの動き

災害の発生



ぼうぜん じしつ き
茫然自失期

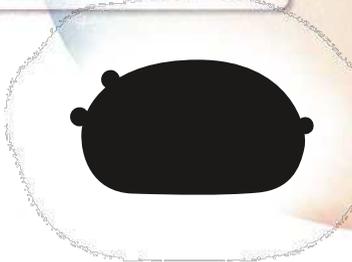
災害直後

強いショックで茫然自失となったり、危険をかえりみない行動に出たりする



ハネムーン期 1週間～6カ月

被災者同士が強い連帯感で結ばれ、助け合い、被災地が温かいムードに包まれる



さいけん き

再建期

その後の数年間

被災地に日常が戻り始め、被災者が生活の建て直しへ向かい始める。

げんめつ き

幻滅期

2ヶ月～1,2年

被災者の疲れがピークとなり、やり場のない怒りから援助の遅れや行政への不満が噴出する。トラブルや心身の不調が現れやすい。

全ての人が同じように立ち直れるわけではありませんし、被害を無理に忘れようとしたりすることは逆効果です。大きなショックを受ければ、回復には多くの時間が必要になります。まずは自分自身をねぎらうこと、そして周りの人とお互いの努力をねぎらうことが前向きな力を取り戻す助けとなります。

災害後に起こることからだの変化

まずは今のご自身の健康状態を、災害前の健康状態と比べてみてください。次に挙げた反応は、災害などで大きなショックを受けた直後に起こる反応です。それらのほとんどは**安心した生活を送ることで自然に回復していきます**。しかし、回復には時間がかかり、その程度も人それぞれです。

現在もこのような反応が続き、それに悩まされている方は4ページ以降をお読みいただき、できることから取り組んでみてください。

からだの調子について

- 眠れない、朝早くに目が覚める
- 熟睡感がない
- 食欲がない
- 下痢や便秘が続いている
- 疲れがとれずからだがだるい
- 疲れやすい
- 頭痛・めまい・肩こりに悩んでいる
- 何も無いのに胸がドキドキする
- 胃の不快感
- 悪い夢、変な夢ばかり見る

気持ちについて

- 悲しさや寂しさが強い
- イライラしやすくなる、怒りっぽい
- 集中力がない
- 仕事にとりかかる気になれない
- 気分が高揚してしまう
- 好きなこともやりたくない
- 物事を悪い方向へ考え、これから先の自信がない
- 物音や揺れなどに敏感になる
- 悪いことをしたように感じて自分を責める

行動について

- 最近声を上げて笑ったことがない
- 決断力が鈍くなった
- 人に会うのが面倒くさくなった
- 反応が遅くなる
- 落ち着きがなくなる
- 表情が暗くなる
- 涙もろくなる
- 飲酒量が増えた



子どもに起こりやすい変化

- 朝起きれない。夜尿、頻尿
- 一人でのいるのを怖がる、大人と離れたがらない
- いつもびくびく、びっくりしやすい
- 出来事の話を話したくない
- 出来事が起きた時に、自分を責めたり、周囲を責めたりする
- うまくいかないと悲観的になる
- 落ち着かない、注意、集中力が難しい
- 自分を傷つけたり、無謀な行動がみられる…など
- できていたことができなくなる

高齢者に起こりやすい変化

- 抑うつ傾向が目立つ
- 急に物忘れがひどくなる
- 夜間うろろうと徘徊する
- 自分が今どこにいるのか、わからなくなる

反応があまりに強く、日常生活に影響していると感じている方は相談機関(→P.10)へご相談ください。

こころとからだの回復とストレス

ストレスや悩み事が重なると、回復にブレーキがかかってしまいます。ストレスとひと口に言っても、災害そのものが大きなストレスであったことはもちろんですが、災害の影響で新たに出来たストレスもあれば、元々あったストレスが強まって出てきているということも考えられます。まずは今、どんなことが問題になっているのかを整理してみましょう。

仕事のストレス

- 人間関係
- 異動
- 転職
- 退職
- 昇進
- 仕事量の増加
- 失敗
- リストラ (失業)



家庭のストレス

- 結婚 ●離婚 ●家族間の不和
- 死別 ●子どもの自立 ●引越し
- 介護 ●子育て



経済面のストレス

- 借金 ●経営不振
- 倒産 ●給料カット
- 生活費



健康面のストレス

- 病気 ●けが ●体力の低下
- 病気の再発・慢性化



全てのストレスの原因がはっきりと分かるとは限りませんし、復興の途中で解決に時間のかかるものもあります。でも、ストレスを溜め込んでいけば、こころやからだに影響が出てくる場合があります。そんなときはまず、少しずつでもストレスを解消し、健康ないつもの自分を目指して、次のページの要素を生活に取り込んでみましょう。



ストレスを軽くする要素

睡眠



P.5へ

気づき支えあう



P.7へ

リラックス



P.6へ

相談する



P.10へ

増やす
多くする

睡眠 リラックス
気づき支えあう
相談する



健康ないつもの自分へ

こちら側が下がると、
健康度が下がってしまいます

こころのシーソー

こころの健康を守るために



こころの健康を守るために

睡眠

十分な睡眠を取ることは、こころとからだの健康を維持する基本中の基本です。眠りによって昼間活発に働いている脳を休めることができます。また、からだの疲れをとったり、免疫機能が高まって風邪を引きにくくなる、からだの調子が整えられるといったことも、眠っている間に起こることです。睡眠時間も大事ですが、質のよい睡眠をとることがなにより大事です。

●● 快適な睡眠をとる生活習慣のポイント ●●

- 朝起きたらまずカーテンを開け、朝日を浴びる
(太陽光を浴びることで体内時計をリセット)
- 定期的な運動習慣
(日中と夜の体温差が快眠につながります)
- 睡眠時間にこだわりすぎない
(適正な睡眠時間は人それぞれです)
- 昼寝は短く20分、午後3時までに



- 夕食は腹八分、寝る3~4時間前にすませ
(胃腸が働いているとよく眠れません)
- 寝る前はリラックス
(次のページを参照下さい)
- 寝る前のコーヒー、お茶は避ける
(カフェインは脳を覚醒状態にします)
- 眠れないからといってお酒を飲みすぎない



ストレスによる睡眠障害

「眠れないだけ」と、不眠を放っておくとこころとからだにさまざまな悪影響が起こります。不眠と一口に言っても原因はさまざまです。どうしても眠れない状態や、寝ても熟睡感がないなどの症状が続くようでしたら、医療機関などに相談しましょう。



リラックス

からだリラックスするところもリラックスします。人それぞれいろいろなリラックス法がありますが、ここでは一人のできるリラックス法をご紹介します。自分に合ったリラックス法を見つけてみてください。

楽しいと思うことをやる

好きなことをやっている時は、気持ちリラックスします。



笑う

笑うことで自動的に緊張がほぐれるスイッチが働きます。



ぬるめのお湯にゆっくり浸かる

血行を良くする事で、からだにたまった疲労物質がうまく排出されます。



腹式呼吸

口から5秒かけてゆっくり息を吐き出し、吐き切ったら3秒ほど止めます。



その後、鼻からおなかの中の空気をいっぱいにするように息を吸い込みます。これを5回繰り返します。

自然の音を聴く

小川のせせらぎなどの自然の音には「1/f ゆらぎ」と呼ばれる音の強弱の波があり、脳波をリラックス状態のα波に導いてくれます。電車の音やクラシック音楽なども同じような「ゆらぎ」を持っているといわれています。



からだのリラックス

こころの緊張をやわらげるためには、からだの筋肉の緊張をゆるめることが効果的です。筋肉を意識して、意図的に強く緊張させてから、一気に力を抜いて、緊張がゆるむ感覚を味わいます。



2~3回くり返し、ジワーッと力が抜けていく感じを味わいましょう ※力を入れるときは痛みを感じない程度の力にしましょう



気づき支えあう

あなたの身近な人の健康状態に変化はありませんか？

調子が悪いと感じても、自分からはなかなか言い出せなかったり、相談できなかったりすることがあります。

眠れない、食欲がない、口数が少なくなった等、身近な人の様子が「いつも」と違った時、どんなことができるでしょう。

身近な人の「変化」や、「助けを求めるサイン」に気づき、打ち明けるきっかけを作ってくれる人が周囲にいることで、適切な行動や支援につながっていきます。

身近な人の健康状態については、2ページのチェック表を参考にしてください。

声かけ

変化やサインに気付いたら、
声をかけ、話すきっかけを作りましょう。

眠れてる？

元気がないけど、
大丈夫？



何か力になれる
ことはない？



何か悩んでる？
よかったら話して



どうしたの？
なんだかつらそう
だけ……

子どもは、自分から周りに相談できないこともあります。
こころの傷は見えないのでわがままな状態と誤解されることもあります。
まわりの大人が普段と違う様子に気づくことが大切です



話を聞く

「話を聞いてもらうだけで安心した。」という方もいます。話を聞くときは、時間をかけて、しっかりと耳を傾けましょう。そして相手の状況を心配していることを伝えましょう。



これまでよく
がんばってきたね

ねぎらう



一緒に考える

一緒に考えてくれる人がいることは、
孤立を防ぎ安心を与えます



元気がなくなって
心配しているよ

心配していることを伝える

子どもの感情を理解し、気持ちを受け止めましょう。
大切なのは、寄り添いや見守りによって子どもが安心を感じられるようになることです。



つなぐ

自分が相談に乗って、
困ったときの相談先を知っておく。

自分の状況を言葉にして、身近な人に聞いてもらうことは、想像以上に安心感を得ることができ、ストレスの解消につながります。しかしながら、話を聞くだけでは解決が難しかったり、身近な人がなかなか回復しないと感じたりしたときは、10ページにある相談機関を参考に、地域の相談窓口等に相談しましょう。

はじめは、相談機関への相談に抵抗を示す方もいるかもしれません。一方的に勧めるのではなく、一緒に考えた上で提案したり、「一緒に」行こうと勧めたりするなど、相手の気持ちを踏まえて対応しましょう。

大切なのは、一人で抱え込まないことです。



特に、子どもの変化に保護者が戸惑い、悩み、一人で抱え込んで、自分を追いつめてしまうことがあります。
そんな時は信頼できる誰かに相談しましょう。

こころの健康を守るために

ひとりで悩まず、
相談しよう



相談する

こころの健康を守るために

どうしても気持ちが前に向かない、つらい、悲しい気持ちがずっと続いている、問題はハッキリしているのだけどどうしたらよいか分からない、そういった場合は相談機関に相談しましょう。

まずはお気軽にご相談ください。

熊本県内の相談機関

種別	窓口	電話番号	受付時間等
こころの健康	熊本県精神保健福祉センター	096-386-1166	平日9:00～16:00
	熊本市こころの健康センター	096-362-8100	平日9:00～16:00
	熊本いのちの電話	096-353-4343	24時間
	熊本こころの電話	096-285-6688	10:00～22:00
	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間

種別	窓口	電話番号	受付時間等
その他の相談	熊本県中央児童相談所	096-381-4451	平日8:30～17:15
	熊本県八代児童相談所	0965-32-4426	平日8:30～17:15
	熊本市児童相談所	096-366-8181	平日8:30～17:15
	熊本県立教育センター	0968-44-6655	平日9:00～17:00
	熊本県子ども・若者総合相談センター	096-387-7000	平日8:30～21:00
	熊本市子ども・若者総合相談センター	096-361-2525	24時間年中無休
	熊本県女性相談センター	096-381-4454	平日8:30～17:15
	熊本県認知症コールセンター	096-355-1755	水曜日以外の9:00～18:00
	熊本県消費生活センター	096-383-0999	平日9:00～17:00
	熊本市消費者センター	096-353-2500	平日9:00～17:00

＜各保健所の連絡先＞

- 有明保健所(荒尾市、玉名市、玉名郡)0968-72-2184
- 菊池保健所(菊池市、合志市、菊池郡)0968-25-4138
- 宇城保健所(宇土市、宇城市、下益城郡)0964-32-1207
- 八代保健所(八代市、八代郡)0965-33-3229
- 天草保健所(天草市、上天草市、天草郡)0969-23-0172

- 山鹿保健所(山鹿市)0968-44-4121
- 阿蘇保健所(阿蘇市、阿蘇郡)0967-24-9030
- 御船保健所(上益城郡)096-282-0016
- 水俣保健所(水俣市、葦北郡)0966-63-4104
- 人吉保健所(人吉市、球磨郡)0966-22-3107

＜熊本市の各区役所保健こども課の連絡先＞

- 中央区役所096-328-2419
- 東区役所096-367-9134
- 西区役所096-329-1147
- 南区役所096-357-4138
- 北区役所096-272-1128

熊本県精神保健福祉センター

TEL.096-386-1166【9:00～16:00/月～金(祝日・年末年始を除く)】

〒862-0920 熊本県熊本市東区月出3丁目1-120

仙台市発行のパンフレット「まあるいはあと」を参考に作成しました。

被災された方へ

皆様、体調はいかがでしょう。眠れていますか？ 食欲はありますか？
あまりのことに、多くの皆様が、大きなストレス、心理的負担を感じていらっ
しゃることとお察しいたします。
ストレス状態が長く続くと、気もちやからだ、考え方に、さまざまな変化が
あらわれることがあります。

《気もちの変化》

- 不安や緊張が強い
- イライラする
- 怒りっぽくなる
- 気分の浮き沈みが激しい
- 涙もろくなる
- 自分を責める
- 投げやりになる
- 誰とも話す気にならない

《からだの変化》

- 疲れやすい
- 目まい、頭痛、肩こり
- 吐き気、腹痛
- 食欲不振、過食
- 眠れない
- 悪夢、同じ夢をくりかえし見る

《考え方の変化》

- 考えがまとまらない
- 同じことをくり返し考える
- 記憶力が低下する
- 皮肉、悲観的な考え方になる

*子どもでは、上記に加えて 大人にしがみつく、よく泣く、お漏らしする、
聞き分けが悪くなるなど、いわゆる赤ちゃん返りがみられる場合があります。

- これらの状態は、人によっては数週間続くことがあります。しかし、強い又は
慢性的なストレスを受けた場合、多くの方に起こりうる、正常な反応です。
- 自然に回復していくことがほとんどですが、気もちを誰かに話したり相談した
りすることで、つらさがやわらぐことがあります。お一人だけで抱え込まずに
ご相談ください。
- 食事や睡眠など、日常生活のリズムをなるべく崩さないようにしましょう。
ご自分の時間も大切にしましょう。
- ストレスの多いメディアの見聞を制限し、信頼できる情報を収集しましょう。

熊本県精神保健福祉センター

こころの健康相談電話 096-386-1166

午前9時～午後4時 月～金（祝日・年末年始を除く）

被災した子どもに接する周囲の方へ

災害を経験した子どもたちのところとからだには、いろいろな変化が起こることがあります。



〈子どもに現れやすいストレス反応〉

- ・赤ちゃんがえりをする
- ・甘えが強くなる
- ・わがままを言う、ぐずぐず言う
- ・反抗的になったり、乱暴になる
- ・災害体験を遊びとして繰り返す

〈対応方法〉

- ★ 一緒にいる時間を増やしましょう。
- ★ 子どもが話すことは、否定せずに聴いてあげましょう。
- ★ ただし、話したくないときには無理に聞きださないようにしましょう。
- ★ 抱きしめてあげる、背中をさするなど、スキンシップの機会を増やしましょう。
- ★ 災害体験を遊びとして繰り返すことは、本人が落ち着いていくプロセスです。無理にとめないようにしましょう。

※このようなからだやところの変化は、正常な反応です。周囲の大人が落ち着いて受け止めることで、ほとんどの場合は時間とともに回復していきます。



©2010 熊本県くまモン

*内閣府「ほっと安心手帳」を基に熊本県精神保健福祉センターが作成〈平成28年4月〉

被災されたお子さんをお持ちのご家族の方へ

大きな災害の後は、こころや体の不調が現れやすくなります。特にお子さんの場合は、こころの不安が様々な行動となって現れることがあります。一旦落ち着いたように見えても、災害関連のニュースを見たり、災害が起きた日が近づいてきたりすると、ぶり返したように見えることもあります。

お子さんに表れやすい変化

行動の変化

- ・赤ちゃんがえり（おもらし、指しゃぶりなど）
- ・甘えが強くなる
- ・親のそばから離れたがらない
- ・そわそわして落ち着かない
- ・反抗的になったり乱暴になったりする
- ・災害を連想させるような遊びをする
- ・一人になることや知らない場所、暗い所や狭い所を怖がる
- ・保育園や幼稚園、学校へ行きたがらない

こころの変化

- ・イライラして機嫌が悪い
- ・小さい物音にもびっくりする
- ・突然興奮したりパニック状態になる
- ・泣いたり落ち込んだり感情が不安定になる
- ・表情が乏しくなったり、感情がなくなったかのように見える

体の変化

- ・食欲がなくなったり食べ過ぎたりする
- ・寝つきが悪くなったり何度も目覚めたりする
- ・悪い夢を見たり夜泣きをしたりする

災害を経験したお子さんがこのような反応を示すことは正常なことです。右に書いてある対応をとりながら様子を見ましょう。

ただし、長引いたり心配な場合には、右の相談先やお近くの専門機関に相談しましょう。

お子さんと接するとき心がけたいこと

- お子さんの話をよく聴く
現実にはないような話をしても、否定せずに耳を傾けます。その上で、お子さんが安心できる言葉をかけてあげましょう。
例えば… 「心配なことがあったら何でも言ってね」
「大丈夫だよ」
「守っているから安心してね」
ただし、話したくなさそうなときは無理に聞き出さないようにします。
- 家族がいっしょにいられる時間を増やす
- 食事や睡眠などの生活リズムを崩さないようにする
- 小さいお子さんには自由に遊べる時間を作ったり、抱っこなどのスキンシップを増やす
- 少し大きなお子さんで周りに気を遣う頑張り屋さんの場合、負担が大きくなりすぎないように配慮する
- 災害を連想させるような遊びをしていますが、とがめたり注意したりせず見守る

ご家族自身のケアも

ご家族の心の健康を保つことがお子さんの安心感につながります。ご家族も意識して体を動かすようにしたりして、心をリラックスさせることが大切です。

相談先

<例> ○○市町村○○課（保健センター） 000-000-0000
熊本県○○保健所 保健予防課 000-000-0000
熊本県中央児童相談所 096-381-4451
熊本県八代児童相談所 0965-33-3247

啓発パンフレット

今も頑張っているあなたに...

皆のために一生懸命な、あなたの健康は大丈夫ですか？

気持ち頑張っても、人間の体には限界があります。

未長く頑張るために、忙しさの中でもできるだけ休む工夫をすることも、
必要な頑張りの一つです。

働きながらできること

- 交代制をうまく活用し、互いが休めるよう助けあう
- 形式的な命題を省くなど、業務を簡略化する
- 仕事で受けた自分のストレスに気づく
- 仕事と、自分の人生を両立しない



仕事外で気をつけること

- 過度の飲酒、喫煙、カフェイン摂取は避ける
- テレビ、パソコン、スマートフォンは疲労不眠のもと
- 精神的に孤立しないように、感じたことは口にする
- 忙しい時ほど、まず睡眠を優先



私たちは 健康のために頑張る
あなたを応援しています。

【連絡先】

プワイバシーに十分配慮して対応いたします。

チェックリスト

こころのチェックリスト

実施日 年 月 日
 氏名 年齢 歳 (男・女)
 住所

【質問】

災害後は生活の変化が大きく、色々な負担（ストレス）を感じる
 ことが、長く続くものです。最近1ヵ月間に今からお聞きするよう
 なことはありませんでしたか？

1. 食欲はどうですか。普段と比べて減ったり、増えたりしていませんか？	はい・いいえ
2. いつも疲れやすく、身体がだるいですか？	はい・いいえ
3. 睡眠はどうですか。寝つけなかったり、途中で目が覚めることが多いですか？	はい・いいえ
4. 震災に関する不快な夢をみることがありますか？	はい・いいえ
5. 憂うつで気分が沈みがちですか？	はい・いいえ
6. イライラしたり、怒りっぽくなっていますか？	はい・いいえ
7. ささいな音や揺れに、過敏に反応してしまうことがありますか？	はい・いいえ
8. 災害を思い出させるような場所や人、話題を避けてしまうことがありますか？	はい・いいえ
9. 思い出したくないのに災害のことを思い出すことはありますか？	はい・いいえ
10. 以前は楽しんでいたことが楽しめなくなっていますか？	はい・いいえ
11. 何かのきっかけで、災害を思い出して気分が動揺することはありますか？	はい・いいえ
12. 災害についてはもう考えないようにしたり、忘れようと努力していますか？	はい・いいえ

ストレス症状の自己診断

(気づいた項目に☑チェックしましょう)

ストレス症状について知っていることがストレスの処理に役に立ちます。以下の症状の4~5項目なら問題はありませんが、6~7項目以上あてはまる場合には注意が必要です。

- 周囲から冷遇されていると感じる
- 向う見ずな態度をとる
- 自分が偉大のように思えてしまう
- 休息や睡眠をとれない
- 同僚や上司を信頼できない
- ケガや病気になりやすい
- ものごとに集中できない
- 何をしても面白くない
- すく腹が立ち、人を責めたくなる
- 不安がある
- 状況判断や意思決定をよく誤る
- 頭痛がする
- よく眠れない
- 酒やタバコが増える
- じっとしていられない
- 気分が落ち込む
- 人と付き合いたくない
- 問題があると分かりながら考えない
- いらいらする
- もの忘れがひどい
- 発疹が出る

☑の個数… 個

避難所を支援
した621事例
から作った

避難所での 認知症の人と家族 支援ガイド



「避難してください!」

そのとき、認知症の人と介護する家族が躊躇しない“認知症になっても安心して暮らせるまち”にするために避難所でのケアを考えましょう

**東日本大震災のときには、
40万人以上の人々が避難生活をしました。
その中には、地域で暮らす認知症の人と家族も一緒でした。**

1

まず、環境づくりをしましょう

避難所には認知症の人を含め支援が必要な方がいます。
避難所生活の環境づくりをまずしましょう。

認知症は人や急激な環境の変化についていけない病気です。

可能であれば、介護している家族とともに避難所の隅の方へ、そしてパーテーションなどで仕切り安心できる空間を作ることで不安を軽減してください。
認知症の人のさまざまな行動は、あなたへの訴えです。



こんな環境を避難所でつくりましょう。

「避難所生活を継続するために必要だったことは何ですか？」

(当センターが実施した東日本大震災避難所支援者アンケート調査結果より)

認知症の人専用スペースを確保する

個室を確保することが理想ですが、難しい場合仕切りをし、ゆっくり対応できる場所を確保しましょう。

専用のおむつ交換や排せつスペースが必要

排せつの問題で多くのトラブルが発生しました。別の場所が確保できない場合もありますので周囲の方は理解してください。特に夜は尿の回数が多くなる場合があります。

落ち着く静かな環境

認知症になると音に敏感になります。避難後すぐに不穏になり、トラブルになることが多くありました。出来るだけ静かな場所を確保しましょう。

顔見知りの人が近くにいる環境

顔見知りの人がたくさんいると安心していました。ご本人の顔を見て出来るだけ話しかけてみてください。

東日本大震災被災者の声

- 大きな標識がなくトイレの場所が分からなかった
- 照明や空調を整える必要があった
- 介護用品が不足した
- 暖かいところはトイレから遠い場所で移動が困った

避難所で準備しておきたいもの

- ポータブルトイレ
- パーテーションや仕切りになるもの
- ビニール袋 毛布

2

周りの方の理解とかかわり方

認知症の人のさまざまな行動はあなたへの訴えです。

認知症について詳しい人はいませんか？

認知症は病気です。近くに、介護経験のある方、認知症サポーターの方が居るか確認し、避難所全体で協力し対応することでしのぐことができました。(当センターが実施した東日本大震災避難所支援者アンケート調査結果より)

周囲の方々の理解があればそこに居られます。

認知症の人への接し方

✓ 驚かせない

同じ目線で、前からゆっくりとが基本です。

✓ 急がせない

思うように言葉が出なくなります。ゆっくり聞いてください。

✓ 自尊心を傷つけない

一人の人生の先輩として接することで本人も落ち着きます。

✓ 介護者へも声かけを

介護者は自分のこともままならず、認知症の人と周囲の人に集中しています。協力して共同生活を考えていきましょう。



(全国キャラバンメイト連絡協議会資料を参考に作成)

認知症の人が過ごせる条件

東日本大震災の時の教訓として避難所生活の条件として次のことがあげられました。

1位

周囲の方の
理解があった

2位

なじみの人や
家族が
近くにいた

3位

介護者を
支援する人
がいた

4位

常に見守れる協力体制があった

5位

日課や役割等を作った



その他に、認知症の知識がある、飲込みやすい食事、レクリエーションなどがあげられました。

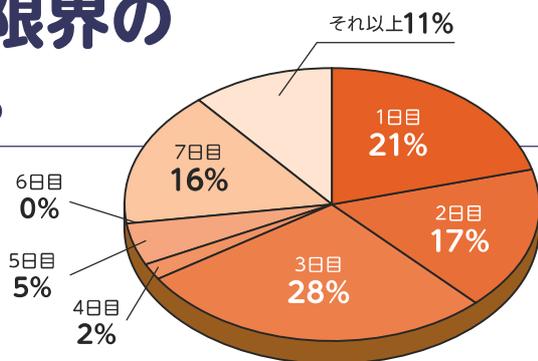
3

避難所生活での“がんばる”には 限界があります。 二次避難所である福祉避難所への 移動準備をしましょう。

東日本大震災のときには、避難所生活の限界を感じたのは平均で3.11日でした。その期間を過ぎると、排せつや健康管理で問題が生じ一緒に暮らすことはお互いにつらい思いをしていました。(当センターが実施した東日本大震災避難所支援者アンケート調査結果より)

認知症の人が生活できる限界の 日数は平均3.11日でした。

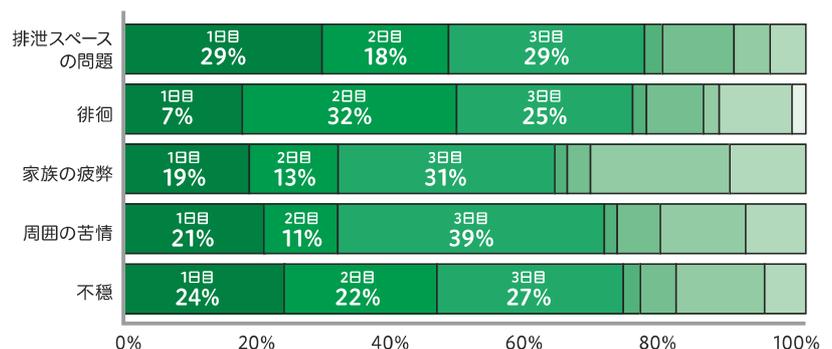
認知症の人は多くが高齢で身体も弱くなるため避難所でがんばり続けるのにも限界があります。また介護家族は普段の生活でも精一杯ですので一層負担感は増大します。調査結果でも、避難初日から、生活に重大な影響を及ぼす出来事が起こってきます。



限界となる出来事が起こる日数

排せつの問題は、避難初日から問題になり、避難所にいることが難しくなります。また、3日目までに、不穏、徘徊等も起こり、長期化は家族の負担にもなっていました。

■ 1日目 ■ 2日目 ■ 3日目 ■ 4日目
■ 5日目 ■ 6日目 ■ 7日目 □ それ以上



移動準備に向けて

早期の福祉避難所への移動に向けて**その人の情報(名前、年齢、病歴など)**を紙に書いておきましょう

福祉避難所は、二次避難所です。**家族も一緒に避難することができます。**

認知症であることを**周囲の人に理解**してもらい、**早期の移動**を申し出るようにしましょう。

先は見えないのではありません。1週間以内に必ず助けが入ります。

避難所での認知症の人や 高齢者の健康管理



食事について

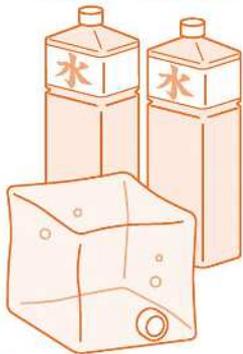
避難所では、十分な栄養状態を保つことができる食事は用意できません。東日本大震災では乾パンやおにぎり程度しかなく、高齢者にとっては、飲み込むことが難しい食品がほとんどです。果物や缶詰など水分の含まれたものがある場合には優先的に高齢者に行き渡るようにしてください。



細かく刻むなどして食べやすい食事を用意しましょう。
サプリメントも積極的に活用しましょう。

誤嚥に
注意しましょう。

水分摂取について



水が止まるとトイレが流せなくなります。トイレに行くことを遠慮して水分を減らすのではなく、一日1リットル以上は水分を補給しましょう。水分不足が便秘を引き起こしたり、エコノミー症候群を誘発したりすることがあります。

トイレを気にせず使えるように配慮
しましょう。

専用トイレスペースの
確保

高血圧の方への注意

避難所では治療薬を持たないで避難しなければならないこともあります。血圧をあげてしまうような、菓子やインスタント麺はできるだけ控えましょう。

好ましい食品



アルファ化米 乾パン

控えた方がよい食品



菓子類

糖尿病の方への注意

避難所にはお菓子やインスタント麺などの塩分が高く、高エネルギーな食品が多く届けられます。糖尿病の方には、低エネルギーの食品や、低血糖をコントロールするためのアメなどの準備が必要です。また、食事の時間も出来るだけ規則的になるように心がけてください。

食事の時間を規則的にしましょう。
菓子などの栄養の偏った食品は
避けましょう。

簡単な運動を毎日しましょう (生活不活発病の予防)

動かない状態が続くことで、今まで出来ていたこともできなくなったり、身体が動かなくなったりします。これを生活不活発病といいます。

横になっているよりも座るようにしましょう

動きやすいように身の回りを片づけておきましょう

歩きにくくてもつえ等を使って工夫して歩くようにしましょう

避難所でも気分転換を兼ねて散歩をしましょう

みんなでラジオ体操をしましょう

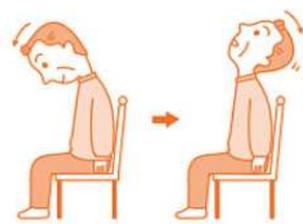


楽しみや役割を見つけましょう

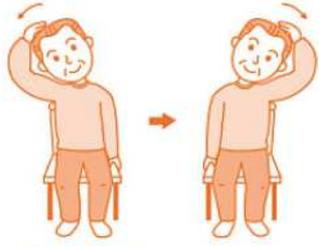


エコノミークラス症候群の予防体操

①首の運動

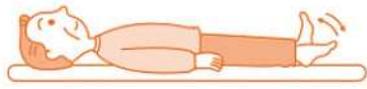


前に10秒、うしろに10秒



左右も10秒ずつ。反対側の肩があがらないように気をつけて。

③定首の曲げ伸ばし



イスに座った姿勢でもOK。10回おこないましょう。

②体の運動



肩の高さで手を組み、前に伸ばして左右に体をひねる。10秒ずつ、1～2回。

④足のマッサージ



痛いところやかたくなっているところをさがして、指でおしたり、さすったりもんだりしましょう。

⑤足の指の運動

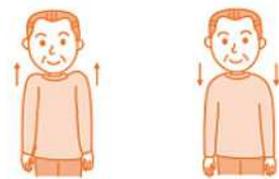


足の指でグー、チョキ、グー、パー。10回おこないましょう。

手を組んで上にあげ、左右に体を倒す。10秒ずつ、1～2回。



⑥肩の運動



思いきり両肩をあげてストンと落としましょう。4～5回おこないましょう。

(参考「図解 寝たきり予防のかんたんトレーニング」大月書店)

生活機能低下を防ごう！

みんなで「生活不活発病」の予防を！

生活不活発病とは・・・

「**動かない**」(生活が**不活発**な)状態が続くことにより、心身の機能が低下して、「**動けなくなる**」ことをいいます。

地震のため環境が変化したことで、生活が不活発になりがちです。

周囲の道などが危なくて歩けない、周りの人に迷惑になるから、とつい動かないということもあります。

それまでしていた庭いじりや農作業ができなかったり、地震の後だからと遠慮して散歩やスポーツ・趣味等をしなくなったり、人との付き合いなどで外出する機会も少なくなりがちです。

このように生活が不活発な状態が続くと心身の機能が低下し「生活不活発病」となります。特に、**高齢の方や持病のある方**は起こしやすく、悪循環^{注)}となりやすいので、気をつけましょう。

活発な生活が送れるよう、みんなで予防の工夫を。

注) 悪循環とは・・・

生活不活発病がおきると 歩くことなどが難しくなったり 疲れやすくなったりして「動きにくく」なり、「動かない」ことでもますます生活不活発病はすすんでいきます。

予防のポイント

- 毎日の生活の中で活発に動くようにしましょう。
- 家庭・地域・社会で、楽しみや役割をもちましょう。
(遠慮せずに、気分転換を兼ねて散歩やスポーツや趣味も)
- 歩きにくくなっても、杖や伝い歩きなどの工夫を。
(すぐに車いすを使うのではなく)
- 身の回りのことや家事などがやりにくくなったら、早めに相談を。
(練習や工夫で上手になります。「仕方ない」と思わずに)
- 「無理は禁物」「安静第一」と思いこまないで。
(疲れ易い時は、少しずつ回数多く。
病気の時は、どの程度動いてよいか相談を。)



※ 以上のことに、ご家族や周囲の方も一緒に工夫を。

発見のポイント ～早く発見し、早めの対応を～

「生活不活発病チェックリスト」を利用してみましょう。

要注意(赤色の□)に当てはまる場合は、
保健師、救護班、行政、医療機関などにご相談ください。

生活不活発病チェックリスト

下の①～⑥の項目について、

地震前（左側）と 現在（右側）のあてはまる状態に印 をつけてください。

地震前

現在

① 屋外を歩くこと

- 遠くへも1人で歩いていた
- 近くなら1人で歩いていた
- 誰かと一緒なら歩いていた
- ほとんど外は歩いていなかった
- 外は歩けなかった

- 遠くへも1人で歩いている
- 近くなら1人で歩いている
- 誰かと一緒なら歩いている
- ほとんど外は歩いていない
- 外は歩けない



② 自宅内を歩くこと

- 何もつかまらずに歩いていた
- 壁や家具を伝って歩いていた
- 誰かと一緒なら歩いていた
- 這うなどして動いていた
- 自力では動き回れなかった

- 何もつかまらずに歩いている
- 壁や家具を伝って歩いている
- 誰かと一緒なら歩いている
- 這うなどして動いている
- 自力では動き回れない



③ 身の回りの行為（入浴、洗面、トイレ、食事など）

- 外出時や旅行の時にも不自由はなかった
- 自宅内では不自由はなかった
- 不自由があるがなんとかしていた
- 時々人の手を借りていた
- ほとんど助けてもらっていた

- 外出時や旅行の時にも不自由はない
- 自宅内では不自由はない
- 不自由があるがなんとかしている
- 時々人の手を借りている
- ほとんど助けてもらっている



④ 車いすの使用

- 使用していなかった
- 時々使用していた
- いつも使用していた

- 使用していない
- 時々使用
- いつも使用

⑤ 外出の回数

- ほぼ毎日
- 週3回以上
- 週1回以上
- 月1回以上
- ほとんど外出していなかった

- ほぼ毎日
- 週3回以上
- 週1回以上
- 月1回以上
- ほとんど外出していない



⑥ 日中どのくらい体を動かしていますか

- 外でもよく動いていた
- 家の中ではよく動いていた
- 座っていることが多かった
- 時々横になっていた
- ほとんど横になっていた

- 外でもよく動いている
- 家の中ではよく動いている
- 座っていることが多い
- 時々横になっている
- ほとんど横になっている

次のことはいかがですか？

⑦ 地震の前より、歩くことが難しくなりましたか？

- 変わらない
- 難しくなった

⑧ ほかに、難しくなったことはありますか？

- ない
- ある → 和式トイレをつかう 段差（高い場所）の上り下り 床からの立ち上がり
- その他（具体的に記入を： _____)

氏名

（ 男・女 ， 才 ） 月 日現在

*このチェックリストで、赤色の（一番よい状態ではない）がある時は注意してください。

*特に 地震前（左側）と比べて、 現在（右側）が1段階でも低下している場合は、早く手を打ちましょう。

はじめよう!ロコモ予防!

熊本地震発生に伴い生活環境が変化したことにより、生活が不活発となりがちです。「動かない」(生活不活発)状態が続くことにより、筋、関節、筋肉などの運動機能の動きが衰えると、暮らしの中の自立度が低下し、介護が必要になったり、寝たきりになる可能性が高くなります。

いつまでも活動的でいきいきとした生活を行っていくため、運動機能の低下を早期に発見し(ロコチェック)、適切なトレーニング(ロコトレ)を続けることで運動器の健康を維持しましょう!



©2010 熊本県くまモン

ロコチェックで思いあたることはありますか?

- 家のやや重い仕事が困難である
(掃除機の使用、布団の上げ下ろしなど)



- 片脚立ちで靴下がはけない



- 家のなかでつまずいたり滑ったりする



- 2kg程度の買い物をして持ち帰るのが困難である
(1リットルの牛乳パック2個程度)

7つのロコチェック



- 階段を上るのに手すりが必要である



- 15分くらい続けて歩けない



- 横断歩道を青信号で渡りきれない

ひとつでも当てはまれば、ロコモである心配があります。
今日からロコモーショントレーニング(ロコトレ)を始めましょう!

*ロコチェックは、ロコモーションチェックの略です。運動器や介護予防に関する研究の進歩にあわせて、今後、項目が変更されることがあります。

ロコモティブシンドローム(ロコモ)～運動器症候群～とは?

運動器の障がいのために、要介護になっていたり、要介護になる危険の高い状態のことをロコモティブシンドロームといいます。

ロコモーショントレーニング(ロコトレ)

【注意！】治療中の病気やケガがあったり、体調に不安があるときは、まず医師に相談してから始めましょう。無理をせず、自分のペースで行いましょう。また、食事直後の運動は避けましょう。なお、痛みを感じた場合は運動を中止し、医師に相談しましょう。

ロコトレ その1 開眼片脚立ち

転倒しないように、必ずつかまるものがある場所で行いましょう。

床に着かない程度に片足を上げます。



左右1分間ずつ、1日3回行いましょう。

支えが必要な人は、医師と相談して机に手や指をつけて行います。



机に両手をつけて行います。



指をついただけでもできる人は、机に指だけをつけて行います。

ロコトレ その2 スクワット

- 椅子に腰かけるように、お尻をゆっくり下ろします。
- お尻を軽く下ろすところから始めて、膝は曲がっても90度を越えないようにします。



膝がつま先より前に出ないようにします。膝の曲がる向きは、足の第2趾の方向にします。

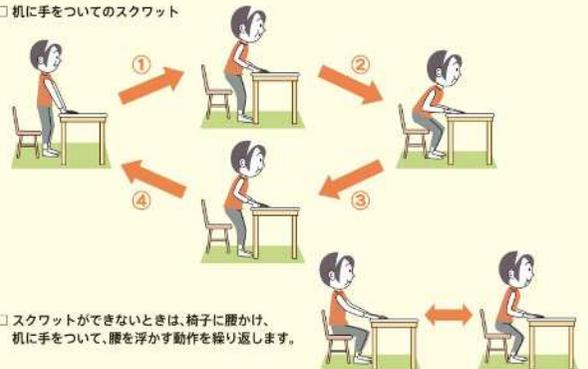
足は踵から30度くらい外に開きます。体重が足の裏の真ん中にかかるようにします。

安全のために椅子やソファの前行いましょう。

深呼吸をするペースで5～6回繰り返します。これを1日3回行いましょう。痛みを感じた場合は、お尻を下ろし過ぎないようにしたり、机などを支えに使ったりしてみてください。

支えが必要な人は、医師と相談して机に手をつけて行います。

□机に手をついてのスクワット



スクワットができないときは、椅子に腰かけ、机に手をつけて、腰を浮かす動作を繰り返します。

ロコトレ その3 その他のロコトレ

開眼片脚立ちとスクワット以外にも、いろいろな運動を積極的に行いましょう。



各種スポーツなど



妊産婦や乳幼児等への対応

避難所などを訪問される保健師等専門職の方へ（依頼）

令和 年（ 年） 月 日

〇〇保健所長

妊産婦や乳幼児、児童等の母子は被災による環境の変化が生じることで、妊産婦は精神的動揺により状態が急変したり、乳幼児・児童については保護者が児童等を養育することが困難になり支援が必要となる方がいらっしゃいます。

ついては、避難所等を訪問される保健師などの専門職の方においては、以下の点に注意していただき、必要な助言などの支援をお願いします。

記

1 妊産婦や乳幼児、児童等への配慮

避難所等において妊産婦や乳幼児、児童等、特に配慮を要する人について、専用のスペースの確保等、安心できる場所が確保されているか。また、体調の悪化や、児童の養育が行えていない等問題が生じていないか。

【体調の悪化等身体的に問題がある場合の対応】

- ・避難所の担当者に対応を依頼。
- ・かかりつけ医、市町の保健師への情報提供、支援要請。
- ・緊急に専門的な医療を要する場合である場合、管内医療機関への受診支援。

【児童の養育に問題がある場合の対応】

- ・避難所の担当者に対応を依頼。
- ・ミーティングの際の市町の保健師への情報提供、支援要請。
- ・育児に必要な紙おむつ、粉ミルク、ミネラルウォーター、衛生用品等の物品が不足している場合、避難所職員に避難所に物品の在庫があるか確認。避難所で物資が不足している場合は保健所に報告する。

2 支援者の状況

避難所において、妊産婦や乳幼児、児童等に支援者はいるか。家族のみが支援している場合、家族の支援・養育が大きな負担となってしまう可能性がある。

【問題がある場合の対応】

- ・周囲に保育士や育児経験のある方等の協力者がいないか呼びかけ。
- ・支援家族等に困りが生じたときには避難所職員に相談する等、育児を抱え込まないよう助言。

3 相談窓口の設置

【問い合わせ先】

〇〇保健所 保健予防課

TEL :

外国人への対応

避難所などを訪問される保健師等専門職の方へ（依頼）

令和 年（ 年） 月 日

〇〇保健所長

外国人のなかには日本語で情報を受けたり伝達することが十分でないため、多言語による情報提供などの支援を必要とする方がいらっしゃいます。

については、避難所等を訪問される保健師などの専門職の方においては、以下の点に注意していただき、必要な助言などの支援をお願いします。

記

1 外国人への配慮

避難所等において災害や緊急時の専門用語も含めた通訳や翻訳を行うなど配慮されているか。また、家族や親戚、友人等と一緒に避難してきており、文化の違いなどから専用のスペースの確保が必要な場合配慮されているか。

【問題がある場合の対応】

- ・避難所の担当者に配慮を依頼。
- ・避難所に通訳ボランティア等の外国語を通訳できる方の協力が得られないか呼びかける。

2 相談窓口の設置

○熊本県外国人サポートセンター

熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁本館7階（国際課内）

TEL：080-4275-4489

【問い合わせ先】

〇〇保健所 保健予防課

TEL：

身体障害者への対応

避難所などを訪問される保健師等専門職の方へ（依頼）

令和 年（ 年） 月 日

〇〇保健所長

肢体が不自由な方や視覚障害者、聴覚障害者等は、移動時の支援や情報の伝達方法、避難所での生活スペースの配置に配慮が必要となる方がいらっしゃいます。

については、避難所等を訪問される保健師などの専門職の方においては、以下の点に注意していただき、必要な助言などの支援をお願いします。

記

1 身体障害者への配慮

避難所等において身体障害を持つ方等、特に配慮を要する人について、車椅子や松葉杖を利用できたり、トイレに近い場所に専用のスペースの確保がされているか。また、避難所における視覚障害者や聴覚障害者等、情報伝達において配慮を要する人への配慮がなされているか。

【問題がある場合の対応】

- ・避難所職員、市町保健師に情報提供をして、避難所の担当者に配慮を依頼。
- ・介護を要する人への支援が不足している場合には、人的支援の不足を保健所に報告し、派遣を依頼する。もしくは、福祉避難所への避難の必要性を避難所職員、市町保健師に情報提供する。
- ・ミーティングの際に関係機関に情報提供する。

2 支援者の状況

避難所等において、身体障害者の方に支援者はいるか。家族のみが支援している場合は、家族の負担が過大となる可能性がある。

【問題がある場合の対応】

- ・周囲に介護経験がある方、手話での会話が可能な方など協力者がいないか呼びかけ。
- ・本人や家族などの支援者に困りが生じたときには避難所職員に相談する等、困りを抱え込まないように助言。

3 相談窓口の設置

【問い合わせ先】

〇〇保健所 保健予防課

TEL :

精神障がい者への対応

避難所などを訪問される保健師等専門職の方へ（依頼）

令和 年（ 年） 月 日

〇〇保健所長

精神障がい者は被災することにより精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療を受けたり、すでに治療を受けている方は治療・服薬を継続する必要があります。

ついては、避難所等を訪問される保健師などの専門職の方においては、以下の点に注意していただき、必要な助言などの支援をお願いします。

記

1 精神障がい者への配慮

避難所等において精神障がい者のような特に配慮を要する人について、専用のスペースの確保や家族や知人、仲間と一緒に生活が送れる安心できる場所が確保されているか。また、薬物治療をしている方について、服薬が継続できているか、持参している薬が不足していないか。

【問題がある場合の対応】

- ・避難所の担当者に配慮を依頼。
- ・かかりつけ医、担当の相談員、市町保健師、保健所保健師への情報提供、支援要請。
- ・薬が不足している場合は、かかりつけ医療機関の被災状況を確認し、対応ができる場合はかかりつけ医療機関に薬剤の処方依頼を依頼する。対応できない場合は、管内の他の精神科医療機関に薬の処方できないか相談する。
- ・緊急に専門的な医療を要する状況である場合、精神科医療機関への受診支援。

2 支援者の状況

避難所等において、精神障がい者の方に支援者はいるか。家族のみが支援している場合は、家族の負担が過大となる可能性がある。

【問題がある場合の対応】

- ・周囲に精神障がい者支援ボランティアや支援経験のある方等協力者がいないか呼びかけ。
- ・支援家族等に困りが生じたときには避難所職員に相談する等、困りを抱え込まないよう助言。

3 相談窓口の設置

【問い合わせ先】

〇〇保健所 保健予防課

TEL :

避難所等を訪問される保健師等専門職の方へ（依頼）

〇〇年〇月〇〇日

熊本県健康福祉部長寿社会局

認知症施策・地域ケア推進課

認知症の方をはじめ、高齢者の中には急激な環境の変化に対応できず、不穏となったり、体調を崩される方が多くいらっしゃいます。

については、避難所等を訪問される保健師等専門職の方においては、以下の点に注意していただき、必要な助言等の支援をお願いします。

記

1 認知症の方等への配慮

避難所等において認知症の方など、特に配慮を要する人について、専用のスペースの確保など、安心できる環境が確保されているか。また、認知症の BPSD（行動・心理症状）の発現等病状の悪化はないか。

【問題がある場合の対応】

- ・避難所の担当者に配慮を依頼。
- ・かかりつけ医、担当ケアマネジャー、地域包括支援センター等への情報提供、支援要請。
- ・福祉避難所、介護施設、病院等への移転の必要性の検討。
- ・緊急に専門的な医療を要する状況である場合、別添**認知症サポート医**の在籍する医療機関や**認知症疾患医療センター**への受診支援

2 認知症の方等への支援者の状況

避難所等において、認知症の方などに支援者はいるか。家族のみが支援している場合、家族の介護負担が過大となる可能性がある。

【問題がある場合の対応】

- ・周囲に認知症サポーター（認知症の応援者）や介護経験のある方等の協力者がいないか呼びかけ。
- ・支援家族等に積極的なボランティアの利用等、介護を抱え込まないよう助言。

3 相談窓口の設置

認知症の方や家族等からの相談窓口を設置している。今回の熊本地震に関する相談も可能。

熊本県認知症コールセンター 096-355-1755

（水曜日を除く毎日 9:00～18:00）

【問い合わせ先】

認知症施策・地域ケア推進課 〇〇、〇〇 096-333-2216 内（ ）

※ 引用・参考マニュアル等

- 1 熊本県災害時保健活動マニュアル, 平成 25 年 5 月, 全国保健師長会熊本県支部県分会
- 2 大規模災害における保健師の活動マニュアル, 平成 25 年, 日本公衆衛生協会, 全国保健師長会
- 3 宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン・マニュアル, 平成 25 年 4 月, 宮城県
- 4 静岡県災害時健康支援マニュアル, 平成 25 年 3 月改訂版, 静岡県健康福祉部
- 5 災害時保健活動ガイドライン, 平成 27 年 12 月, 長野県健康福祉部医療推進課看護係
- 6 茨城県災害時保健活動マニュアル (第 2 版), 平成 29 年 1 月, 茨城県健康福祉部保健予防課
- 7 鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル, 平成 28 年 3 月、鳥取県健康福祉部
- 8 鹿児島県災害時公衆衛生活動マニュアル, 平成 29 年 1 月, 鹿児島県健康福祉部
- 9 仙台市災害時保健活動実務マニュアル, 平成 27 年 1 月改訂, 仙台市
- 10 厚生労働科学研究費補助金「広域大規模災害時における地域保健支援・受援体制構築に関する研究」(平成 28 年度総括・分担研究報告書), 平成 29 年 3 月, 研究代表者 古屋好美
- 11 避難所運営マニュアル, 平成 29 年 8 月, 熊本県健康福祉部健康福祉政策課
- 12 福祉避難所運営マニュアル, 平成 29 年 8 月, 熊本県健康福祉部健康福祉政策課
- 13 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について
(平成 29 年 7 月 5 日科発 0705 第 3 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、他 3 局長 1 部長通知)

.....

※令和 7 年 (2025 年) 3 月一部改正にあたっての引用・参考マニュアル等

- 1 災害時の保健活動推進マニュアル, 令和 2 年 3 月, 日本公衆衛生協会／全国保健師長会
- 2 保健師の災害時の応援派遣及び受援のためのオリエンテーションガイド, 令和 2 年 3 月